

# 愛川町環境基本計画

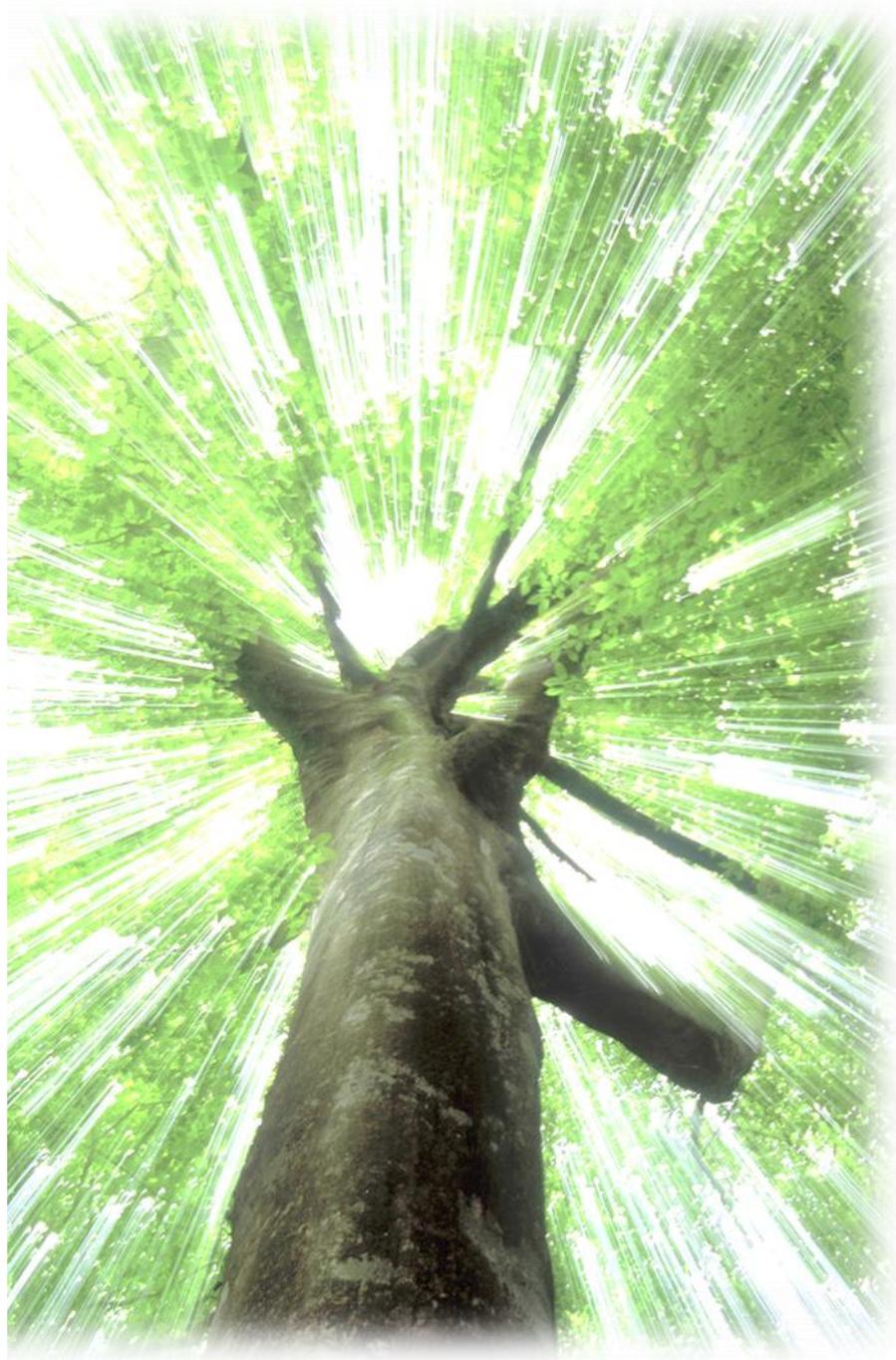
Aikawa Basic Environmental Plan

---

人に会い

自然に逢い

地球に愛



神奈川県 愛川町

# 愛川町環境基本計画

## -目次-

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 環境基本計画の考え方        | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨           | 1  |
| 第2節 計画の目的と性格          | 4  |
| (1) 目的                | 4  |
| (2) 性格                | 4  |
| 第3節 計画の位置づけ           | 4  |
| 第4節 計画期間              | 6  |
| 第5節 計画の対象範囲           | 6  |
| 第2章 地球環境問題と国内外の取組     | 7  |
| 第1節 地球環境問題            | 7  |
| (1) オゾン層の破壊           | 8  |
| (2) 地球温暖化             | 8  |
| (3) 酸性雨               | 8  |
| (4) 海洋汚染              | 9  |
| (5) 有害廃棄物の越境移動        | 9  |
| (6) 森林減少              | 9  |
| (7) 生物多様性の減少          | 9  |
| (8) 砂漠化               | 10 |
| (9) 開発途上国の公害問題        | 10 |
| 第2節 町民・事業者が地球環境に与える影響 | 11 |
| 第3節 環境に関わる取り組み状況      | 13 |
| (1) 海外諸国での取り組み        | 13 |
| (2) 我が国の取り組み          | 16 |
| (3) 神奈川県での取り組み        | 19 |
| (4) 愛川町の取り組み          | 22 |
| 第3章 愛川町の環境概要          | 24 |
| (1) 人口・産業             | 24 |
| 1) 人口                 | 24 |
| 2) 産業                 | 26 |
| (2) 自然                | 27 |
| 1) 気象                 | 27 |
| 2) 地象                 | 27 |
| 3) 水象                 | 27 |
| 4) 動植物                | 28 |
| (3) 都市環境              | 29 |
| 1) 土地利用               | 29 |
| 2) 交通                 | 30 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 3) 公共施設 .....            | 31 |
| 4) 災害 .....              | 32 |
| 5) 景観 .....              | 32 |
| 6) みどり .....             | 33 |
| 7) 公園 .....              | 33 |
| (4) 資源循環・エネルギー .....     | 34 |
| 1) 資源・エネルギー .....        | 34 |
| 2) リサイクル .....           | 34 |
| 3) 廃棄物 .....             | 36 |
| (5) 公害 .....             | 37 |
| 1) 大気汚染 .....            | 37 |
| 2) 水質汚濁 .....            | 37 |
| 3) 騒音・振動 .....           | 37 |
| 4) 悪臭 .....              | 37 |
| 5) その他の公害 .....          | 38 |
| (6) 環境行動 .....           | 39 |
| 1) コミュニティ .....          | 39 |
| 2) 町民の消費行動 .....         | 39 |
| 3) 事業者の行動 .....          | 39 |
| 4) 地球環境 .....            | 40 |
| 5) 環境学習 .....            | 40 |
| 第4章 望ましい環境像及び環境目標 .....  | 41 |
| 第1節 望ましい環境像 .....        | 41 |
| 第2節 環境基本目標 .....         | 42 |
| 第5章 環境施策の体系と環境保全行動 ..... | 45 |
| 第1節 環境施策体系 .....         | 45 |
| 第2節 各主体の環境施策と行動 .....    | 46 |
| (1) 自然とふれあえるまち .....     | 46 |
| 1) 豊かな自然 .....           | 46 |
| ア) 豊かな自然の維持・回復 .....     | 46 |
| イ) 新たな自然の創出 .....        | 48 |
| 2) 自然とのふれあい .....        | 49 |
| ア) ふれあいの場の整備 .....       | 49 |
| イ) 自然に親しむ心の醸成 .....      | 50 |
| (2) 暮らしやすいまち .....       | 51 |
| 1) 澄んだ空気 .....           | 51 |
| ア) 工場・事業所対策 .....        | 51 |
| イ) 自動車公害の防止 .....        | 52 |
| ウ) 臭気環境の改善 .....         | 53 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 2) 清らかな水                   | 54 |
| ア) 工場・事業所対策                | 54 |
| イ) 生活排水対策                  | 55 |
| ウ) 河川等の水質保全                | 56 |
| エ) 地下水のかん養                 | 57 |
| 3) 静かなまち                   | 58 |
| ア) 工場・事業所対策                | 58 |
| イ) 交通騒音等の防止対策              | 59 |
| ウ) 近隣公害の防止対策               | 60 |
| 4) 環境リスクを未然に防ぐまち           | 61 |
| ア) 調査・研究の推進                | 61 |
| イ) その他の公害の防止               | 62 |
| 5) 清潔で美しいまちなみ              | 63 |
| ア) ごみ処理対策の強化               | 63 |
| イ) まちなみ景観の向上               | 64 |
| 6) 安全でゆとりあるまち              | 65 |
| ア) 公共交通機関の整備               | 65 |
| イ) 都市基盤及び住環境の整備            | 66 |
| ウ) 災害の防止                   | 67 |
| 7) やすらぎのあるまち               | 68 |
| ア) 歴史的・文化的環境の保全・整備         | 68 |
| イ) 緑化の推進                   | 69 |
| ウ) 水辺環境の保全・整備              | 70 |
| エ) 公園の整備                   | 70 |
| (3) 資源・エネルギーが循環するまち        | 71 |
| 1) 資源を大切にすまち               | 71 |
| ア) 省エネルギー・省資源・再生可能エネルギーの推進 | 71 |
| イ) 水資源の有効利用                | 72 |
| ウ) ごみ減量・リサイクルの推進           | 73 |
| エ) 環境保全型の施設整備              | 74 |
| (4) 環境を考え、実践する町民が集うまち      | 75 |
| 1) 環境を思う人の集うまち             | 75 |
| ア) 環境に関する生涯学習の推進           | 75 |
| イ) 環境学習・活動の拠点づくり           | 75 |
| ウ) 活動グループの育成               | 76 |
| エ) 地球市民としての行動              | 77 |
| 2) 計画を推進するまち               | 78 |
| ア) 町民の行動促進                 | 78 |
| イ) 事業者の行動促進                | 78 |

|  |    |
|--|----|
| ウ) 町の行動促進 .....                        | 79 |
| エ) 町民・事業者・町の連携促進 .....                 | 79 |
| 第6章 重点プロジェクト .....                     | 80 |
| 第1節 重点プロジェクトの設定 .....                  | 80 |
| (1) 自然との共生プロジェクト .....                 | 80 |
| (2) 資源循環プロジェクト .....                   | 80 |
| (3) 大気浄化プロジェクト .....                   | 81 |
| (4) 美しいまちづくりプロジェクト .....               | 81 |
| (5) 地域に根ざした環境教育・学習プロジェクト .....         | 81 |
| 第2節 重点プロジェクトの内容 .....                  | 82 |
| (1) 自然との共生プロジェクト .....                 | 83 |
| (2) 資源循環プロジェクト .....                   | 85 |
| (3) 大気浄化プロジェクト .....                   | 87 |
| (4) 美しいまちづくりプロジェクト .....               | 89 |
| (5) 地域に根ざした環境教育・学習プロジェクト .....         | 91 |
| 第7章 計画の進行管理 .....                      | 93 |
| 第1節 計画の推進体制 .....                      | 93 |
| (1) 環境基本条例等 .....                      | 93 |
| (2) 環境審議会 .....                        | 93 |
| (3) 環境調整会議 .....                       | 93 |
| (4) 環境フォーラム等 .....                     | 93 |
| 第2節 計画の推進・進行管理 .....                   | 94 |
| (1) 環境保全に向けた愛川町地球温暖化対策等率先実行計画の推進 ..... | 94 |
| (2) 町民のエコライフと事業者の環境マネジメントの推進 .....     | 94 |
| (3) 全庁横断的な環境配慮への調整 .....               | 94 |
| (4) 年次報告書の作成 .....                     | 94 |
| (5) 計画の見直し .....                       | 94 |

## 資料編

愛川町環境基本計画の策定経緯

委員名簿

用語説明

## 第1章 環境基本計画の考え方

我が国では、昭和40年代の高度経済成長期に問題となった産業公害が、各種の環境関連法の整備によって大幅な軽減がなされました。しかし、この時期以降の経済発展によって人口・経済の都市への集中が一層進展し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造が定着した結果、都市における大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの都市生活型公害が発生し、さらには地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊や生物多様性の減少など地球規模での環境問題に直面しました。

このような背景のもと、国においては、環境基本法の制定、環境基本計画の策定がなされました。また、神奈川県においても、平成8年に神奈川県環境基本条例が制定され、平成9年には神奈川県環境基本計画が策定されています。

近年では、政府・自治体等による環境問題の普及啓発が活発になされており、国民や事業者の環境意識も以前と比較して高まっています。一方で、地球温暖化や生物多様性の減少などは依然として大きな問題であり、東日本大震災を契機としてエネルギー問題もこれまで以上に大きな関心を集めています。また、環境のみならず経済分野においても、環境配慮を意識した取り組みが求められるようになりました。

本町では、平成10年3月に愛川町環境基本条例を制定しました。そして、本条例に基づき、第4次愛川町総合計画－ゆめ愛川2010－を環境面から支え、まちの特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的推進を図るため「愛川町環境基本計画」を策定いたしました。

この度、平成23年度に第5次愛川町総合計画－ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川－が新たにスタートしたことを踏まえ、社会情勢の変化に適合した計画にするため、「愛川町環境基本計画」の改定を行うことといたしました。

この計画は、環境に関する町の基本的施策の方向を明らかにしたものです。また、町民・事業者・行政の環境保全・創造のための行動指針として位置づけられ、三者の協力のもと計画の推進を図ります。

計画期間は、21世紀半ばまでを目途とし、重点プロジェクトについては第5次総合計画の目標年度を考慮し平成26年度から10年間の平成35（2023）年度を目途とします。また、対象範囲は、私たちの生命と暮らしに深く関わるすべての事象として自然環境、公害、生活環境、都市構造、歴史的・文化的環境、地球環境、環境学習・教育などを設定しています。

### 第1節 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりや将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となっています。

近年では、これまで課題とされてきた環境問題は勿論のこと、経済・産業活動と環境問題の結びつきが、以前に増して重要視されるようになりました。行政や事業者に対しては環境に配慮した形での事業活動が推奨・義務付けられるとともに、環境分野への投資促進や自然資本の評価、

## 第1章 環境基本計画の考え方

消費者に環境に配慮した選択を促す仕組みづくりが推奨されています。

また、資源・エネルギー問題及び地球温暖化問題解決の鍵の一つとして、再生可能エネルギーの導入が世界的に進みました。しかし、現時点では再生可能エネルギーの導入に必要なコストは、火力発電などの既存のエネルギーに比べて高いため、普及促進を目的として、固定価格買取制度が開始されています。

私たちの生活は、水、土壌、食料などの多くの自然の恵みに支えられて成り立っています。平成22年に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、「愛知目標」が設定されるなど、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が様々な主体に広く認識され、それぞれの行動にも反映されるようになりました。一方で、日々の暮らしと生物多様性との関係については、依然として理解が進んでいない面もあり、今後の課題とされています。

こうした中、国においては、平成24年に第四次環境基本計画が閣議決定され、この計画では、温暖化や大気環境など、従来からの重点分野に加え、経済・社会のグリーン化や国際情勢への対応なども項目として盛り込まれました。また、神奈川県においても、平成17年に環境基本計画の改定がなされています。

愛川町は、神奈川県の中核北部に位置し、東と北は相模原市、西は清川村、南は厚木市に接しており、森林や河川など自然環境に恵まれながらも、都市的要素を合わせ持つ町であります。面積約34.29km<sup>2</sup>、平成24年12月31日現在の人口は42,497人、人口密度1,227人/km<sup>2</sup>、外国人住民は2,248人（総人口比5.3%）で、神奈川県の14町村では寒川町に次ぐ2番目の人口を有する町です。昭和41年の県内陸工業団地の完成に伴い、春日台団地などの造成により大幅な人口増加を示しましたが、近年は人口が減少傾向にあり、前回計画策定時と比較して約2%の人口減となっています。過去10年間の人口増減は社会減が自然増を上回っており、町外への転出によるものと推測されます。また、居住年数30年以上の住民はおよそ半数に達し、高齢化が進んでいます。

本町の地形は山地、台地、河川沿い低地の3つに大別され、低地には旧市街地や集落、農地が形成され、台地では農地と共に厚木市に隣接する地域では住宅や工業団地などが立地し、新市街地が形成されています。また、中津川上流部には宮ヶ瀬ダムが平成12年に完成し、ダム周辺についても整備が完了しています。

本町の広域道路体系は半原台地を縦貫し、東名高速道路と中央自動車道を結ぶ重要な広域幹線である国道412号線と県道5路線（相模原愛川線・相模原大磯線・厚木愛川津久井線・太井上依知線・宮ヶ瀬愛川線）によって構成されており、また相模川沿いには首都圏中央連絡自動車道として位置付けられている「さがみ縦貫道路」の建設が進められています。本町のほぼ中心を南下する中津川及び東端を流れる相模川の水質は良好で、親水空間の形成や水生生物の生息もみられるなど、都市部の隣接域にあって身近な自然とのふれあいが楽しめ、河川や山地、台地からの眺めは優れています。しかし、遊休農地や手入れの遅れた森林が散在しています。また、主要道路の交通量は多く、大型車の混入率が高いため、沿道の騒音・振動問題を引き起こすほか、約3割の町民が感じている不快な臭い、後を絶たない中津川河川敷への不法投棄やごみの放置など解決すべき課題は多く残されています。

## 第1章 環境基本計画の考え方

さらに、本町は鉄道がないことから主な交通機関をバスか自家用車に頼るため、通過交通などに対しては被害者である多くの町民が、一方では自らも車を利用し、また流通機構を通じて消費活動をするという加害者の立場にある二面性を有しています。便利な都市型ライフスタイルが定着した現在において、地域環境、ひいては地球環境改善のため、そのあり方が問われ、環境の保全と創造の新しい仕組みづくりとその実践が強く求められています。

本町は、自然に恵まれた住みよいまちであります。それゆえに、自然環境を保全しつつまちの快適な空間づくりを实践する21世紀の環境モデル都市の形成を図り、その存在を内外にアピールすることが求められます。町民・事業者・行政が、より良いパートナーシップを持って環境保全のための行動を積み重ね、さらに神奈川県や相模川流域をはじめとする近隣の自治体と連携してその取り組みを広げていくことが必要になっています。このため、本町では、平成10年3月に「愛川町環境基本条例」を制定しました。さらに、まちの特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的推進を図っていくため、町民・事業者・行政それぞれが連携しながら、自ら行う取り組みの指針として第4次愛川町総合計画の「ゆめ愛川2010」を環境面から支える「愛川町環境基本計画」を策定し、この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された地域社会の実現に向け、環境保全のための行動が一層広まり、深まるよう、町民・事業者とともに積極的な取り組みを進めて参りました。

この度、本町をとりまく環境問題や社会情勢の変化及び平成23年度の「第5次愛川町総合計画」の策定に対応し、時代に合わせた形で環境問題に対処することを目的として、環境基本計画を改定することといたしました。

## 第2節 計画の目的と性格

### (1) 目的

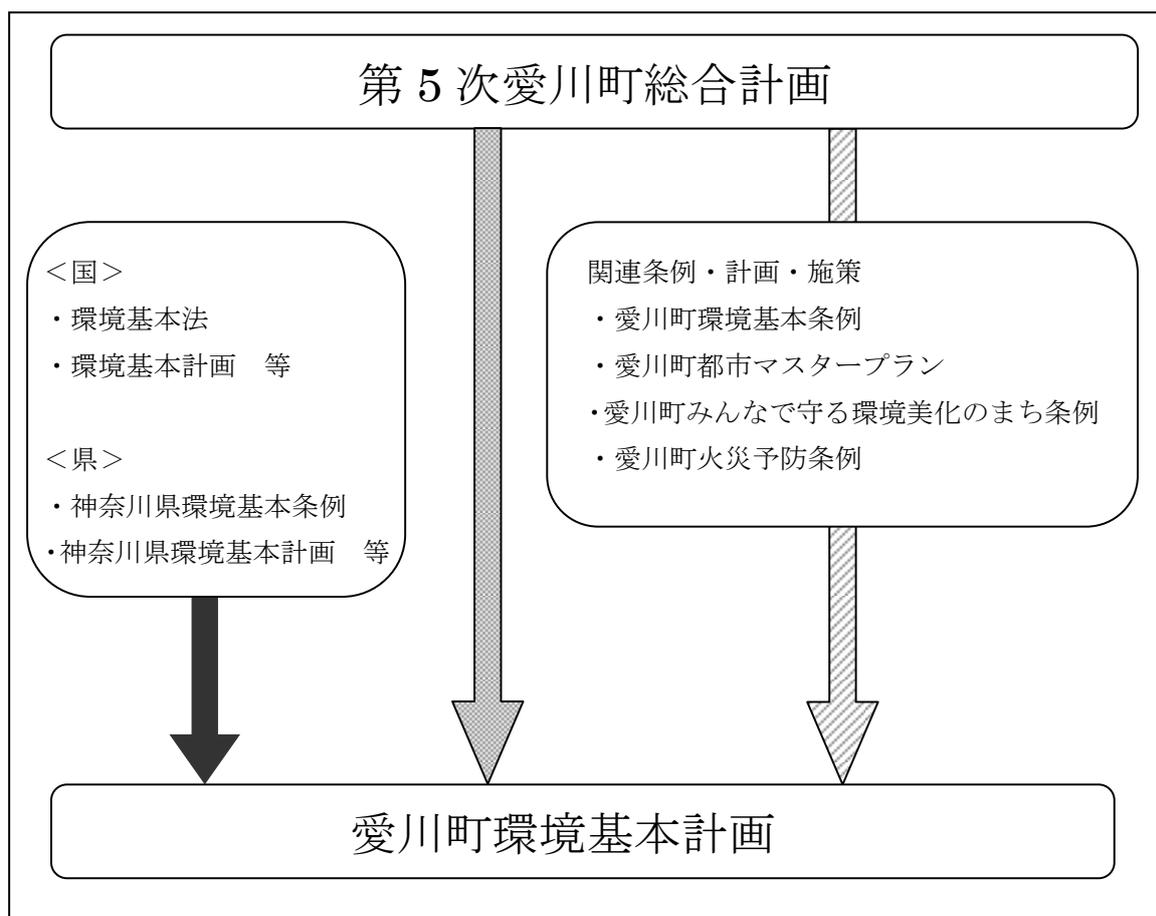
愛川町環境基本計画は、愛川町環境基本条例の理念を実現するため、町の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。したがって、環境の保全・創造のために必要な施策を総合化・体系化し、これに基づき各種の環境施策を展開していくものです。このため、環境基本計画は、土地利用計画、都市施設整備などのハード施策と、環境に関する町民の自発的活動や環境教育、普及啓発活動などのソフト施策の双方を対象として、総合的に策定するものです。そして、これらの施策の組み合わせや連携によって本町の良い環境の形成に大きく寄与することを目的とするものです。

### (2) 性格

- 長期展望に立つ本町の望ましい環境像と、それを実現するための環境基本目標を設定し、その達成に向けた指針とします。
- 環境基本目標達成のための基本的な施策展開の方向を示します。
- 環境基本目標を達成するためのパートナーとしての町民、事業者、行政の果たすべき役割を示し、三者の協力のもと計画の推進を図るものとします。
- 各種事業計画と環境面での整合・連携を図るものとします。

## 第3節 計画の位置づけ

環境基本条例に基づき策定される環境基本計画は、第5次愛川町総合計画（目標年次：平成34年度）に基づきながら、既に策定されている各種関連計画を踏まえ、21世紀半ばを展望して、環境に関する町の基本的施策の方向を明らかにしたものです。また、町民・事業者の環境保全・創造のための行動指針とするとともに、町の行動方針として位置づけられます。



## 第4節 計画期間

計画期間は、21世紀半ばまでを目途としますが、重点プロジェクトについては第5次愛川町総合計画の目標年度を考慮し、平成26年度から10年間の平成35（2023）年度を目途とします。

## 第5節 計画の対象範囲

環境とは、私たちの生命と暮らしに深く関わるすべての事象を指します。したがって、計画の対象範囲もそれに準ずるものとして、以下の環境要素が該当します。

- 自然環境（気象・地象・水象、生態系など）
- 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他の公害（放射性物質など））
- 生活環境（交通、景観、みどり、廃棄物、安全など）
- 都市構造（土地利用、道路、公園、住宅、工場、店舗、公共施設など）
- 歴史的・文化的環境（伝統、工芸、歴史的建造物、文化施設など）
- 地球環境（地球環境問題、資源・エネルギーなど）
- 環境学習・教育（環境倫理、ライフ・ワークスタイル、住民・事業者活動、環境情報など）

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

### 第1節 地球環境問題

地球環境には、オゾン層の破壊、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）など温室効果ガスによる地球温暖化、化石燃料の燃焼に伴う酸性雨、油・DDT・PCB などによる海洋汚染、開発途上国などへ輸出される有害廃棄物の越境移動、焼き畑や商業材の伐採などによる森林減少、生息環境の悪化や乱獲などによる生物多様性の減少、過放牧や過耕作などによる砂漠化、工業化の進展や人口の増大と都市への集中などによる開発途上国の公害問題、以上9つの大きな問題があるといわれています。

これらによる影響は、気候の変動、健康障害、生態系への悪影響、食糧生産の阻害など今や地球全体に及び、これからもさらに増加することが懸念されています。

そして、これらの地球環境問題に対して、オゾン層破壊防止、温暖化防止、有害廃棄物国境移動規制、絶滅野生動物の取引禁止、生物多様性条約など様々な国際的な取り組みが行われています。

近年、オゾン層破壊、CO<sub>2</sub>による地球温暖化、酸性雨、森林減少、生物多様性の減少など、様々な地球規模の環境問題が認識されています。これらの問題は、進行する時間が長期にわたること、それぞれの問題が大気や水、生態系の動きや世界経済を通じて複雑に結びつき、一つの「問題群」を形成していることを大きな特徴としています。

これらの問題は、人類の生存基盤に関わるものとして、国際社会全体で取り組むべきであるという認識が高まりつつあります。1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」において、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」とともに、詳細な行動計画である「アジェンダ 21（持続可能な開発のための人類の行動計画）」が採択されました。この中で、地球環境を守っていくためには、国際機関や政府ばかりでなく、地方公共団体や地域住民の役割が重要であることが指摘されています。このことは、地球環境問題の中に、町民生活と直接的あるいは間接的に関わりを持つものが少なくないことからわかります。たとえば、調理や暖房などによる化石燃料の消費や廃棄物の焼却によって、CO<sub>2</sub>が排出され、地球温暖化に影響を与えているといわれています。さらに、燃焼に伴って窒素酸化物、硫黄酸化物なども排出され、地域的な大気汚染や酸性雨の原因となっています。

したがって、地球環境問題の改善に向けて、町民一人ひとりが現在の大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、環境への負荷を減少させていこうとする意識を持って行動することが強く求められています。さらに、環境に対する負荷の小さい生活様式、行動様式を新しい生活文化として定着させていく努力が必要です。

地球環境には、大きく分けて9つの問題があるといわれています。それぞれの問題の概要と国際的な取り組みを、以下に示します。

### (1) オゾン層の破壊

オゾン層は、地球成層圏にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、人間や地球上のあらゆる生命に悪影響が及ばないように防いでくれています。このオゾン層を破壊するのがフロンやハロンなどのガスです。フロンは冷媒、発泡剤、噴射剤、洗浄剤など、私たちの身の回りにある製品に多く使用されています。フロンガスなどによってオゾン層が破壊されると、有害な紫外線が増加し、皮膚ガンなどの健康障害や生態系への悪影響、気候への影響が懸念されています。

このため、「オゾン層保護条約（ウィーン条約）」や「モントリオール議定書」により、国際的に特定フロン・ハロンなどのオゾン層破壊物質の削減対策が実施されています。規制の結果、1990年代半ば以降の大気中のフロン等の濃度は、ほぼ横ばい、あるいはゆっくりと減少しています。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によると、現在の規制が守られた場合、オゾン層が1980年以前のレベルに回復するのは、南極以外では、今世紀半ばより少し前であるとされています。

### (2) 地球温暖化

CO<sub>2</sub>、フロン、メタンなどが大気を暖めることを温室効果とといいます。かつては、森林や海が温室効果ガスを吸収していたため、地球上の気温は一定に保たれていましたが、人間活動が巨大化し石油などの化石燃料の使用量が莫大になったことや森林伐採で植物が減ったため吸収しきれなくなりました。温室効果ガスの濃度上昇により平均気温や海水面が上昇し、異常気象の発生、農業生産の阻害、生態系への影響などが懸念されています。

このため、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的とした気候変動枠組条約が1994年に発効しました。そして、1997年に合意され2005年に発効した京都議定書に基づき、2008年から2012年度までの5年間、先進国が数値目標を設定し、地球温暖化防止に積極的に取り組みました。2013年以降の温室効果ガス削減については、先進国だけでなく途上国も排出削減義務を負う枠組みとなることが決まっています。

### (3) 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車などによる化石燃料の燃焼に伴い排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中で反応することにより生じるもので、pH5.6以下の雨や霧などのことをいいます。酸性雨による被害は、広く国境を越えて、森林、湖沼、建築物などにおよび、また、喘息などの呼吸器疾患としての影響も現れています。

このため、酸性雨の発生機構やモニタリング、影響などについて国際的な調査・研究が進められています。環境省では、昭和58年度に「第1次酸性雨対策調査」を開始し、平成15年度からは「酸性雨長期モニタリング計画」に基づいた酸性雨モニタリングを実施しています。また、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」の提唱を行うなど、広域的かつ長期的な酸性雨モニタリングを継続的に実施しています。

#### (4) 海洋汚染

タンカーの運航やこれに伴う事故などによる油汚染、DDT、PCBなどの化学物質及びプラスチックなどの浮遊性廃棄物などによる海洋汚染が広がってきており、魚類、海洋哺乳動物などの野生生物、漁業などへの影響が懸念されています。

このため、廃棄物の海洋投棄や船舶からの汚染の規制、海洋環境の観測・監視など国際協力による取り組みが行われています。

#### (5) 有害廃棄物の越境移動

化学工業の発展に伴い、数万種類の化学物質が生産されており、有害な化学物質を含む廃棄物の量が増大し、その内容も複雑化しています。有害廃棄物は、発生国において適正に処理・処分されるべきものではありますが、規制が緩く処理費用の安い開発途上国へと輸出され、他国での環境問題となっています。

このため、有害廃棄物の越境移動は、1989年に「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が採択されるなど、国際問題として認識されるようになりました。

#### (6) 森林減少

「野生生物の種の宝庫」といわれる熱帯林が過度な焼き畑や移動耕作、農地転用、薪炭材の過剰採取、商業材の伐採などにより年々減少しています。熱帯林の破壊は、生態系への悪影響、水や炭素といった物質やエネルギー循環を変化させ、異常気象や温暖化などの地球的規模での気候変動をもたらすと懸念されています。

このため、国際熱帯林材機関（ITTO）が1986年に設立され、熱帯林材の持続的な保全と有効利用を目的とした「国際熱帯木材協定」が締結されています。また、国際環境開発会議（UNCED）が1992年に「森林原則声明」を発表し、森林資源の保護の国際的な取り組みがなされています。

2010年に国連食料農業機関（FAO）が公表した世界森林資源評価2011によれば、世界の森林面積は約40.4億haで全陸地面積の約31%になりますが、2000年から2010年にかけて、年平均で1,300万haの森林が消失しました。今後も、継続して森林減少対策が求められています。

#### (7) 生物多様性の減少

現在、地球上に存在する野生生物の種数は、一般に500万種から1千数百万種と推定されています。しかし、人間の多様な活動に起因する生息環境の悪化や乱獲などにより21世紀においては、およそ15%以上の動植物の種が絶滅するとさえ予測されています。

このため、絶滅の危機に瀕している野生生物の国際取引を規制する「ワシントン条約」などの多国間の条約や渡り鳥保護条約などの地域条約の締結、国際機関及びNGOによる野生生物の保護が行われています。また、1992年には、野生生物のすみかを守るため絶滅の危機に瀕している野生生物が生息する地域の開発に制限を加える「生物多様性条約」が定められました。

国内では生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、生物多様性基本法が平成20年に施行されています。また、この法律に基づき、生物多様性国家戦略が策定されており、わが国における、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画が示されています。

### (8) 砂漠化

砂漠化とは、主に発展途上国の放牧地や農作地でおきる現象で、土の中に含まれている栄養分が失われて植物などが育たない土地になることをいいます。気候的要因の他に過放牧、過耕作、薪炭材の過剰採取などの人為的要因により、乾燥地や半乾燥地において砂漠化が進み、食糧生産への影響、気候変動への影響が懸念されています。

1991年のUNEP（国連環境計画）によると、地球全体で年間6万ha、九州と四国を合わせた面積とほぼ同じ土地が砂漠化しています。特に、農地の砂漠化が進行しており、全耕地面積の79%が砂漠化の危機に瀕しているといわれています。

このため、1994年に採択された砂漠化対処条約に基づきUNEPが中心となって「砂漠化防止行動計画」に沿って砂漠化地域の緑の回復などが行われています。また、2007年には「条約実施を強化するための十年戦略計画と枠組み」が決議されています。

### (9) 開発途上国の公害問題

工業化の進展や人口の増大と都市への集中などに伴い、かつて先進国において発生したような公害問題に多くの開発途上国が直面しています。

このため、公害問題を経験した先進国が協同して、開発途上国での環境法の制定や環境基本計画の策定をはじめ、環境部局の設立、環境保全技術の導入援助が進められています。

## 第2節 町民・事業者が地球環境に与える影響

私たちは、消費者として地球環境に負荷を与えているばかりでなく、生産・流通機構などに参加して事業者の一員としても負荷を与えています。日常の普通の生活そのものが地球環境に大きな影響を及ぼしています。本町においても、海外から輸入した食料を食べ、電気・ガス・水を当たり前のように使い、車に乗って通勤・買い物・レジャーを行い、化学物質や資源・エネルギーが多く使われた製品に囲まれた生活をしています。町内の森林の荒廃や農地の遊休化、道路に溢れる車、現代的な建物群が増加している傾向からも都市的なライフスタイルの希求ぶりがうかがえます。

環境基本計画の策定から10年以上が経過し、アンケート調査の結果からは、町民の間にも環境意識が浸透していることが伺えます。また、家電や自動車の開発技術も向上したことから、身近にあふれる機器も環境に配慮したものが増えています。家電リサイクル法を始めとした、環境配慮のための制度も多く策定されました。

しかし、私たちは、自分たちの生活が環境に影響を及ぼし得るという事実を常に念頭に置き、これからも環境に配慮した生活を追求すべきです。

私たちが何気なく行っている日常生活が地球環境に大きく影響を及ぼしています。電気や車の利用、工場での燃焼など化石燃料の大量消費が地球温暖化を招き、渇水と洪水を繰り返す近年の気候変動に結びついています。同様に化石燃料の大量消費によって酸性雨の発生を招き、森林をはじめ湖沼の生物に影響を与えています。冷蔵庫などに使用されていたフロンガスがオゾン層を破壊し、その代替物質も問題となりました。外材の使用、とりわけ熱帯材の使用は大面積伐採を招き、生物の宝庫を失っているとともに、CO<sub>2</sub>による地球温暖化を加速させています。また、私たちの日常生活は、化学物質なしでは成り立たなくなっています。ビニールやプラスチック類、合成洗剤、エアゾールなど化学的に作られた製品はとても便利です。しかし、その生産過程から廃棄過程に至る各段階で下水処理施設、ごみ処分場、工場など様々な発生源から化学物質が排出されています。そして、毒性が高いダイオキシン類をはじめとした環境ホルモンを大気に放出し、また地下、河川、海洋に流し込み地球全体を汚染し、私たちの健康に係る問題として注目されています。

利便性を求めて生み出されてきた製品のひとつひとつに、資源開発・採取、工場での生産、自動車による運搬、店舗での販売、そして最終的には一人ひとりの消費と廃棄、この一連の流れから様々な地球環境問題が生まれています。私たちは、消費者として地球環境に負荷を与えているばかりでなく、生産・流通機構などに参加して事業者の一員としても負荷を与えています。日常の普通の生活そのものが地球環境に大きな影響を及ぼしています。現代の流れのままに生きることは、次世代の環境をさらに悪化させるもので、気づかなかつた、考えなかつた、行動しなかつたということは許されない状況になっています。

## 第 2 章 地球環境問題と国内外の取組

過去の例や開発途上国の動向を見る限り、一度便利になった生活は、経済的な余裕がある限りますますその向上を求めます。昭和 40 年代や戦前の生活様式に戻すことは、現在の社会システムや個々人の生活レベル維持要求からして、非常に困難なことと考えられています。それゆえにまず、現在の社会システムの中で私たちの住む地球を救うすべての方法の実践が今求められているのです。電気・ガス・水・石油などの資源・エネルギーの節約は個人・家庭・事業者・行政のどのレベルからも始めることができます。資源・エネルギーの節約は化学物質による汚染の発生を大きく減らします。そして、一人ひとりから地域、地域から町全体にまでの環境行動の拡がりが必要で、本町を発信基地として近隣自治体や県、国、事業者などと共同歩調をとることが強く求められています。

### 第3節 環境に関わる取り組み状況

米国では、過去の環境汚染に対しても効力を発揮するスーパーファンド法が1980年に制定されています。これらはいずれも時点修正をうけ、今では「成長より環境を優先する」法体系となっています。ドイツは世界で最も厳しいといわれる環境規制を行っています。中でも廃棄物に関しては特に厳しい規制を設けています。また、環境税もすでに導入されており、スウェーデン、ノルウェー、オランダなど北欧を中心として、炭素税が実施されています。これに対し開発途上国は、経済性を優先し、環境への配慮はごく限られたものとなっています。

近年の我が国の環境の取り組みは、自然環境の保全・フロンガス対策・地球温暖化防止対策・化学物質対策などの地球環境の保全と、環境アセスメントの実施・自治体の環境基本計画の策定などの地域環境の改善にも向けられてきました。今では、「THINK GLOBALLY, ACT LOCALLY」を実践する地球環境保全とそれに結びつく地域環境保全、市民のライフスタイル対策へと移りつつあります。

神奈川県では、平成7年度に「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」が開催され、「持続可能な都市のための20%クラブ」の設立などを提案する「環境にやさしい“まち・くらし”神奈川県宣言」が採択されました。平成8年に「神奈川県環境基本条例」の制定、平成9年に「神奈川県環境基本計画」が策定されています。そして、同年には「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が制定され、平成10年には庁内の環境管理システムが始まりました。なお、神奈川県環境基本計画は平成12年と17年に改定が行われています。

本町では、県の条例に基づき、事業所の排気・排水・騒音対策など公害問題に取り組む一方で、廃棄物対策などに対する組織を設けて重点的に取り組んできました。町民とともにごみ・リサイクル対策など各種環境施策を実施し、特に美化プラントについては、本町の環境行政の優先施策として位置づけ、廃棄物の適正処理に取り組んできました。また、平成10年には総合的な環境行政推進のため「愛川町環境基本条例」を制定しました。そして、平成11年には環境審議会を設けています。

#### (1) 海外諸国での取り組み

地球環境保全に関する海外での取り組みは、主として先進各国から始まっています。

米国では環境問題への関心の高まりから、1970年に国家環境政策法が制定され、同国での環境立法の基本となりました。以後、同年には大気汚染防止法、1972年に水質汚濁防止法、1976年には資源保護回復法、有害物質規制法が制定されました。また、過去の環境汚染に対しても効力を発揮する包括的環境対処補償責任法（スーパーファンド法）が1980年に制定されています。これらはいずれも時点修正をうけ、今では「成長より環境を優先する」法体系となっています。このため米国では、企業が法律違反を犯した場合に課せられる罰金や賠償金が、日本とは比べも

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

のにならないほど高くなっています。

ドイツは世界で最も厳しいといわれる環境規制を行っています。中でも廃棄物に関しては特に厳しく、包装廃棄物規制令（1991年施行）、電気・電子機器廃棄物に関する政令（1994年施行）、自動車の回収に関する政令（1994年施行）、循環経済・廃棄物法（1996年施行）などがあげられます。

また、環境税もすでに導入されており、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、デンマークなど北欧を中心として、炭素税の実施が最も多い状況です。

このような環境規制の中、企業の環境対策が進みつつあり、環境リスクへの取り組みとして、環境に対する先行投資、生産から廃棄までの環境負荷低減、包装の簡易化、リサイクル材料の使用、工場から排出する炭酸ガスの吸収など様々な対策が立てられています。

これに対し開発途上国は、経済性を優先し、環境への配慮はごく限られたものとなっており、水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・廃棄物問題などで健康被害を伴っているところが多い状況です。

国際的な環境保全への取り組みは下記の年表に示すとおりですが、各国ごとに事情が異なるため、協同步調にまで至っていないのが現状です。

| 年代（西暦） | 年代（和暦）  | 出来事  |
|--------|---------|--|
| 1971   | 昭和 46 年 | ラムサール条約採択  |
| 1972   | 昭和 47 年 | 国連人間環境会議（ストックホルム）<br>ローマクラブ「成長の限界」発表<br>世界遺産条約採択                                 |
| 1973   | 昭和 48 年 | ワシントン条約採択  |
| 1974   | 昭和 49 年 | フロンガスによるオゾン層破壊説発表<br>UNEP「地球環境モニタリングシステム」開始                                      |
| 1979   | 昭和 54 年 | 欧州諸国「長距離越境大気汚染条約」締結<br>UNEP 他「世界自然保護戦略」発表  |
| 1980   | 昭和 55 年 | 米国「西暦 2000 年の地球」発表   |
| 1984   | 昭和 59 年 | 国連「環境と開発に関する世界委員会（WCDE）」発足   |
| 1985   | 昭和 60 年 | UNEP「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択<br>FAO「熱帯林行動計画」策定                                       |
| 1987   | 昭和 62 年 | WCDE「東京宣言（持続可能な開発）」採択<br>オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書採択                                |
| 1988   | 昭和 63 年 | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設置   |
| 1989   | 平成 1 年  | 有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約採択<br>ヘルシンキ宣言（特定フロンの今世紀末までの全廃）<br>環境宣言（パリ・アルシュサミット） |
| 1990   | 平成 2 年  | フロン関係条約の第二回締約国会議（ロンドン）   |
| 1991   | 平成 3 年  | 地球環境ファシリティー（GEF）設立   |

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

|      |       |                                    |
|------|-------|------------------------------------|
| 1992 | 平成4年  | 国連環境開発会議（リオデジャネイロ）                 |
| 1993 | 平成5年  | 南極条約の環境保護に関する議定書作成                 |
| 1994 | 平成6年  | 世界人口会議（カイロ）                        |
| 1997 | 平成9年  | 地球温暖化防止会議（IPCC、京都）                 |
| 1999 | 平成11年 | 国連気候変動枠組条約第5回締結国会議（COP5、ボン）        |
| 2002 | 平成14年 | 持続可能な開発に関する世界首脳会議<br>（ヨハネスブルグサミット） |
| 2005 | 平成17年 | 京都議定書発効                            |
| 2007 | 平成19年 | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書公表     |
| 2010 | 平成22年 | 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）            |
| 2012 | 平成24年 | 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催               |

**(2) 我が国の取り組み**

我が国は明治以降、海外諸国との競争の中で経済的な発展を目指してきました。これが基礎となり、第二次世界大戦以後の国土復興、経済力の強化、工業化の進展、地域開発、都市人口の増大など、経済社会としての爆発的な進展をとげました。この経済拡大路線は、水質汚濁・大気汚染という地域住民の健康被害にまで及ぶ公害をもたらしました。我が国の最初の環境への取り組みは、この公害の撲滅運動でした。工場・自動車などによる排液・排ガスの低減を目標に、1967年公害対策基本法を制定し、同時に環境庁を発足するなどして、国・企業などが協同歩調で公害対策を実施し、今では沿道の大気環境など一部を残して、公害問題は沈静化しています。

近年の我が国の環境の取り組みは、自然環境の保全・フロンガス対策・地球温暖化防止対策・化学物質対策などの地球環境の保全と、環境アセスメントの実施・自治体の環境基本計画の策定などの地域環境の改善にも向けられてきました。今では、「THINK GLOBALY, ACT LOCALLY」を实践する地球環境保全とそれに結びつく地域環境保全、市民のライフスタイル対策へと移りつつあります。以下に、具体的な取り組みの推移と現状を年表にして示します。

| 年代（西暦） | 年代（和暦）  | 出来事  |
|--------|---------|--|
| 1974   | 昭和 49 年 | 国立公害研究所（現国立環境研究所）発足  |
| 1980   | 昭和 55 年 | ラムサール条約（釧路湿原を登録湿地指定）、ワシントン条約に加入                              |
| 1981   | 昭和 56 年 | 気象庁「気候変動対策基本計画」策定  |
| 1984   | 昭和 59 年 | 環境影響評価の実施について閣議決定  |
| 1985   | 昭和 60 年 | 宮城県伊豆沼、内沼をラムサール条約登録湿地に指定                                     |
| 1987   | 昭和 62 年 | 釧路湿原が国立公園に指定   |
| 1988   | 昭和 63 年 | 環境庁「地球温暖化問題に関する検討会」設置<br>「地球規模の環境問題に関する懇談会」報告書公表             |
| 1989   | 平成 1 年  | 「地球環境保全に関する関係閣僚会議」設置<br>屈斜路湖をラムサール条約登録湿地に指定<br>通産省「地球再生計画」発表 |
| 1990   | 平成 2 年  | 環境庁「地球環境部」設置<br>「地球温暖化防止行動計画」決定                              |
| 1991   | 平成 3 年  | UNEP国際環境技術センターの設置決定（大阪府、滋賀県）<br>経団連「地球環境憲章」発表                |
| 1992   | 平成 4 年  | 地球サミット（環境問題に対する国民の関心高まる）                                     |
| 1993   | 平成 5 年  | 環境基本法成立  |
| 1994   | 平成 6 年  | 環境基本計画策定<br>建設省「環境政策大綱」発表                                    |
| 1995   | 平成 7 年  | 容器包装リサイクル法成立   |
| 1997   | 平成 9 年  | 環境影響評価法成立  |

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 1998 | 平成10年 | 地球温暖化対策の推進に関する法律成立                     |
| 1999 | 平成11年 | 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律成立       |
| 2001 | 平成13年 | 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行   |
| 2002 | 平成14年 | 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」制定         |
| 2003 | 平成15年 | 「自然再生推進法」施行                            |
| 2004 | 平成16年 | 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」制定 |
| 2004 | 平成16年 | 「ヒートアイランド対策大綱」公開                       |
| 2008 | 平成20年 | エコファースト制度の開始                           |
| 2008 | 平成20年 | 「生物多様性基本法」施行                           |
| 2010 | 平成22年 | 「里地里山保全活用行動計画」策定                       |
| 2010 | 平成22年 | 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」公表                |
| 2011 | 平成23年 | 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」成立    |
| 2011 | 平成23年 | 「放射性物質汚染対処特措法」成立                       |
| 2012 | 平成24年 | 「生物多様性国家戦略2012-2020」策定                 |
| 2013 | 平成25年 | 「環境影響評価法の一部を改正する法律」完全施行                |
| 2013 | 平成25年 | 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定                 |

前回の計画策定時と比較して、社会全体では、「環境」に配慮した商品や活動を目にする機会が多くなり、環境意識の浸透が進んでいるものと推測されます。一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興も、環境面での大きな課題となっており、災害廃棄物処理や放射性物質による環境汚染など、新たな課題も生じてきました。

環境省では、平成25年度の重点施策として以下の項目を掲げています。

### ●東日本大震災からの復旧・復興

- 放射性物質による環境汚染への対応（除染、廃棄物処理、健康管理、放射線モニタリング）
- 災害廃棄物の着実な処理
- 震災に伴う環境汚染等への対応
- 三陸復興国立公園等の整備による復興への貢献
- 放射性物質による環境汚染への対処に係る制度的対応

### ●環境技術を駆使した温室効果ガス削減等と経済成長の同時実現

- 低炭素社会創出に向けた官民連携による新たなアプローチの導入（低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ）
- 再生可能エネルギーの飛躍的拡大（再生可能エネルギー導入加速化プログラム）

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

- 世界最高水準の省エネルギーの実現
- 持続可能な低炭素地域づくり
- 日本の環境技術の育成・海外展開
- 低炭素社会の創出に向けたその他の施策
- 持続可能な社会の構築に受けた世界への貢献
- 暮らしの安心や地域活性化への環境面からの貢献
  - 循環型社会の実現
  - 自然共生社会の実現
  - 安全・安心な生活の確保に向けた取り組み

### (3) 神奈川県を取り組み

県の環境対策は戦後の経済復興の中で、京浜工業地帯を中心に大気汚染などの公害が問題となりはじめた昭和26年に「神奈川県事業場公害防止条例」の制定により本格的な第一歩を踏みだし、昭和39年には「公害の防止に関する条例」を制定し、大気汚染や水質汚濁の進行に対処しました。

その後、昭和46年には「総量規制」方式を導入した「神奈川県公害防止条例」を制定し、昭和53年にはこの条例を事業者による公害防止の自主規制の徹底、指定工場の総合審査制の充実などを主眼に全面改正し、公害の防止に積極的に取り組んできました。

一方、経済の高度成長による工場生産力の増大や人口の過密化など、都市化の進展による環境の悪化を防止し、良好な環境の確保を図るため、昭和46年県の環境行政の基本方向を示す「良好な環境の確保に関する基本条例」を制定し、その後、昭和55年には一定規模以上の開発について、環境に与える影響を事前に調査し、予測、評価する「神奈川県環境影響評価条例」を制定しました。そして、昭和58年には良好な環境を保全し、創造していくための「かながわ環境プラン」を策定するとともに、このプランの実現を図るため、昭和63年度からは、地域の自然環境を調査・評価し、望ましい環境配慮のあり方を示す「地域環境評価推進事業」に取り組み、基本的な環境情報として自主的な環境配慮の推進に活用できるようその提供に務めています。

また、自然環境の保全と回復を図るため、昭和47年に「神奈川県自然環境保全条例」を制定するとともに、昭和58年には「みどりのまち・かながわ計画」を策定しました。さらに、県のナショナル・トラスト制度の両輪として、「(財)みどりのまち・かながわ県民会議(現在の(公財)かながわトラストみどり財団)」、「かながわトラストみどり基金」をスタートさせました。

県では、先端技術産業の研究所や研究開発型企業の集積が進められ、いわゆるハイテク環境汚染の発生が懸念されてきました。そこで、既存事業所における未然防止対策として、平成3年に「神奈川県化学物質環境安全管理指針」を、平成5年には新規事業所の立地の際の構想段階から計画、建設段階まで一貫した環境汚染防止対策を図る「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」をスタートさせました。

工場地帯における産業型公害が各種の規制や指導で減少していく反面、都市への人口の集中による自動車の排気ガスや騒音、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が問題となりました。これらに対処するため、平成5年には「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO<sub>x</sub>法)に基づく「神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」や、地下水の量と質の保全を図る「かながわ地下水総合保全計画」を策定し、県民・事業者・行政が一体となって取り組みました。

これら地域における環境問題に加え、現在では地球規模での環境問題に対する取り組みが求められています。県では平成4年6月の地球サミットに呼応し、同年を「アース・イヤーかながわ(地球環境行動元年)」と位置づけ、その取り組みの集大成として平成5年1月に県民、企業、行政の三者で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」を設立し、そこで採択された「かながわ環境宣言」「アジェンダ21かながわ(神奈川県地球環境保全行動指針)」に基づき、かけがえのない地球を守るために着実な取り組みを進めています。この一環として、生態学の立場から熱帯林再生の調査・研究などによる国際貢献や地域の緑化対策を推進する活動拠点として、同年10月に「(財)国際生態学センター」を設立しました。

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

平成5年11月には国において「環境基本法」が制定され、また新たな課題である地球環境問題や都市生活型公害などの広がりに対応するため、県では平成6年度に設置した県環境審議会において「今後の環境政策のあり方について」の検討が行われ、報告としてまとめられました。

平成7年度からは、この報告を受けて環境の保全及び創造を重視し、美しく住みよい神奈川を実現する上で新たな指針となる「神奈川県環境基本条例」の制定について、県民の参加を得ながら、県環境審議会から答申を受け、年度内の成立を目指して取り組みました。

また、平成7年11月には県、県内市町村、環境庁の主催により「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」が開催され、「持続可能な都市のための20%クラブ」の設立などを提案する「環境にやさしい“まち・くらし”神奈川宣言」が採択されました。

そして、県の環境行政を総合的かつ計画的に進めていくため、平成8年に制定された神奈川県環境基本条例に基づいて平成9年に神奈川県環境基本計画が策定されています。さらに、平成9年には、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が制定され、平成10年より、県みずからの率先取り組みとして、「庁内環境管理システム」をスタートさせ、県の行うすべての事務・事業による環境負荷の低減を進めています。なお、神奈川県環境基本計画は平成12年と17年に改定が行われています。

循環型社会の実現に向けた取り組みを、県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくための計画として「神奈川県廃棄物処理計画」が平成14年に策定されました。その後、社会経済環境の変化等に対応するため、平成17年と平成20年に2度の改定が行われ、平成24年には「神奈川県循環型社会づくり計画」として「廃棄物ゼロ社会」を基本理念に掲げた改定が行われました。

また、京都議定書第一約束期間がスタートし、世界が地球温暖化問題に対して本格的に動き出した平成20年、神奈川県では、同年1月に地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行いました。

以下に神奈川県環境行政の経緯を示します。

| 年代（西暦） | 年代（和暦） | 出来事                                       |
|--------|--------|---|
| 1951   | 昭和26年  | 「神奈川県事業場公害防止条例」制定                         |
| 1964   | 昭和39年  | 「公害の防止に関する条例」制定                           |
| 1971   | 昭和46年  | 「良好な環境の確保に関する基本条例」制定<br>「神奈川県公害防止条例」制定    |
| 1972   | 昭和47年  | 「神奈川県自然環境保全条例」制定<br>かながわ環境白書の前身「神奈川の公害」刊行 |
| 1978   | 昭和53年  | 「神奈川県公害防止条例」全面改正                          |
| 1980   | 昭和55年  | 「神奈川県環境影響評価条例」制定                          |
| 1983   | 昭和58年  | 「かながわ環境プラン」策定<br>「みどりのまち・かながわ計画」策定        |
| 1986   | 昭和61年  | 「かながわトラストみどり基金」設置                         |

## 第2章 地球環境問題と国内外の取組

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 1991 | 平成3年  | 「神奈川県化学物質環境安全管理指針」策定   |
| 1992 | 平成4年  | 「アース・イヤーかながわ～（地球環境行動元年）」   |
| 1993 | 平成5年  | 「アジェンダ21かながわ」作成<br>「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」策定<br>「神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定<br>「かながわ地下水総合保全計画」策定 |
| 1994 | 平成6年  | 「神奈川県環境審議会」発足  |
| 1995 | 平成7年  | 「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」開催  |
| 1996 | 平成8年  | 「神奈川県環境基本条例」制定   |
| 1997 | 平成9年  | 「神奈川県環境基本計画」策定<br>「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」制定   |
| 1998 | 平成10年 | 「庁内環境管理システム（県率先取り組み）」スタート  |
| 2002 | 平成14年 | 「神奈川県廃棄物処理計画」策定  |
| 2008 | 平成20年 | クールルネッサンス宣言  |
| 2009 | 平成21年 | 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」制定  |
| 2010 | 平成22年 | 「神奈川県地球温暖化対策計画」策定  |
| 2012 | 平成24年 | 「神奈川県廃棄物処理計画」を「神奈川県循環型社会づくり計画」に改定  |

（神奈川県庁内環境管理システムの目的と事業内容）

目的：県の事業及び事務における活動の影響力が大きいことから、自らが事業者・消費者として率先して「庁内環境管理システム」を構築し、全庁あげて環境保全に向けた取り組みをすすめることにより、環境負荷の低減を図り、県職員の環境保全意識のさらなる向上を図り、「環境保全型県行政」の確立を目指す。

内容：「庁内環境管理システム」の構築

- ・具体的な行動指針（率先実行計画）の策定
- ・推進体制及び点検体制の整備

**(4) 愛川町の取り組み**

県条例に基づき、事業所の排気・排水・騒音対策など公害問題に取り組む一方で、廃棄物対策などに対する組織を設けて重点的に取り組んできました。以下に、その歩みを示します。

| 年代（西暦） | 年代（和暦）             | 出来事                                    |
|--------|--------------------|--|
| 1974   | 昭和 49 年<br>4 月 1 日 | 美化プラント稼働（ごみ処理施設）                       |
| 1975   | 昭和 50 年<br>5 月 1 日 | 住民相談室公害交通係設置                           |
| 1985   | 昭和 60 年<br>4 月 1 日 | 保健衛生課環境衛生係設置                           |
| 1986   | 昭和 61 年<br>4 月 1 日 | 衛生プラント稼働（し尿処理施設）                       |
| 1990   | 平成 2 年<br>4 月 1 日  | 新美化プラント稼働                              |
| 1993   | 平成 5 年<br>4 月 1 日  | 保健衛生課環境対策班設置                           |
| 1998   | 平成 10 年<br>4 月 1 日 | 環境経済部環境課（環境対策班、廃棄物対策班、美化プラント、衛生プラント）設置 |
| 2004   | 平成 16 年<br>4 月 1 日 | 厚木愛甲環境施設組合（厚木市、愛川町、清川村）設立              |

また、本町独自の条例を制定し、公害・廃棄物対策などに取り組み、また今後の総合的な環境行政推進のため、環境基本条例を制定しました。

| 年代（西暦） | 年代（和暦）              | 出来事                                       |
|--------|---------------------|---|
| 1972   | 昭和 47 年<br>4 月 1 日  | 愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（昭和 47 年 3 月 30 日制定） |
| 1998   | 平成 10 年<br>4 月 1 日  | 愛川町環境基本条例施行（平成 10 年 3 月 30 日制定）           |
| 1999   | 平成 11 年<br>9 月 17 日 | 愛川町環境審議会設置                                |
| 2012   | 平成 24 年<br>4 月 1 日  | 愛川町みんなで守る環境美化のまち条例施行（平成 23 年 12 月 20 日制定） |

特に美化プラントについては、本町の環境行政の重点施策として位置づけ、次のような委員会・審議会を設け、その対策を検討してきました。

第2章 地球環境問題と国内外の取組

| 年代（西暦） | 年代（和暦）             | 出来事  |
|--------|--------------------|--|
| 1974   | 昭和 49 年<br>4 月 1 日 | 美化プラント公害防止委員会設置                              |
| 1979   | 昭和 54 年<br>4 月 1 日 | 廃棄物投棄跡地等利用対策審議会設置<br>(最終処分場閉鎖のため、平成 20 年度廃止) |
| 1989   | 平成元年<br>6 月 1 日    | 中里 7 人委員会覚書締結                                |
| 1993   | 平成 5 年<br>6 月 8 日  | 愛川町廃棄物対策審議会設置                                |

以上のほか、町民とともにごみ・リサイクル対策など各種環境施策を実施しました。

| 年代（西暦） | 年代（和暦）  | 出来事   |
|--------|---------|---|
| 1982   | 昭和 57 年 | あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン（神奈川県美化推進統一キャンペーンの一環）    |
| 1984   | 昭和 59 年 | 家庭用生ごみ肥料化容器購入補助金                            |
| 1986   | 昭和 61 年 | 松葉沢ホテル保存会育成補助金                              |
| 1989   | 平成元年    | 愛川町猫不妊・去勢手術費助成                              |
| 1990   | 平成 2 年  | 愛川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金<br>集団資源回収事業補助金          |
| 1991   | 平成 3 年  | 紙類再資源化モデル事業                                 |
| 1996   | 平成 8 年  | ごみの細分別収集事業<br>粗大ごみの戸別訪問収集事業<br>愛川町環境美化指導員設置 |
| 2000   | 平成 12 年 | 愛川町環境基本計画策定                                 |
| 2002   | 平成 14 年 | あいかわエコアクションプラン ～愛川町地球温暖化対策等率先実行計画～          |
| 2006   | 平成 18 年 | 愛川町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金                        |
| 2007   | 平成 19 年 | 生ごみ堆肥化講習会事業                                 |
| 2009   | 平成 21 年 | 愛川町スズメバチ駆除費助成金                              |
| 2010   | 平成 22 年 | 新・あいかわエコアクションプラン ～愛川町地球温暖化対策等率先実行計画～        |
| 2010   | 平成 22 年 | 愛川町環境美化指導員制度を愛川町環境美化推進員制度に発展解消              |
| 2012   | 平成 24 年 | ごみの新分別・収集体制へ移行                              |
| 2013   | 平成 25 年 | 厚木市への事務委託による可燃ごみの広域処理開始                     |

## 第3章 愛川町の環境概要

本町の環境の現況から、改善すべき環境上の諸点を取りまとめました。

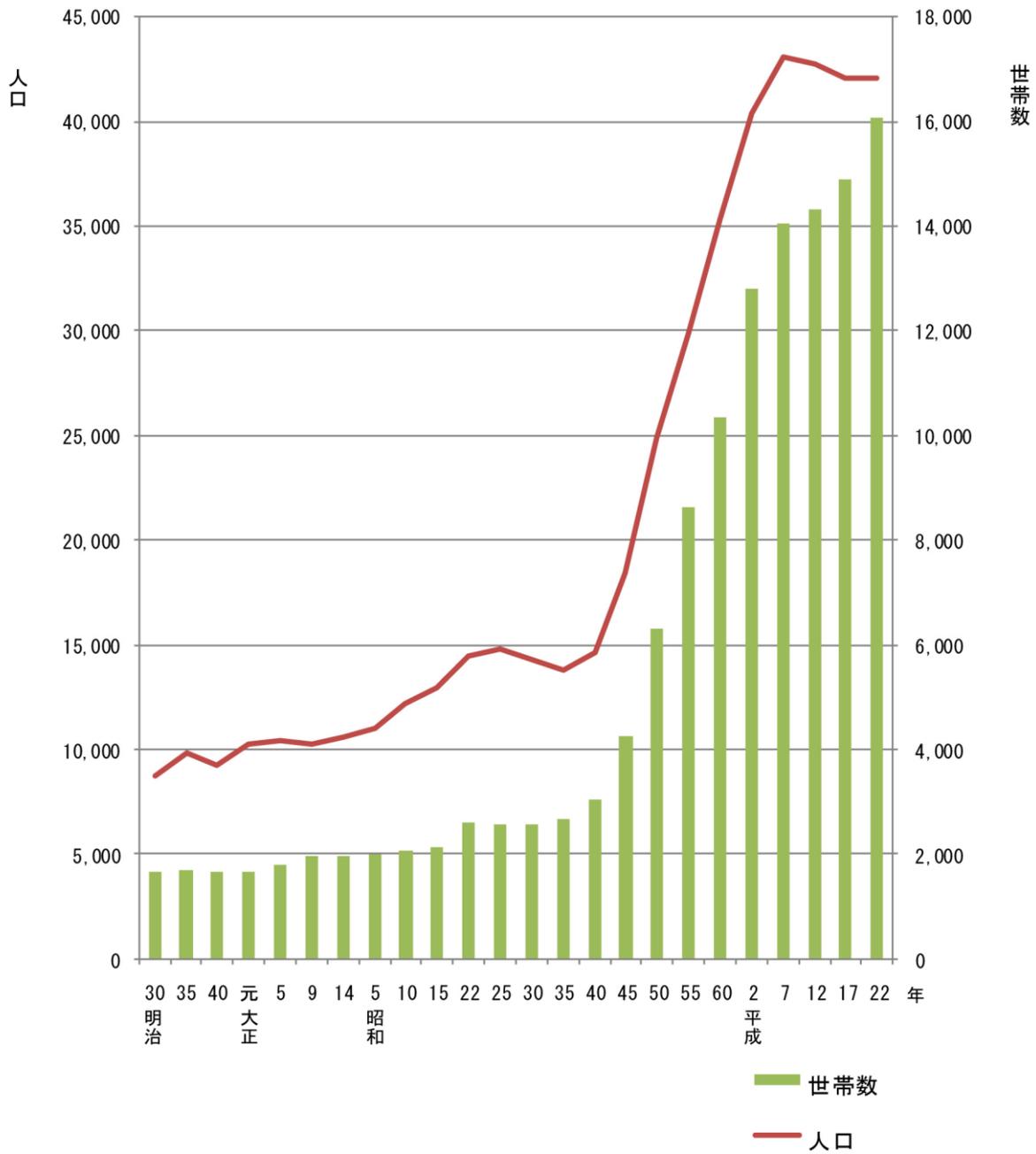
### (1) 人口・産業

昭和 41 年の県内陸工業団地完成に伴い大幅な人口増加を示しましたが、近年は横這いで推移し、人口密度は 1,227 人/km<sup>2</sup> で、住み良い空間を確保しています。居住年数が 30 年以上の町民は約 50%であり、高齢化が進んでおります。燃糸産業など伝統産業が衰退しつつあり、また農業従事者の高齢化と減少が見られます。住み良い町でありながら、コミュニティの形成や伝統文化、農山村の文化維持が課題です。

#### 1) 人口

- 総人口：42,497 人（H24.12.31 現在、住民基本台帳）うち外国人住民：2,248 人（人口比 5.3%）
- 人口密度：1,227 人/km<sup>2</sup>（H22.10.1 現在、国政調査）
- 昭和 41 年の県内陸工業団地完成に伴い大幅な人口増加を示し、当時の人口の約 3 倍となっている。
- 過去 10 年間の人口増減は社会減が自然増を上回っており、町外への転出によるものと推測される。
- 居住年数 30 年以上の住民は約 50%であり、高齢化が進んでいる。
- 近年は人口が減少傾向にあり、前回計画策定時と比較して約 2%の人口減となっている。
- 厚木市・相模原市・東京都へ通勤・通学する人が多い。反対に町外から町内への流入は隣接 2 市からが過半数に達する。

第3章 愛川町の環境概要

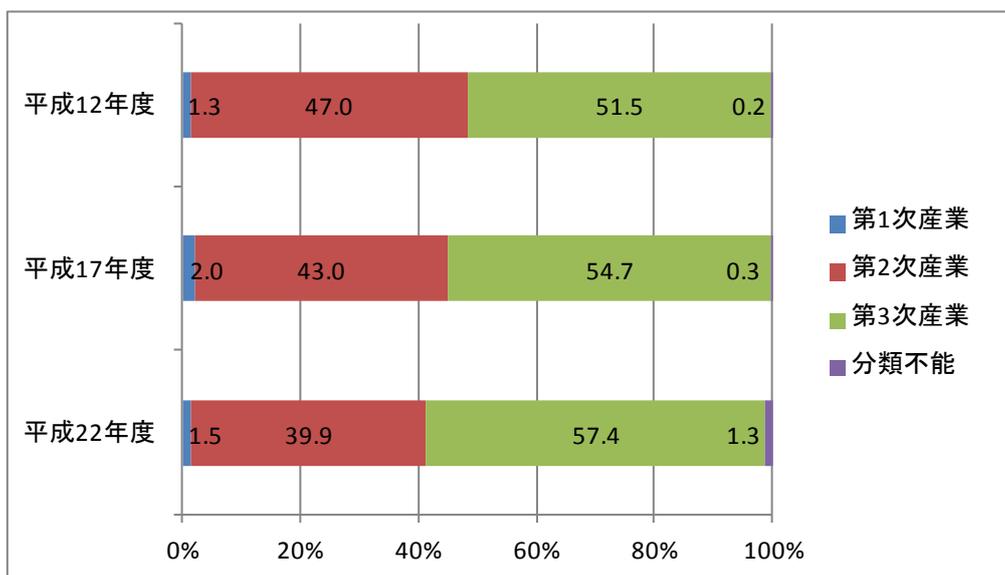


出典：「統計あいかわ」（平成25年3月）

人口・世帯数の推移

2) 産業

- 昭和41年の県内陸工業団地完成に伴い経済活動が活発になるが、近年は横ばいで推移している。
- 近年は第3次産業が占める割合が増加傾向にあり、現在は全体の60%を占めている。第1次産業の割合は減少し、1.5%程度となっている。
- 工業は、生産用機械器具製造業の出荷額が最も多く、化学工業、窯業・土石製品製造業の順となる。
- 繊維産業など伝統産業が衰退しつつあり、また、農業従事者の高齢化と減少が見られる。
- 商業は小売業が商店数で最も多く、年間販売額でも小売業が卸売業を上回っている。卸売業の年間販売額は減少傾向にある。



出典：「統計あいかわ」（平成25年3月）

産業別人口比の推移

**(2) 自然**

山地、台地、河川沿い低地という変化のある地形を有し、町のシンボル中津川が縦断します。山に囲まれた田園風景に優れ、八菅山や中津川、崖線を中心とした豊かな自然環境を呈しています。このような身近な自然とのふれあいを増進するとともに、良好な自然を次世代にまで継承していくことが課題となります。

**1) 気象**

○平成 24 年度において、夏季 8 月の平均気温は約 27℃、冬期の 1・2 月は約 4℃、年間降水量は 2,305mm。風向は冬期に西北西寄りの風が多く、夏期には東南東寄りの風が多い。

**2) 地象**

○南北方向に発達する山地、台地、河川沿い低地の 3 つに区分され、東西方向では起伏の多い地形条件を呈している。

**3) 水象**

○中津川が町の中心を流れ、相模川が町の東端を流れる。その支川群が小川となって両河川に注いでいる。

○中津川は宮が瀬ダムの取水で流量が減少し、昔の河川風景や生態系の復元が困難である。

○湧水は半原地区・田代地区・角田地区の中津川沿い台地下に比較的多い。(町民意識地域別比較)

○町民は中津川を町のシンボルと考えており生活や風景と結びつき、またレクリエーションの場として利用している。

河川の流域面積及び流路延長

| 河川名 | 水系名 | 指定年度 | 幹川流路延長 (km) | 流域面積 (km <sup>2</sup> ) | 関係都道府県 |
|-----|-----|------|-------------|-------------------------|--------|
| 相模川 | 相模川 | 44   | 113.00      | 1,680.00                | 神奈川、山梨 |
| 中津川 | 相模川 | 44   | 32.83       | 143.40                  | 神奈川、山梨 |

出典：「神奈川県ホームページ」(平成 25 年 9 月時点)

**4) 動植物**

- 自然植生は少なく、スギ植林やコナラ二次林が多い。
- 手入れの遅れた山林がみられる。
- 山林・中津川など自然環境は豊かで、動植物相も多様で豊かである。
- 特に、中津川では清冽な流れがみられ、ヤマメ、アユ、ウグイ、オイカワ、アブラハヤなど魚類相が豊かである。
- 沢水を利用したゲンジボタルの養殖がなされ、一部の水田や小川ではヘイケボタルの自然発生がみられる。
- 有害鳥獣（ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマなど）による被害がみられる。
- 町民意識では、みどりや花、小動物など自然を身近に感じている回答が多かった。
- 町民は、魚が数多く棲む昔の中津川に戻したいと指摘している。
- 中津川や水田等において、貴重な動植物が減少し、外来種が増えている。

**(3) 都市環境**

都市構造としては、一部で住居系用途地域と工業系用途地域・近隣商業地域の混在や遊休農地が見られ、みどりを中心とした快適なまちづくりへの見直しが求められます。バス以外の公共交通機関がなく不便で、車社会を形成しており、ダンプトラックなど通過交通も多く、道路幅員に十分なゆとりを持たないところも見られます。公園の整備率は高いものの、アクセスが不便など利用性にやや難点が見られます。また、大都市近郊にあるため、河川や森林、農地、空き地などに放置される粗大ごみも後を絶ちません。近年では空き家等も増加しており、周辺環境への悪影響も懸念されます。

**1) 土地利用**

- 地目別の割合は、農地 12.6%、宅地 18.0%、山林 32.5%、雑種地・その他 36.9%となっている。
- 中津地区で工業地・住宅地、春日台地区は住宅地、角田地区が農地・住宅地・工業地、三増地区、田代地区及び半原地区は山林が多くなっている。
- 町の上流域と下流域では明らかに土地利用の差があり、前者は山林や農地に囲まれた集落、後者は工場・住宅地となっている。大きく2つの顔を持つ町である。
- 土地利用の混在化で、まちなみや景観に阻害がでている。
- 遊休化した農地・山林ではごみの不法投棄の場となっている。

地目別面積の推移

(単位：ha)

| 区分    | 総面積   |       | 田  |     | 畑   |      | 宅地  |      | 山林    |      | 雑種地 |     | その他 |      |
|-------|-------|-------|----|-----|-----|------|-----|------|-------|------|-----|-----|-----|------|
|       | 面積    | 比率    | 面積 | 比率  | 面積  | 比率   | 面積  | 比率   | 面積    | 比率   | 面積  | 比率  | 面積  | 比率   |
| 平成20年 | 3,429 | 100.0 | 73 | 2.1 | 364 | 10.6 | 625 | 18.2 | 1,120 | 32.7 | 312 | 9.1 | 935 | 27.3 |
| 21年   | 3,429 | 100.0 | 73 | 2.1 | 362 | 10.6 | 629 | 18.3 | 1,117 | 32.6 | 308 | 9.0 | 940 | 27.4 |
| 22年   | 3,429 | 100.0 | 73 | 2.1 | 361 | 10.5 | 630 | 18.4 | 1,116 | 32.5 | 311 | 9.1 | 938 | 27.4 |
| 23年   | 3,429 | 100.0 | 73 | 2.1 | 359 | 10.5 | 630 | 18.4 | 1,115 | 32.5 | 316 | 9.2 | 936 | 27.3 |
| 24年   | 3,429 | 100.0 | 73 | 2.1 | 358 | 10.5 | 617 | 18.0 | 1,115 | 32.5 | 327 | 9.5 | 939 | 27.4 |

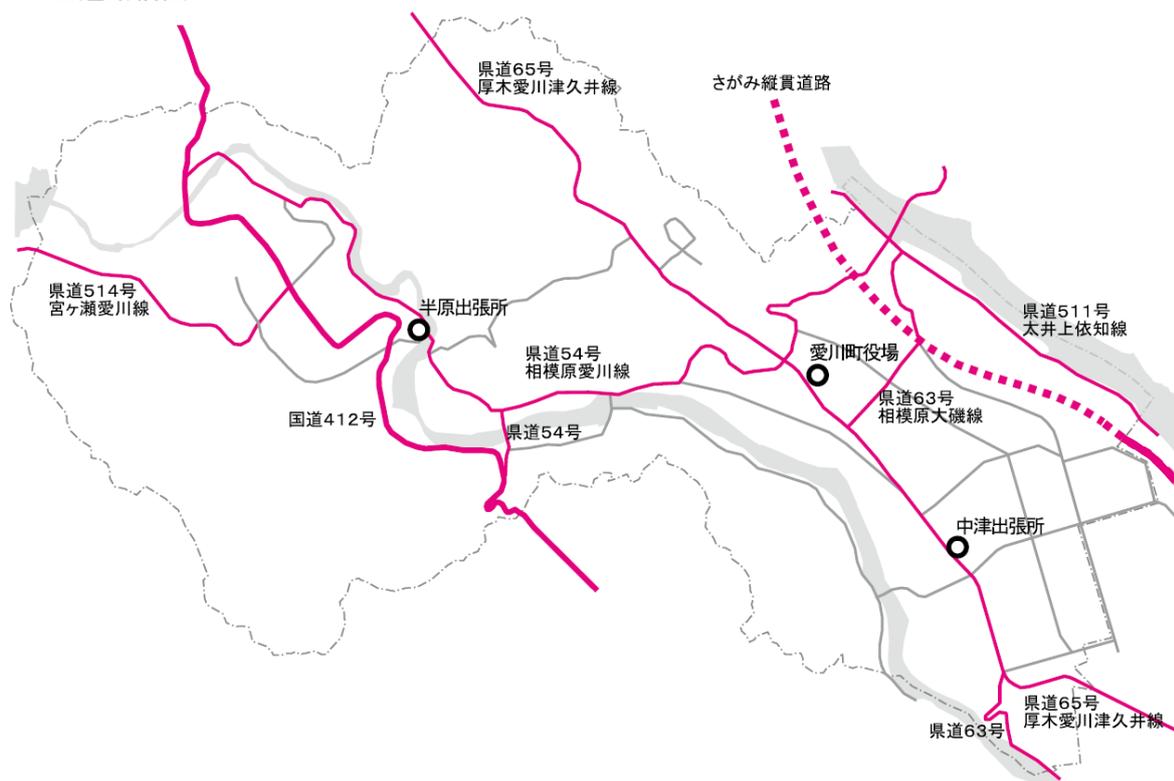
注：各年1月1日現在

出典：「統計あいかわ」（平成25年3月）

## 2) 交通

- 幹線道路の交通量が多く、特に県道太井上依知線ではダンプカーなどの大型車の通行が多い。
- 広域的な幹線道路となる県道においては、一部歩道が未整備となっている箇所も見られる。
- バスは厚木市での交通渋滞により、所要時間がかかることから、利用が進まない要因の一つとなっている。
- バス以外の公共交通機関が無く、若齢者・高齢者には交通の便が悪い。そのために、利便性は低い評価がなされており、一方で車の利用が余儀なくされている。
- 町民意識調査では、自動車交通量や違法駐車が多いと感じている回答が多く、大型車の通行で幹線道路沿いの騒音・振動が問題としてあげられている。ただし、前回計画作成時と比較するとその割合には若干の低下が見られる。また、中津川の車での利用が多く、河川付近の道路が混雑しているとの指摘も見られる。
- 地域別の相対比較では、角田地区、中津地区、三増地区で道路交通量が多く、中津地区、半原地区で違法駐車が多く見受けられる。

### ■道路網図



出典：「第5次愛川町総合計画」（平成23年3月）を元に作成

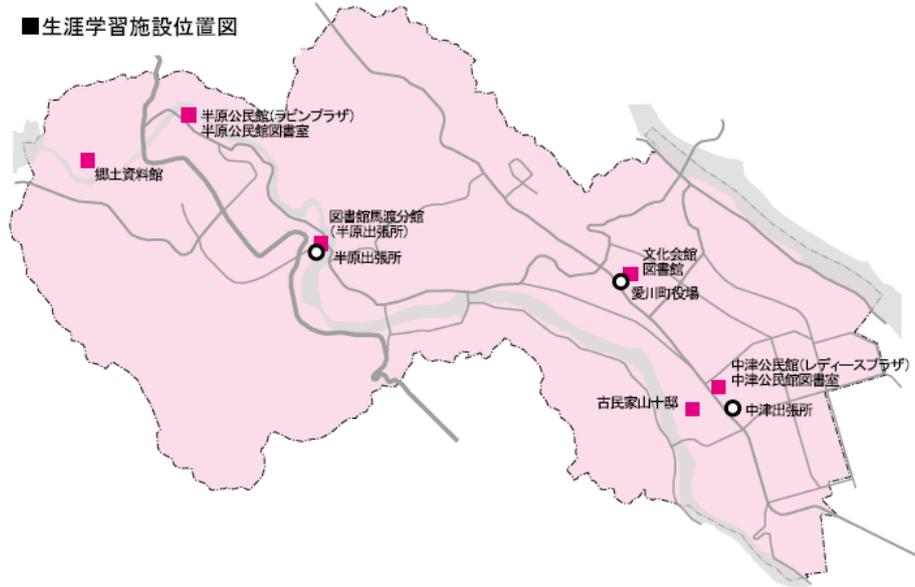
県道路網図

### 第3章 愛川町の環境概要

#### 3) 公共施設

○環境配慮型の公共施設が増えてきている（LED照明、太陽光発電設備の導入など）。

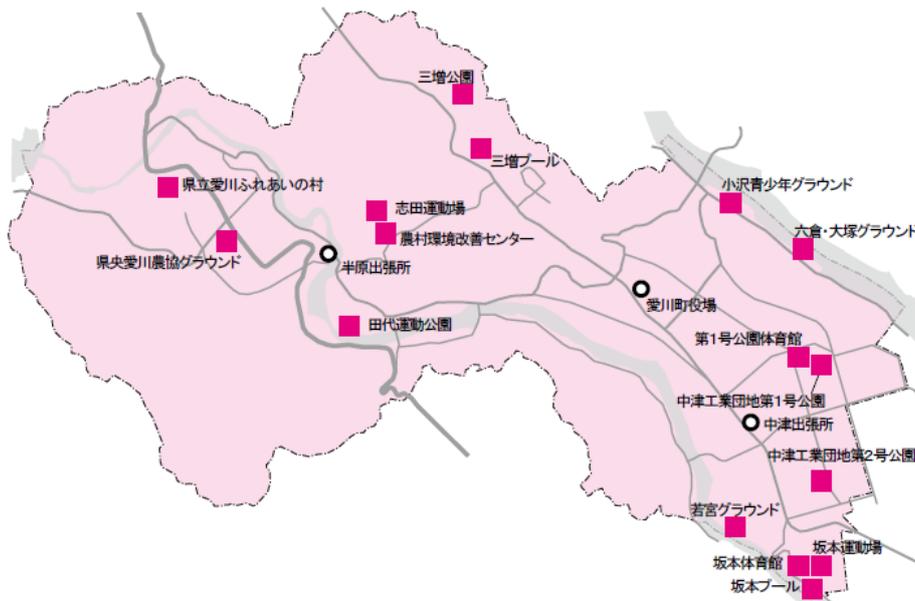
■生涯学習施設位置図



出典：「第5次愛川町総合計画」（平成23年3月）

#### 愛川町内の文化施設

■体育施設位置図



出典：「第5次愛川町総合計画」（平成23年3月）

#### 愛川町内のスポーツ施設

### 第3章 愛川町の環境概要

#### 4) 災害

- 狭あい道路が多い。
- 空き家等の管理が課題となっている。
- 避難経路となる道路沿いの耐震性・防火性は必ずしも十分ではない。
- 都市化による保水機能の低下。(流出率の増加)
- 町民意識では、火災や地震に対する不安を抱く回答は非常に多い。

#### 5) 景観

- 道路沿いを中心に景観障害物が多く、オープンスペースが少ない。
- 住宅地で、みどりの多いところは、比較的良好な景観を呈する。
- 台地の眺望、中津川・相模川の河川空間や水田・畑地がまちの広々とした景観イメージの向上に寄与している。
- 伝統文化や生活、子どもの遊ぶ風景が好まれている。
- 田代地区・半原地区・三増地区で歴史的な雰囲気を感じる回答比が相対的に高い。(町民意識地域別比較)
- 空地のごみが目立ち、景観を阻害している。
- 町民意識では、景観をはじめとするまちのうるおいに関して、多くの回答者が好感を持っている一方で、4割程度の住民が空き地にごみや雑草が目立つと感じている。

景観系統の役割と主な緑地

| 景観系統の役割       | 主な緑地   |
|---------------|--|
| 強度の景観機能を有する緑地 | <ul style="list-style-type: none"><li>・三栗山、志田山、高取山、仏果山、経ヶ岳、八菅山</li><li>・相模川右岸河岸段丘斜面、中津川左岸河岸段丘斜面</li><li>・中津川</li><li>・八菅山いこいの森、神社仏閣</li><li>・宮ヶ瀬ダム</li></ul> |
| 都市の景観機能を有する緑地 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地場産業のまち並み（半原地区）</li><li>・植樹帯（内陸工業団地）</li><li>・シンボルとなる地区（役場周辺地区）</li></ul>   |

出典：「愛川町緑の基本計画」（平成8年3月）を元に作成

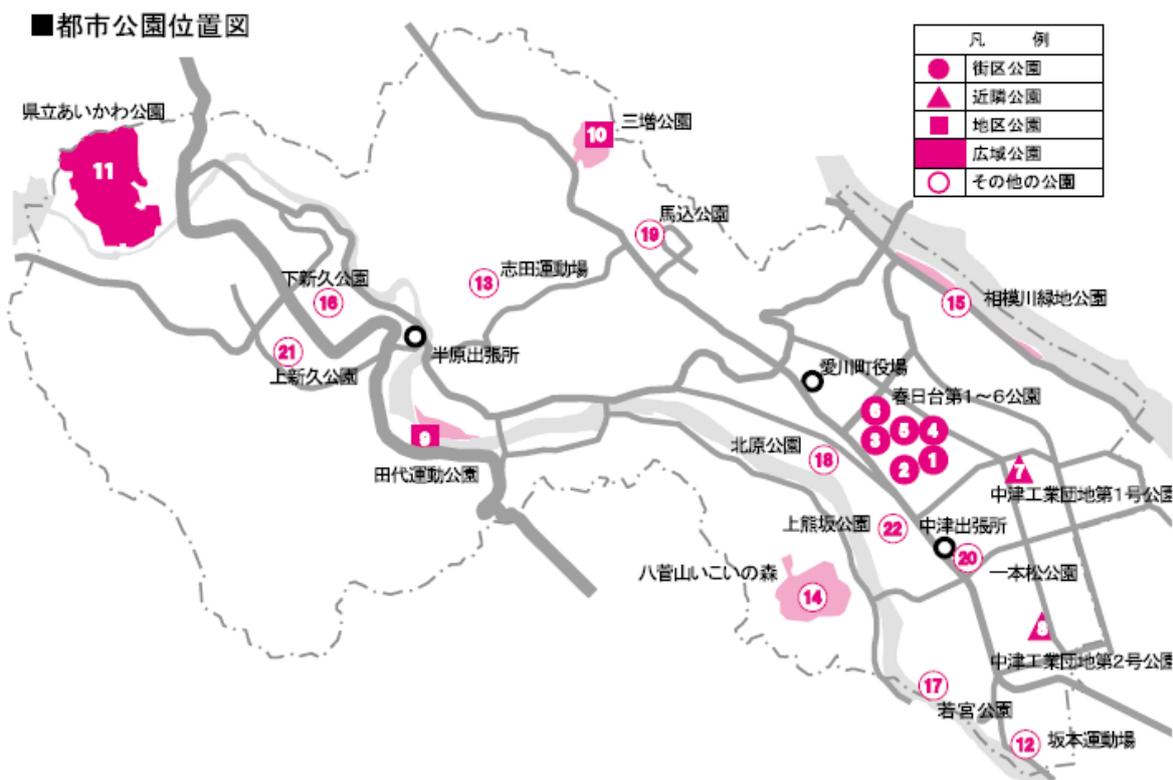
6) みどり

- 全町の緑被率は約70%と高いが、中津地区、春日台地区など土地利用化が進んだところでは低い。(町民意識地域別比較)
- 遊休農地や手入れの遅れた山林が点在している。
- 大規模事業所以外での施設緑化が不足している。
- 多くの町民が、町内に緑が多く、四季の花が楽しめると感じている。

7) 公園

- 町民一人当たりの公園面積は 23.3m<sup>2</sup> である。また、この値は都市公園法の目標値を上回っている。
- 水辺は多く、水とのふれあいが楽しめる。

都市公園の状況



出典：「第5次愛川町総合計画」(平成23年3月)

#### (4) 資源循環・エネルギー

本町は、車依存の町であるため他都市と比べ、車によるエネルギー消費が大きい状況です。種々のリサイクル活動が活発ですが、ごみ減量の余地はまだ多く残っています。何よりも、町民一人ひとりのライフスタイルが大量消費型となっており、事業者・行政も含めて町全体の省資源・省エネルギー運動を推進していく必要があります。

##### 1) 資源・エネルギー

- 車依存の町であるため、他都市と比べて、車によるエネルギー消費が大きい。
- 町民は家庭内での省エネなどの取り組みには積極的であり、前回計画策定時と比較してその割合も増加している。
- 再生可能エネルギーの導入に興味を持つ町民は多いが、実際に導入しているのは全体の2割程度にとどまっている（町民等意識調査結果）。

##### 2) リサイクル

- ごみの分別などに伴う種々のリサイクル活動が活発であり、年間約3,006tの再資源化量を達成している。(H22)
- 町民意識では、リサイクルを行っているとする回答は約6割と高率である。自分自身に関係している行為としてごみ排出をあげる回答が多い。優先して行うべき対策として、ごみ処理の徹底やリサイクルなどをあげる回答が多い。廃棄物・リサイクル問題については、町民一人ひとりが主体となって行動すべきと感じている回答が多い。

第3章 愛川町の環境概要

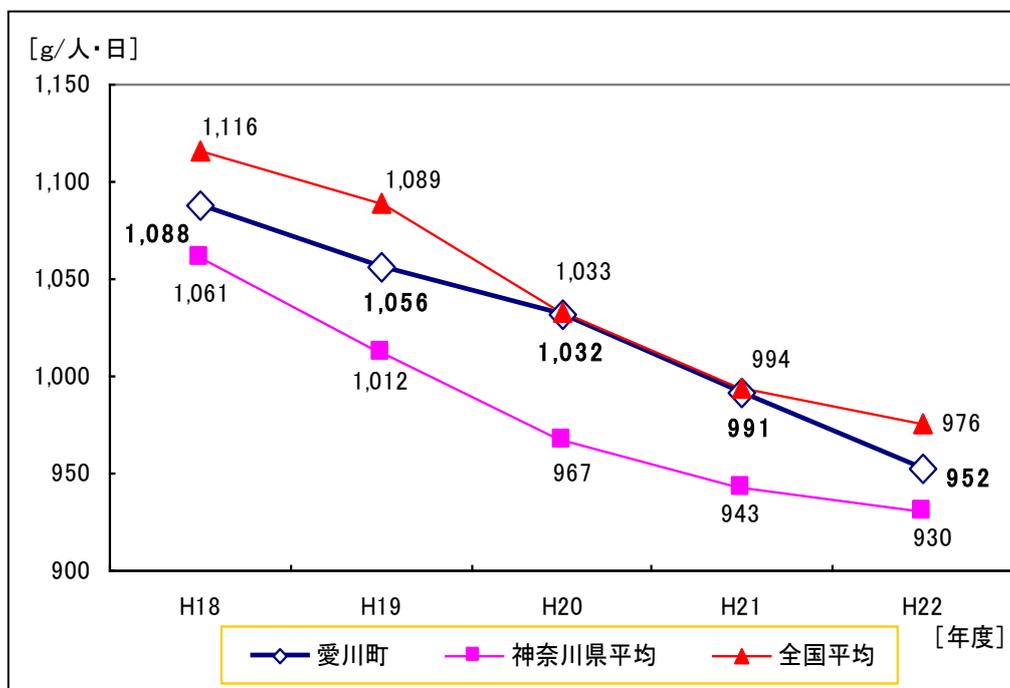
ごみの収集方式・収集回数

| 区 分             |             | 収集方式等               | 収集回数         |
|-----------------|-------------|---------------------|--------------|
| もやすごみ<br>(可燃ごみ) |             | ステーション方式<br>(直接持込可) | 週2回          |
| 資源A             | ビン          | ステーション方式<br>(直接持込可) | 隔週1回(2~3回/月) |
|                 | 紙類          |                     |              |
|                 | 紙パック        |                     |              |
|                 | 不燃ごみ        |                     |              |
|                 | 乾電池         |                     |              |
|                 | 発砲スチロール     |                     |              |
| 資源B             | 缶           |                     | 隔週1回(2~3回/月) |
|                 | ペットボトル      |                     |              |
|                 | 古着類         |                     |              |
| 資源C             | プラスチック製容器包装 | 週1回                 |              |
|                 | 剪定枝         | 隔週1回(2~3回/月)        |              |
|                 | 廃食用油        | 直接持込方式<br>持込可能(時間内) |              |
| 粗大ごみ            | 戸別訪問収集方式    |                     |              |
|                 | 直接持込方式      | 持込可能(時間内)           |              |
| タイヤ・バッテリー       |             | 直接持込方式              | 持込可能(時間内)    |

出典：「愛川町一般廃棄物処理基本計画」

3) 廃棄物

- 平成23年度のごみの収集量は13,038tである。町民1人1日あたりのごみ排出量(原単位)は、平成18年度の1,088g/人・日をピークに減少傾向へ転換し、平成22年度には952g/人・日(13%減)となっています。全国、県の数値と比較すると、本町の平成22年度の実績値952g/人・日は、全国平均値976g/人・日を下回っているが、神奈川県平均930g/人・日を上回っている状況である。
- 平成8年からごみの細分別収集を開始し、さらに平成24年10月からはごみの発生抑制や資源化を図るため分別区分の見直しを行った。
- 町民意識では、ごみの出し方については、いずれも9割以上が守っているとしており非常に高率である。ごみが多い、空き地にごみや雑草が目立つと感じている回答は3割弱、4割となっており、前回計画策定時よりも減少している。清掃・美化運動に参加していると回答した人は約5割であった。



出典：「愛川町一般廃棄物処理基本計画」（平成25年3月）

ごみ収集量と排出量

## (5) 公害

大気汚染については概ね環境基準を満たし、中津川・相模川の本川では大腸菌群数を除いて概ね清い水質状況にあります。しかし、中津川・相模川に注ぐ支川は大腸菌群数など環境基準を満たしてなく、沢水の汚れが目立っていることから、下水道の一層の促進や家庭での生活排水への取り組みが求められます。また、町民の2割近くが車や近隣の音がうるさいと感じていることに加え、3割弱が特定の箇所からのいやな臭いを感じています。交通騒音対策のほか、臭気環境の改善など大気浄化対策の促進が求められます。

一方で、それぞれの生活環境問題について不快に感じる住民の数は減少している傾向も見られます。このため、これまで同様に対策を推し進め、暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、放射性物質汚染についても、状況に応じて定期的な調査を実施していく必要があります。

### 1) 大気汚染

- 大気汚染については、概ね環境基準を満たしているものの、限界値付近の汚染を示す項目がある。
- 町民の交通手段は車がほとんどである。
- 町民意識では、空気が汚れていると感じている回答は約1割であり、前回計画策定時よりも割合が減少した。自動車公害対策については、車の利用を控える、むだな空ぶかしやアイドリングを抑える、といった回答が見られた。一方、ばい煙に対する不満も多い。

### 2) 水質汚濁

- 中津川や相模川の本川では、概ね清い水質状況にある。
- 中津川・相模川に注ぐ支川のうち特に下水道未整備地域の小川では一部で大腸菌群数が環境基準を満たしていない。
- 地下水汚染についても町の調査によると概ね良好である。
- 下水道は、人口普及率で91.7%、面積整備率は概ね100%であり、県下でも上位に位置する。
- 町民意識では、川が汚れていると回答した人の割合は約2割であり、約5割の町民は汚れていないと感じている。前回計画策定時と比較すると、割合が逆転している。また、環境にやさしい洗剤を使用していると回答した人の割合も増加しており、水質汚濁に関する住民意識の高まりや、環境配慮型商品の浸透によると考えられる。

### 3) 騒音・振動

- 公害苦情の中では、騒音が占める割合はばい煙、悪臭について3番目に多い。
- 町民意識では、近所の音や車の音がうるさいと感じている町民は約2割ほどであった。

### 4) 悪臭

- 苦情件数は、ばい煙について多い。特に夏期に集中する。

### 第3章 愛川町の環境概要

○町民意識では、いやな臭いがするという回答は町全体で約3割となっており、前回計画策定時と比較すると割合は低下している。

○地域別の相対比較では、三増地区、角田地区で悪臭を感じている人が多い。

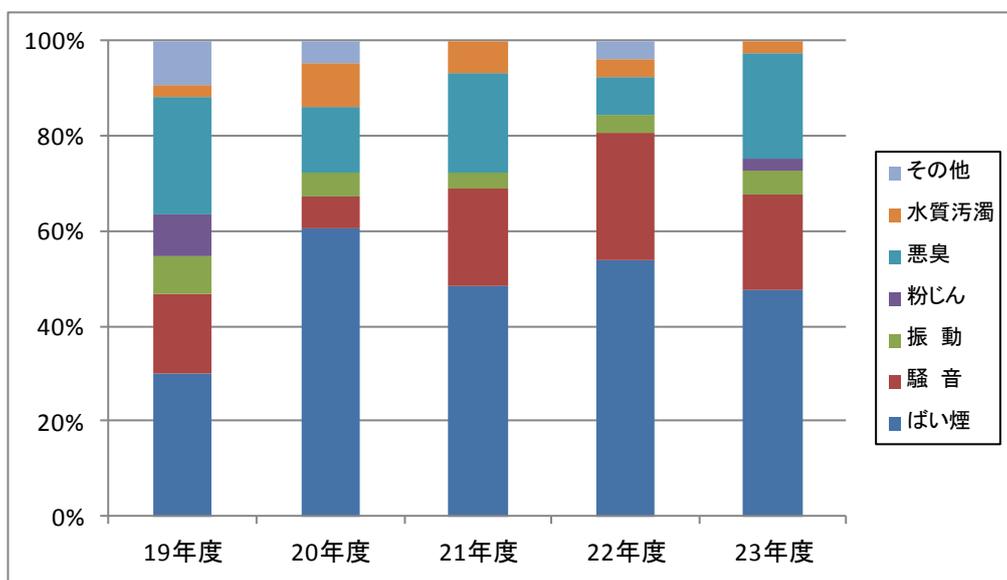
#### 5) その他の公害

○その他の公害はいずれも苦情件数は少ない。

○ダイオキシン類など化学物質汚染への不安は強い。

○電波障害を約2割が訴えている。このうち角田地区、三増地区での回答比が高い。

○福島第一原子力発電所の事故を契機として、町内でも定期的に空間放射線量率の測定を実施している。



出典：「統計あいかわ」（平成25年3月）

公害苦情件数の推移

## (6) 環境行動

無駄な買い物をしないとする町民の比率は高く、環境負荷の少ない商品を選択する町民も多い状況です。また、町民の環境に対する意識は高く、危機感を持っており、ライフスタイルの改善の必要性を感じています。地域コミュニティに関しては、いずれも参加率がやや低く、特に地域の環境活動への参加は消極的です。事業者のISOや環境管理・監査への取り組みは増加傾向にあり、今後も継続して支援していく必要があります。

### 1) コミュニティ

- 地域コミュニティに関しては、参加していると回答した人の割合は約3割であり、特に地域の環境活動に参加している人の割合は1割にとどまっていた。
- 町民意識調査からは、若者・男性の環境行動が少ない傾向が見られた。

### 2) 町民の消費行動

- 町民意識で、環境保全型商品購入については、他の商品と同じ値段であれば買うという回答が約半数であった。無駄な買い物をしないという回答は約6割であった。リフォームに心がけているという回答は約5割であった。
- 省エネタイプの製品を買うように心がけている、と回答した人の割合は約8割であり、前回計画策定時よりも2割程度増加している。

### 3) 事業者の行動

- 緑化・駐車場・駐輪場などに当てるスペースに余裕がある。
- 前回計画策定時よりも、環境に配慮した企業活動の割合を実施している、と回答した企業が増加している。また、ISOの認証を取得した企業も増加しており、環境に対する意識の高まりが見られる。
- 一方で、再生可能エネルギーやエコカー等の導入は進んでおらず、約4割の企業が今後も導入の予定はない、と回答している。

#### 4) 地球環境

- 町民の関心の高い事項は、地球温暖化や開発途上国の公害問題、有害廃棄物の越境移動であった。
- 省エネのために実行していることは、むだな買い物をしない、水や紙の使用量を減らす、リサイクルなどに心がける、冷暖房を控えるなどであった。
- 回答の多くが、地球環境保全のための行動主体は国及び町民一人ひとりであると考えている。

#### 5) 環境学習

- 小学生等に対する環境学習会などの環境教育を実施しており、また学校の教育現場では、環境保全、資源・エネルギーに関する内容が各教科に取り入れられている。
- 自然体験の場など、環境教育・学習の実践の場が身近にあり、参加者は増加傾向にある。
- 町民の環境に対する意識は高く、危機感を持っており、ライフスタイルの改善の必要性を感じている。
- 環境について家庭で話し合うとする回答は4割に満たなかった。

#### (環境教育・環境学習等の推進)

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するためには、各主体が、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要である。このため、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りつつ、環境保全に関する教育及び主体的な学習を総合的に推進する。

出典：国の第四次環境基本計画より抜粋

## 第4章 望ましい環境像及び環境目標

### 第1節 望ましい環境像

人に会い、自然に逢い、地球に愛

本町では、第5次愛川町総合計画（目標年次：平成34年度）を策定し、その将来像を「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」とし、計画の主要な柱を次のように設定しています。

- 1 自然と調和した快適なまちづくり
- 2 安心して住める定住環境のまちづくり
- 3 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
- 4 豊かな人間性を育む文化のまちづくり
- 5 多彩な産業の活力あるまちづくり
- 6 確かな未来を拓くまちづくり

本計画は、この都市像を基本としながら本町の環境の現況と地球規模の環境問題にも配慮した行動指針として、『人に会い、自然に逢い、地球に愛』を望ましい環境像とします。

本町に住み、集う人びとが環境を考え、環境を改善する努力を継続することによって、町の環境が良好に保てます。そのような、「環境を考え、実践する人に何処にでも会える」まちを目指します。そして、中津川やその周辺の田園や森林に代表されるような本町に残る豊かで多様な自然をいつまでも大切にし、自然と身近にふれあえる、そのような「すぐれた自然に逢える」まち、自然と調和した快適なまちを目指します。そして、町から、中津川・相模川の流域、神奈川県、我が国へと環境改善の輪を広げ、地球全体が住み良い環境となるために、「私たちの住む地球を愛する」まちを目指します。

この環境像を実現するためには、従来のライフスタイルが環境に負荷を与えている現状を町民一人ひとりが認識しなければなりません。また、行政や事業者は環境の保全・創造のための役割をしっかりと自覚し、それぞれの立場で自主的かつ積極的に実行していく必要があります。こうした三者が一体となった取り組みが本町の良好な環境を形成するばかりでなく、人類共通の課題となっている地球温暖化現象などの環境問題を解決する足がかりともなります。

さらに、大都市近郊にあって、なお豊かな自然を残す本町の特徴を踏まえ、自然や歴史・文化の恵みを保全しつつより一層向上させ、望ましい環境像の実現を目指します。

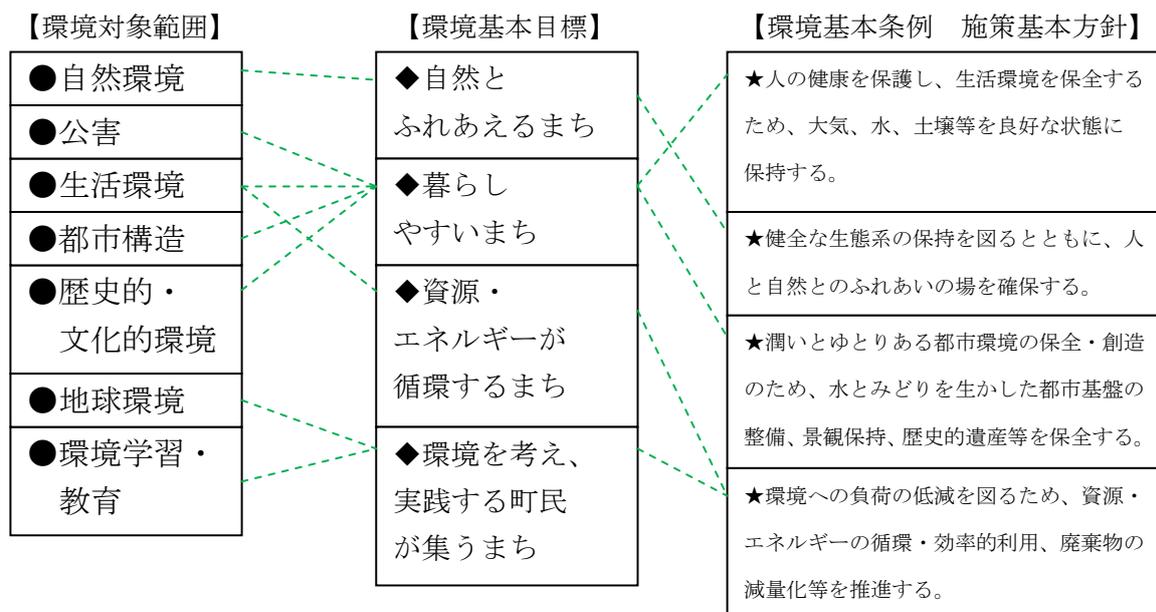
この望ましい環境像は、町民一人ひとりの参加を単位に家庭から、地域から環境改善行動を実践することによって、わたしたちの住む環境が健全なものになるという認識のもと、魅力的な「愛川らしさ」にあふれた環境を将来の世代に引き継いでいくという強い決意を表したものです。

## 第2節 環境基本目標

この望ましい環境像を実現するための環境基本目標を次のとおり設定します。環境基本目標は下記に示す町民の住み良さの条件の5点及び町民のライフスタイルなどに関する4つの事項に着目し、以下の4つをその柱としました。

|  |   |
|--|---|
| <p><b>【環境基本目標】</b></p> <p>◆自然とふれあえるまち</p> <p>◆暮らしやすいまち</p> <p>◆資源・エネルギーが循環するまち</p> <p>◆環境を考え、実践する町民が集うまち</p> | <p><b>【町民の住み良さの条件】</b></p> <p>①公害がないこと</p> <p>②災害の不安がないこと</p> <p>③快適なこと</p> <p>④便利なこと</p> <p>⑤自然に親しめること</p> <p><b>【町民のライフスタイルなど】</b></p> <p>①資源・エネルギー</p> <p>②環境教育・学習・行動</p> <p>③事業者行動</p> <p>④行政の先導・支援</p> |
|--|---|

なお、環境基本目標と環境対象範囲、および平成10年3月に制定された愛川町環境基本条例との関係を以下に示します。



## 第4章 望ましい環境像及び環境目標

望ましい環境像の実現に向けた4つの環境基本目標の達成のため、総合的かつ計画的に各種の環境施策や行動を展開していきます。以下に、環境基本目標達成のための基本的考えを示します。

### 【自然とふれあえるまち】

私たちは自然界の一員として、自然生態系のなかで生活し、地球の自然の恩恵を受けて生きています。そして、四季の変化に感動する自然との暮らしを長く続けてきました。しかしながら、近年、人工的な環境が広がり、子どもの成長や私たちの心身の健やかさなどに影響が出始めています。幸い本町にはまだ豊かな自然環境が西部地域を中心として町域全体に残り、多くの野生生物が生息しています。この環境を保全・創造していくことは、現在及び将来の町民が人間らしくいきいきと健康に暮らしていくために必要です。街角や身近な生活圏に四季の変化が感じられる自然があれば、身近な自然を愛し、他の生命を思いやる心が醸成され、本来の人間性が回復していきます。そして、地球と暮らし続けるうえで自然の大切さが再認識されます。

こうしたことから、自然環境の保全や創造に一層配慮し、健全な生態系を育むまちづくりを進め、町民すべてが自然の恵みを分かち合う、「自然とふれあえるまち」を目指します。

### 【暮らしやすいまち】

生活様式と価値観が多様化するなかで、さわやかな空気や清らかな水、静けさなどは町民に「うるおい」と「ゆとり」を与えるとともに人にやさしいまちづくりの重要な要素になっています。

しかしながら、自動車公害や水質の汚濁をはじめ、近隣騒音や悪臭などの都市生活型公害の発生が見られ、特に、主要幹線道路における自動車公害問題は、大型車の通過交通に起因するところが大きく、本町だけの問題ではない広域的な問題となっています。

一方で、本町には、中津川と深く関わってきた歴史・文化が今なお見られ、それゆえに古い落ちついた集落やまちなみを形成しているところも見られます。また、中津川の河川空間や水田・農地の存在が広々とした良好な風景を残しています。

こうしたことから、自動車交通量の抑制と沿道環境の整備、水質汚濁の低減など公害対策や、ダイオキシン類対策などの取り組みをはじめ、ごみの散乱防止や清掃活動の活性化、清潔で美しいまちなみや広々とした風景の保持、うるおいやゆとりの感じられる空間の創出、歴史と文化の継承や災害に強いまちづくりの推進など、安全で快適なまちづくりを進め、「暮らしやすいまち」を目指します。

### 【資源・エネルギーが循環するまち】

資源・エネルギーを大量消費する都市型のライフスタイルは、本町でも定着して久しく、環境への負荷をさらに大きくし、地球に暮らす人びとの生活基盤に影響を与えています。そのため、町内での身近な環境改善の取り組みから、ひいては中津川・相模川流域や地球環境に寄与するための町民や事業者一人ひとりの環境に対する責任ある行動が求められ、町民というよりも地球市民としてのライフスタイルの転換が急務となっています。

前回計画の策定時と比較すると、町民や事業者の間には、資源・エネルギーに対する環境配慮の意識が高まってきているものと考えられます。町内のエネルギー消費量については、近年横ば

#### 第4章 望ましい環境像及び環境目標

いで推移しています。環境負荷の低減を目指したまちづくりを推進するために、省エネ機器の導入など、ライフスタイルの変化に関する取り組みについて、今後も積極的な対応が求められます。

本町では、ごみの発生抑制を原点とし、ごみの分別強化と資源化の促進や資源・エネルギー利用率の削減など、省資源や省エネルギーへの取り組みをはじめ、行政・事業者・町民で構成する三位一体のリサイクルシステムの樹立（資源採取－製造加工－流通－消費－廃棄の全過程における）を目指し、またバスなど交通機関の利便性の向上を図り、将来の世代に引き継ぐ大切な地球の環境保全に向けて、「資源・エネルギーが循環するまち」を目指します。

##### 【環境を考え、実践する町民が集うまち】

地球の温暖化、大気・海洋汚染、生態系の破壊、年々増加する廃棄物など地球環境問題の解決には、地域や国境を超えて行政・事業者・町民及び町民団体などが環境保全に対して取り組む環境パートナーシップを構築することが重要になっています。そして、そのスタートには環境問題への共通認識が大切です。

こうしたことから、町民のライフスタイルの転換を図り、自然になじむ暮らしの実践によって、環境を考え、実践する町民の自発的活動や環境学習を支援します。また、ISOや環境管理・監査を実践する事業者を支援し、環境への負荷の少ない事業活動を目指します。行政は町民・事業者の模範となる先導的な環境配慮行動を実践し、自らが環境負荷低減の実施母体となることを目指します。このような三位一体の取り組みを全町に広げ、地域の各主体がしっかり連携し実効性のある環境保全活動を進め、「環境を考え、実践する町民が集うまち」を目指します。

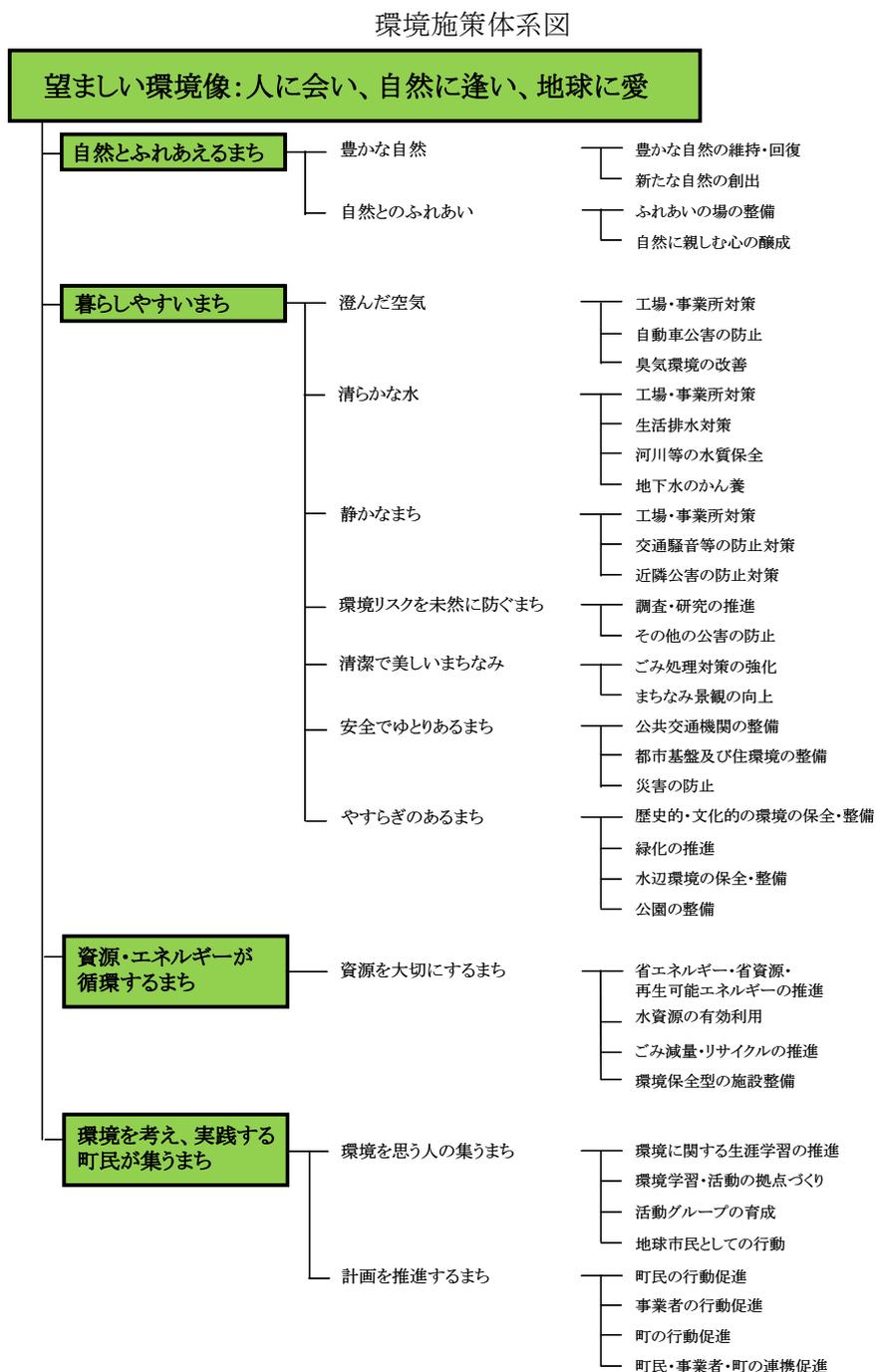


カワセミ（愛川町の鳥）

## 第5章 環境施策の体系と環境保全行動

### 第1節 環境施策体系

町民・事業者・行政が三位一体となって取り組むべき今後の環境施策と環境保全行動を、4つの環境基本目標を軸とした施策の体系に示します。



## 第2節 各主体の環境施策と行動

望ましい環境像である『人に会い、自然に逢い、地球に愛』を実現するための環境保全行動の具体的な内容は次の通りです。これらの行動を効果的に推進するため、行政・町民・事業者の役割を明らかにしました。

なお、環境保全のためには三者が、それぞれの役割を主体的に果たすことが必要です。このため、役割分担については行政・町民・事業者のそれぞれの主体的な取り組みとして表現しています。

### (1) 自然とふれあえるまち

#### 1) 豊かな自然

##### ア) 豊かな自然の維持・回復

現存する自然の量的確保と質の維持・向上を目指して、定期的な自然環境調査の実施により、樹林、水辺、湧水地、谷戸等の生態的に重要な環境の保全・育成に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 樹林の改善（手入れの遅れた森林の適正密度管理）
- \* 中津川・相模川の水辺、湧水地、谷戸の保全
- \* 小川群の保全（下水道の接続促進と合わせて）
- \* 八菅山や中津川など稀少動植物生息域とその周辺の保全
- \* 地下水かん養域の保全
- \* 定期的な自然環境調査の実施
- \* 中津川・八菅山などの自然観察拠点設置と町民参加の継続観察の実施
- \* 自然（みどり）の連続性の保護・保全
- \* 社寺林の保全促進
- \* 町民・事業者に対する自然環境の回復方法・保全方法についての指導
- \* 環境保全型農業の促進
- \* 外来種対策など、生物多様性保全の取り組みを推進する

#### <町民の役割と行動>

- \* 家の周辺や近くの公園、緑地の植物や動物の生育生息状況に関心を持つこと
- \* 自分の敷地内のみどりを維持・管理するとともに、周囲のみどりの維持・管理に協力すること
- \* 腐葉土をつくるなど、落葉の再利用をすすめること
- \* 家庭からの生活排水の浄化をすすめること
- \* ペットや鑑賞目的の生き物は責任を持って飼い、逃がしたりしないこと
- \* 自然環境の保全に関心を持つこと

## 第5章 環境施策の体系と環境保全行動

### <事業者の役割と行動>

- \* 事業所の緑地を保全するとともに、生態系に配慮した緑化をすすめること
- \* 開発行為等においては自然土壌を保管し、可能な限り緑地に再利用すること
- \* 無農薬・低農薬・有機質利用など環境に配慮した農業を促進すること

### 【参考例】

(西東京市西原自然公園～雑木林を若返らせる試み～)

西原自然公園内林木の「若返り」と「健全化」を目的とし、従前、地元農家が実施してきた萌芽更新(伐採によってその切り株から生えてきた芽を育てていく、または植林)を実施している。対象区域は、園内西南隅に位置した、公園全面積(約2万m<sup>2</sup>)の約8%、約千500m<sup>2</sup>のコナラを主林木とする約40～50年生の二次林(樹木約80本)の部分。この萌芽更新の作業内容は、全林木の毎木調査や補植用苗畑造り、クヌギ、コナラの苗の育成、草刈り等。伐採後も市民で管理作業を進めている。2013年現在、対象区域の約半分で作業が完了している。



グリーンカーテン

### イ) 新たな自然の創出

開発に際しては、周縁部に環境緩衝帯を設置するなど、適正な指導を行い、生態系への配慮に努めながら、生物の生息環境を創出していきます。また、公園などの生物生息機能を高めるとともに、開発跡地や遊休地・裸地の自然回復に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 開発に対する適正指導
- \* 開発跡地・遊休地・裸地の自然回復
- \* 河川の生態護岸化促進
- \* ホタルの里づくり促進
- \* 多自然型公園への改善
- \* 緑の基本計画を推進し、多様な生物が生息する環境の創出（例：野鳥の棲むまちづくり）
- \* 緑化普及のモデル施設として公共施設の緑化を促進
- \* みどりの豊かなまちなみ形成のため民有地の緑化を指導
- \* みどりの散歩道を整備し、みどりのネットワークの形成を推進
- \* 河川の生態護岸化やホタルの里づくり、ビオトープの保全

#### <町民の役割と行動>

- \* 庭や接道部、屋上、ベランダなどを緑化するとともに、緑化に際しては、実の成る樹木などを中心に植栽すること
- \* 空地の花壇の維持管理や地域の緑化活動に参加すること
- \* 雨水浸透ます・トレンチなどの設置に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 緑化普及のモデル施設としセットバック緑化や接道部緑化、屋上緑化などを行い、緑化に際しては、実の成る樹木を中心に植栽すること
- \* 雨水浸透ます・トレンチの設置や、駐車場での透水性材料の使用に努めること
- \* 緑化に際しては、外来種の持ち込みを極力避け、地域に根ざした植物を用いるよう配慮すること

#### 【参考例】

(多自然型公園：島根県宍道湖グリーンパーク)

野鳥の宝庫・宍道湖畔に雑木林や池、湿地などが凝縮された多自然型公園。四季を通じてバードウォッチングもできる。

2) 自然とのふれあい

ア) ふれあいの場の整備

中津川の親水性向上や山地・里山での遊歩道の整備、自然系公園の増設など、自然とふれあうための基盤整備を進めます。

<行政の環境施策と行動>

- \*遊歩道の整備
- \*中津川の親水空間の増設
- \*自然系公園の増設
- \*中津川河川環境管理計画（県）とリバーリフレッシュ構想（町）等との整合を図った自然環境の保全・利用促進
- \*野外活動や農林業体験などの場の提供
- \*みどりの遊歩道の計画・整備

<町民の役割と行動>

- \*庭に実のなる樹種を植えたり、低木や高木を混植するほか、巣箱や餌場を設置し、野鳥や昆虫が飛来するような環境を創り出すこと
- \*野外活動や農林業体験などに参加すること

<事業者の役割と行動>

- \*事業所内に野鳥や昆虫が飛来するように植物を植えたり、巣箱や餌場を設置して身近に自然体験ができる場を創り出すこと
- \*施設を緑化して、自然とふれあえる場を地域住民に開放すること



半原松葉沢ホテルの里

### イ) 自然に親しむ心の醸成

子供の頃からの自然への親しみは、健康と豊かな情操を育みます。また、自然はまたあらゆる世代にとっても潤いと安らぎの空間です。生活圏のなかに豊かで親しみやすい自然を配し、日常的にそれらとふれあう環境の創造と、自然と楽しむ心の教育・学習に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*家庭・学校・社会での自然環境学習の促進
- \*生活圏での自然配置
- \*町民の自然観察会、野外活動、農林業体験などの促進
- \*自然の大切さの理解を深める広報活動の促進
- \*通勤・通学・買い物など日常行き来する道路周辺の自然を紹介し、生活圏の中の自然の楽しみを啓発

#### <町民の役割と行動>

- \*自然の恵みに感謝する心を育てるため、家庭で草花を栽培するなどして、身近な自然とのふれあいを楽しむこと
- \*子どもを戸外へ連れだし、あるいは外で遊ぶ時間をつくりだすこと
- \*野外活動や自然観察会に参加すること
- \*町の自然を学び、自然の仕組みを勉強すること

#### <事業者の役割と行動>

- \*農林業作業をボランティア活動の一環として行うこと
- \*事業所で草花を育てるなど、身近な自然とのふれあいを楽しむこと

(2) 暮らしやすいまち

1) 澄んだ空気

ア) 工場・事業所対策

工場や事業所からのばい煙等の抑制のため、監視・指導を強化し、合わせて工場などが自主的に規制するよう対策を図ります。また、土地利用の適正化を図りながら、工場等の立地時点での指導や対策のための融資制度の活用等の施策の強化に努めます。

<行政の環境施策と行動>

- \*事業所の立地適正化指導の強化
- \*法令等の順守と監視・指導の徹底
- \*自主規制への徹底指導
- \*公害に関する対策資金融資制度の活用促進
- \*違法な屋外燃焼に対する指導

<事業者の役割と行動>

- \*ボイラー、焼却炉などから発生するばい煙については、適切な燃焼管理及び良質の燃料の使用により削減に努めること
- \*塗装工場などから発生する粉じんについては、適切な除外設備の設置により削減に努めること
- \*有害ガスについては発生物質を使用しない、または発生が少ない工程の採用、適切な防止設備の設置などにより発生を防止すること
- \*工場及び事業所内に自主的な管理体制をつくり、日頃から大気汚染などの防止に努めること
- \*車での通勤を自粛すること
- \*違法な屋外燃焼を行わないこと

### イ) 自動車公害の防止

大気汚染の状況を継続的に把握するとともに、国や県など関連機関と連携を図りながら規制促進に努めます。また低公害車等の普及や自転車利用、徒歩を推進し、交通体系の見直しなどと合わせて、自動車公害の防止に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 汚染状況の継続的な把握
- \* 国や県など関連機関と連携を図りながら排ガス規制強化の働きかけ
- \* 低公害車等の普及・導入促進と支援
- \* 交通量の抑制
- \* 共同配送など物資輸送の合理化の要請
- \* 自家用車から公共交通機関への転換
- \* 車利用に関する環境配慮事項の提示・普及
- \* 自転車利用の促進、徒歩の奨め
- \* アイドリングストップの普及・啓発
- \* 県や国とともに、自動車交通量の多い幹線道路を中心に緑地帯を設置し、沿道の緩衝環境の整備の促進

#### <町民の役割と行動>

- \* 通勤や行楽でのマイカーの利用を自粛し、徒歩や自転車利用を心がけること
- \* 公共交通機関の利用を心がけること
- \* 空ぶかしを控え、アイドリングストップに心がけること
- \* 低公害車等をできるだけ使用すること
- \* 町の大気汚染調査に参加・協力すること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 物資輸送を協同化したり、物流システムや自動車利用の合理化に努めること
- \* 車通勤を控えるよう従業員に指導すること
- \* バス利用マップをはじめ、バスを利用しやすい環境を整えること
- \* 低公害車等をできるだけ使用すること
- \* 空ぶかしを控え、アイドリングストップに心がけること

### ウ) 臭気環境の改善

アンケート調査結果から、町民の悪臭への不満は改善されつつある傾向が見られました。しかし、今後も引き続き、悪臭の発生状況の継続的把握を行い、臭気発生源対策の促進を図るとともに、季節の香りが感じられる住環境の確保に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*悪臭の発生状況の継続的な把握
- \*臭気改善対策の促進
- \*商店・飲食店・事業所・畜産場・農地等における臭気排出抑制対策の促進
- \*自動車排ガス対策の促進
- \*日常生活で発生する臭気対策の推進
- \*季節の香りが感じられるまちづくりの推進
- \*身近な香りに関する調査を行い、四季の香りが漂うまちづくりの推進

#### <町民の役割と行動>

- \*身近な香りに関する調査や四季の香りが漂うまちづくりに参加すること
- \*四季の香りが漂う街角・公園の維持管理に協力すること
- \*日常生活から発生する悪臭の低減に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \*臭気発生物質の抑制を図ること
- \*農業系事業所では、堆肥や糞尿の発酵過程の改善、餌の工夫を図ること。また、自然の状態で飼育する空間の確保に努めること
- \*臭気拡散防止のための樹林帯の設置や、高い位置での臭気拡散促進のための排出装置の改善を検討すること

#### 【参考例】

(新潟県笹神村「ゆうきセンター」)

村内から排出される家畜ふん尿を原料にして良質堆肥を生産、利用することで、畜産公害の防止と土づくりに効果を上げており、農作物、特に水稲では品質だけでなく収量面でも効果が認められるようになった。

## 2) 清らかな水

### ア) 工場・事業所対策

法令規制対象工場等からの排水の監視と指導を強化し、合わせて規制対象外の工場等も自主的な規制ができるよう対策を図ります。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*法令等の順守と監視・指導の徹底
- \*規制対象工場などの対策強化
- \*未規制工場などの対策推進
- \*自主規制への徹底指導
- \*公害に関する対策資金融資制度の活用促進

#### <事業者の役割と行動>

- \*有害物質等については、適切な作業工程の採用や排水処理設備の設置により、その発生を抑制すること
- \*COD（化学的酸素要求量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、窒素、リンなどの生活環境項目についても、下水処理場への影響に配慮し、さらにその削減に努めること

### イ) 生活排水対策

下水道への接続を促進すると同時に、合併処理浄化槽などの普及を促進します。また、メタン発酵などによるバイオマスの有効利用の研究普及を促進します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 下水道への接続促進
- \* 合併処理浄化槽などの普及促進
- \* 小川・水路の清掃と浄化対策の促進
- \* バイオガス発生利用システムの検討

#### <町民の役割と行動>

- \* 調理くずや食べ残しはなるべく出さないようにし、出た場合でも回収して下水道に流さないようにすること
- \* 食器や鍋などのひどい汚れや油は、紙でふいてから洗うこと
- \* 家庭での調理に使用した油や消費期限切れの油は、資源化を図り下水道に流さないようにすること
- \* 洗濯時には自然に分解しやすい洗剤で無リンのものを適量使用すること
- \* 米のとぎ汁は庭木などに与えること
- \* 小川や水路の清掃活動に参加すること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 事業所においても町民の生活排水対策と同様の行動をとること

### ウ) 河川等の水質保全

中津川や相模川の上・中流域にあたり、下流地域あるいは未来に向けて良好な水質を保全するため、流域全体の水環境を保全し、上流のまちとしての責務を果し、近隣自治体と協力して、水質の改善に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*河川・谷戸などの水質保全
- \*湧水地の調査と保全
- \*雨水の近接河川還元と雨水の地下浸透化の促進
- \*流域自治体と連携した水質汚濁対策の推進
- \*環境保全型農業を推進し、農薬・化学肥料などの化学物質汚染の抑制指導
- \*河川・水路へのごみ投棄防止対策の促進
- \*相模川流域の関連自治体と協力して、河川水質の汚濁対策の促進

#### <町民の役割と行動>

- \*河川の状態や水の中に住む生き物を観察し記録したり、河川周辺の清掃美化運動に参加すること
- \*環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の使用低減に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \*河川周辺の清掃美化運動に参加すること
- \*環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の使用低減に努めること

### エ) 地下水のかん養

雨水は地下浸透化させ、地下水のかん養を図ります。また、地下水についても調査を継続し、その汚染防止に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 道路（歩道）、公園及び学校などの公共施設における雨水の地下浸透促進と民有地での促進の指導・支援
- \* 地下水汚染監視継続と汚染対策の促進
- \* 水源の森林づくりの促進

#### <町民の役割と行動>

- \* 地下水のかん養及び湧水の保全のため、雨水浸透ます・トレンチなどを設置して雨水の地下浸透に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 地下水のかん養及び湧水の保全のため、適正な地下工事工法に努め、また地下水の揚水を抑えるように努めること
- \* 地下水のかん養及び湧水の保全のため、雨水浸透ます・トレンチなどの設置や、駐車場は透水性材料の使用に努めること

3) 静かなまち

ア) 工場・事業所対策

工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため監視・指導を強化します。また、騒音・振動の発生防止対策の意識啓発に努め、自主規制や緩衝緑地帯設置等の対策をとるよう、融資制度の活用なども含めて対策の強化に努めます。

<行政の環境施策と行動>

- \*立地適正化指導の強化
- \*法令等の順守と監視・指導の徹底
- \*自主規制への徹底指導
- \*緩衝緑地帯の設置促進
- \*公害に関する対策資金融資制度の活用促進

<事業者の役割と行動>

- \*近隣住民の意見、苦情を聞くことが出来るように、窓口を設置すること
- \*定期的に、発生源や工場周辺の騒音・振動の状況を把握するための自主監視体制の整備に努めること
- \*騒音・振動防止対策に取り組むために、日頃から機械、建物などの保守管理に努めること
- \*敷地周辺に緩衝緑地帯を設けること

**イ) 交通騒音等の防止対策**

自動車の騒音・振動を監視し、沿道に緩衝緑地帯を設けるなどの必要な対策を講じるよう関係機関に働きかけながら、防止に努めます。

＜行政の環境施策と行動＞

- \*交通量の抑制を事業者等に働きかける
- \*自動車騒音・振動の監視と対策
- \*低騒音・低振動対策の舗装の推進
- \*沿道緩衝環境の整備
- \*自動車運転マナーの徹底指導
- \*住宅地内の道路への通過交通量を抑制するため、関係機関と協議促進

＜町民の役割と行動＞

- \*通勤、通学、買物、行楽などのマイカー利用をできるだけ自粛し、公共交通機関の利用を心がけること
- \* unnecessary 空ぶかし、アイドリングをしないよう心がけること

＜事業者の役割と行動＞

- \*車による通勤の自粛に努めること
- \* unnecessary 空ぶかし、アイドリングをしないよう心がけること

### ウ) 近隣公害の防止対策

近隣騒音等に対しては、家庭用機器の騒音防止や防音建材の使用促進などの指導と地域ぐるみでのルール化を促進して、モラルの向上を図ります。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 建設作業での騒音・振動対策
- \* 営業活動などによる騒音の防止
- \* 地域内でのルールづくりの普及・確立
- \* 低公害型家庭用機器の普及・啓発
- \* 遮音効果の高い構造の建築の普及・啓発
- \* 公害に関する対策資金融資制度の活用促進

#### <町民の役割と行動>

- \* 近隣公害の防止に向けて、地域のルールづくりを行い、実践すること
- \* 洗濯機・掃除機、クーラーなどは低騒音型の機種を積極的に取り入れ、近隣に影響の少ない場所に設置すること
- \* ピアノ・電子オルガンなどの演奏をする場合には、本格的な防音工事などを行うこと
- \* テレビ・ラジオ・ステレオなどは夜間や早朝には音量を小さくすること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 近隣公害の防止に向けて、地域のルールづくりを行い、実践すること
- \* 新築・改装の際は遮音効果の高い構造の建築を積極的に取り入れること
- \* カラオケなどの音響機器を営業活動で使用する場合は、遮断効果の高い防音工事を行うこと
- \* 周辺住民の意見、苦情を聞くことが出来るように、窓口を設置すること
- \* 工事・建設作業に際しては、あらかじめ周辺調査を十分行い、騒音・振動発生の少ない工事方法や機械を採用すること
- \* 苦情が発生した場合は、すみやかに誠意を持って対応すること

#### 4) 環境リスクを未然に防ぐまち

##### ア) 調査・研究の推進

町内の大気・水質・騒音等の状況を常に分析・調査し、ダイオキシン類や地下水汚染、PM2.5など化学物質汚染や空間放射線量率の監視と対策等に努めます。同時に、新たな公害物質の対策などを常に検討するよう体制を強化します。

##### <行政の環境施策と行動>

- \*ダイオキシン類対策等の促進
- \*その他科学物質汚染など新規公害物質の情報収集と分析能力強化
- \*新規公害物質の動態調査
- \*新規公害対策の検討
- \*被害発生時の対策検討
- \*PM2.5濃度など大気汚染物質濃度の把握
- \*状況に応じた、空間放射線量率の測定体制の維持

##### <町民の役割と行動>

- \*ダイオキシン類や地下水汚染発生などの抑制に努めること
- \*新たな公害発生に注意を払い、情報収集などに協力すること

##### <事業者の役割と行動>

- \*事業者自らダイオキシン類や地下水汚染物質調査を行い、その発生を未然に防止すること
- \*地下水汚染を防止するために地下タンク、配管、有害物質などの保管状況の監視や点検をきめ細かく行うこと
- \*工場等で新たな化学物質が使用される時は、種類、毒性、使用量、処理方法などを公開すること
- \*新たな公害物質が発見された時には、その対処について関連行政機関と協議し、速やかな防止対策を行うこと

### イ) その他の公害の防止

CO<sub>2</sub>の排出抑制や吸収促進などを推進します。その他、土壌汚染、地盤沈下、電波障害などについては、関連法令等の規制を順守することにより、被害の防止に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*CO<sub>2</sub>の排出抑制・吸収促進
- \*電波障害・日照障害の防止対策の促進
- \*法令などに基づく規制・指導の検討

#### <町民の役割と行動>

- \*エネルギーや資源の大量消費型生活を見直し、CO<sub>2</sub>の排出を抑制すること。

#### <事業者の役割と行動>

- \*熱帯材など外材の使用を抑制し、国産材使用への転換を図ること
- \*省資源・省エネルギー活動を積極的にすすめること
- \*工場・事業所においては地下水揚水量の抑制に努めること
- \*工事建設作業においては地下水の汲み上げを極力抑制するための工法を採用すること
- \*電波障害や日照障害が発生した場合は、原因者負担の原則に基づき、適切な対応をとること

#### 【参考例】

(国の地球温暖化対策の基本視点)

地球温暖化問題は、温室効果ガスの大部分が産業活動、国民生活におけるエネルギー消費に伴い発生するものであることから、環境問題であるとともに、経済問題、エネルギー問題でもある。運輸・交通政策、住宅・建築政策などにも密接に関連をする。したがって、対策は、産業、運輸、民生の各部門において、広範な政策分野にわたっており、各施策の整合的かつ有機的な連携を保つ必要があることを忘れてはならない。

## 5) 清潔で美しいまちなみ

### ア) ごみ処理対策の強化

まちの清潔さ、美しさを維持するために、ごみのないまちづくりを一層進めます。そのためにごみの発生抑制を促進するとともに、分別区分やごみ出しルールの周知・徹底を図り、空カンなどのポイ捨てや粗大ごみ等の不法投棄未然防止対策を進めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* ごみ発生抑制対策の促進
- \* 分別区分やごみ出しルールの周知・徹底
- \* ごみの広域処理の促進
- \* 店舗・事業所でのごみ減量対策支援
- \* 適正処理困難物等の処理対策の促進
- \* ごみのポイ捨て・粗大ごみ不法投棄の防止対策
- \* 農業廃棄物の適正処理促進
- \* ごみの散乱や投げ捨てに対する指導
- \* ごみの不法投棄に関する行政窓口の設置と周知徹底
- \* 町民の環境美化意識の高揚
- \* 町民、事業所での美化活動に積極的支援

#### <町民の役割と行動>

- \* ごみの量を減らし、さらに分別し定められた収集日時に収集場所へ出すこと
- \* 空き缶・タバコの吸い殻などは投げ捨てない、またごみは持ち帰ること
- \* 地域の美化推進活動に参加すること
- \* ごみの不法投棄を見た時には、速やかに警察や行政窓口に通報すること
- \* 所有・管理している土地での美化活動に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \* ごみを減量、分別し、事業者自身の責任で適正に処理すること
- \* 違法なビラ・看板を放置しないこと
- \* 事業所周辺の美化活動を行うとともに、美化推進活動に参加すること
- \* 所有・管理している土地での美化活動に努めること

### イ) まちなみ景観の向上

都市基盤整備にあたっては、景観を阻害する物をなくす対策を進め、あわせて町民の景観意識の高揚にも努めます。また、人と自然が共存する農山村部についても、その景観の保全に努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 河川・農地・台地の広々とした風景の維持
- \* 伝統文化・地域生活が感じられる風景の保全
- \* 歴史的建造物や古い町並みの保存
- \* 斜面緑地の保全
- \* 遊休農地や手入れの遅れた森林、空き地の整備促進（農林業の振興など）
- \* 緑化・ガーデニングの促進
- \* 公共デザインの向上
- \* 町民の景観意識の高揚
- \* 不法占拠物や屋外広告物などの景観阻害物の排除対策推進
- \* 景観計画、景観ガイドラインの策定と対策推進
- \* 空き家等の現状把握と対策の継続
- \* 公共の場所等への落書きに対する適切な指導及び対策の実施

#### <町民の役割と行動>

- \* 地域の景観について関心を持ち、それぞれの地域特性に応じた快適なまちなみづくりに参加すること
- \* 樹木・樹林・生け垣などの保存に努め、また、道路側の緑化・ガーデニングをすすめること
- \* 建築物については、色や形など周囲と調和がとれたデザインとすること
- \* 地域内でのコミュニケーションを増やすことで、空き家等による周辺環境への悪影響防止に努める
- \* 公共の場所等にみだりに落書きを行わないこと

#### <事業者の役割と行動>

- \* 地域特性に応じた快適なまちなみづくりに積極的に参加し、地域に貢献すること
- \* まちに統一感とゆとりを創り出すために、計画が具現化された電線類の地中化に協力すること
- \* 建築物については、色や形など周囲と調和がとれたデザインとすること
- \* 屋外広告物については景観を著しく阻害することのないよう配慮するとともに、違法な捨て看板などは設置しないこと

6) 安全でゆとりあるまち

ア) 公共交通機関の整備

自動車社会からの脱却を目指し、路線バスや町内循環バスなど公共交通機関の整備を促進し、効率的な運用を図ります。これに伴い、自動車交通量の抑制と道路交通の円滑化を進め、また交通体系の見直しをはじめ、小田急多摩線の延伸促進など環境負荷の少ない新しい公共交通機関の導入に努めます。

<行政の環境施策と行動>

- \*通勤ピーク時における混雑の実態調査を行うとともに、混雑緩和対策について事業者や国、県に要請
- \*通勤自動車の相乗りキャンペーンの実施
- \*愛川ー厚木・相模原市間の自動車交通量の抑制
- \*現行バス運行の確保への支援
- \*町内循環バスの利用促進
- \*駐車場の確保
- \*違法駐車を取り締まり強化
- \*環境負荷の少ない新交通機関の導入促進
- \*小田急多摩線延伸促進協議会活動の推進

<町民の役割と行動>

- \*車の利用を控え、できるだけバスや自転車を利用し、または徒歩に切り替えること
- \*通勤自動車の相乗りに協力すること
- \*町内循環バスを積極的に利用すること
- \*違法駐車をしないこと

<事業者の役割と行動>

- \*事業用自動車については、物流システムや使用の合理化により交通量を抑えること
- \*フレックスタイム制度を導入するように努めること
- \*店舗などに駐車場を設置すること

### イ) 都市基盤及び住環境の整備

道路網の計画的整備に加えて、緑地帯などの設置や高齢者等が安心して歩ける道づくりを進め、ゆとりある都市基盤の整備を図ります。また、住居系用途地域と工業系用途地域・近隣商業地域混在の分離など土地利用の適正化をはじめ、開発時・再開発時には環境に考慮した都市基盤づくりに努めるとともに、よりよい住環境づくりにも努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 計画的な道路網の整備促進
- \* 高齢者・障害者にやさしい道づくり・まちづくりの推進
- \* 道路の緑地帯設置
- \* 環境配慮型公共施設・住宅団地の整備・創出
- \* 住居系用途地域と工業系用途地域・近隣商業地域混在の分離など土地利用の適正化促進
- \* 安心して住みやすい環境を整えるための支援
- \* 飼い犬等の適正管理についての指導及び対策の実施

#### <町民の役割と行動>

- \* 良好な住宅地を保全するために、都市マスタープランや建築協定などの計画、制度を活用したまちづくりに参加協力すること
- \* 飼い犬等が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理すること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 良好な住宅地を保全するために、都市マスタープランや建築協定などの計画、制度を活用したまちづくりに参加協力すること
- \* 福祉環境に配慮した施設の整備・改善に努めること

#### 【参考例】

(福島県本宮町沢田緑道)

本宮町では、東北自動車道の本宮インターチェンジ周辺開発の一環として、工業団地の造成を行っており、「沢田緑道」は、工業団地と周辺集落の緩衝緑地帯としての機能と、自然環境の保全を目的として整備が図られたものである。整備にあたっては、特に緑の保全に配慮しており、高木・低木・株物とも豊富な量の植栽を施すことで、常に緑が見られ、また多くの種類を楽しむように、多彩な植物が選定されている。また、地域住民や近隣企業の従業員の憩いの場となるように、散策路としての性格を持たせるため、ギャラリーウォール、あずまや、ベンチなどを配置している。

### ウ) 災害の防止

地震や洪水からまちを守るため、災害対策の促進を図ります。また、災害時に想定される環境面でのリスクについても把握し、対応を呼びかけることで、安心して生活できるまちを目指します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*耐震化・不燃化など地震に備えた防災対策の促進
- \*狭あい道路の拡幅など整備促進
- \*緑地帯の確保と緑化の推進
- \*ブロック塀の生垣化の促進
- \*相模川・中津川低地での水害対策の促進
- \*道路（歩道）・公共施設等での雨水浸透の促進
- \*ハザードマップの公開など警戒・避難体制の促進
- \*災害時のペット類取扱いについての検討
- \*事業者に対する、化学物質等漏洩防止策の導入促進

#### <町民の役割と行動>

- \*雨水の浸透・貯留に努めること
- \*ブロック塀を生垣に変えるよう努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \*雨水の浸透・貯留に努めること
- \*ブロック塀を生垣に変えるよう努めること
- \*化学物質等が環境中に漏洩しないよう対策を行うこと

7) やすらぎのあるまち

ア) 歴史的・文化的環境の保全・整備

歴史的・文化的施設とその周辺環境を保全・整備するとともに、身近な文化財の発掘に努め、またその情報を提供することによって、愛川町の歴史・文化の発信に努めます。

<行政の環境施策と行動>

- \*歴史的・文化的施設とその周辺環境の保全・整備
- \*歴史的・文化的資産についての情報提供
- \*伝統産業や地域生活文化の伝承促進
- \*みどりと歴史・文化財を結ぶ散歩道のネットワーク化

<町民の役割と行動>

- \*地域にある文化財、伝承などについて情報を提供するとともに、保全に協力すること
- \*歴史的資源を経由する散歩道コースやみどりの散歩道を維持していくために、水やりや草取り、清掃などに参加すること

<事業者の役割と行動>

- \*眺望地点及び歴史的資源については、愛川らしさを楽しめる風景として、その保全に協力すること
- \*地域にある文化財、伝承などについては、地域の貴重な財産として保存に協力すること

### イ) 緑化の推進

公共用地及び私有地の緑化を推進するほか、山林・農地の保全に努め、みどりを積極的に増やしていきます。また、公園の増設や市街地緑化に努めるとともに、みどりに対する町民の意識の高揚や緑化活動の支援にも努めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 中津川の水とみどりの保全と活用
- \* 北部・西南部の山林の保全と活用
- \* 田園地帯の保全
- \* 中心市街地の緑化の推進
- \* 道路等施設緑化の促進
- \* 公園の増設と適正配置
- \* みどりのネットワークの形成
- \* シンボルツリーの選定と保護・育成
- \* 緑化モデル施設として公共施設の緑化促進
- \* 緑化マニュアルなどを作成して、各場所に応じた緑化の普及促進
- \* 私有地のイメージフラワー植栽、生垣等の緑化、ベランダ緑化・ガーデニングについての助成・支援・指導
- \* 自然の樹形を生かした街路樹の検討
- \* 緑化に際しては、外来種の持ち込みを極力避け、在来種を用いるように指導を行う

#### <町民の役割と行動>

- \* 住宅地周辺等の緑化、ベランダ緑化など効果的な緑化に努めること
- \* 街路樹への水やり、落ち葉の清掃などの維持管理に協力すること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 事業所周辺等の緑化やベランダ緑化など効果的な緑化に努めること
- \* 街路樹への水やり、落ち葉の清掃などの維持管理に協力すること
- \* 緑化に際しては、外来種の持ち込みを極力避け、在来種を用いるように配慮すること

### ウ) 水辺環境の保全・整備

中津川の水質の維持、流量の確保など生態機能や親水機能を改善・向上させるとともに、より豊かな水辺環境の整備に努めます。整備にあたっては、生態的機能に配慮し、自然の水辺を創出することを基本としながらも、遊歩道やサイクリングロードの設置、橋梁付近の空間の有効利用、河川敷及び周辺の自然公園的な利用も図ります。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 中津川の水質の維持と流量確保
- \* 生態系に配慮した河川・護岸の整備促進
- \* 水辺の親水性の向上と水生生物の生息環境の保全・創出
- \* 水辺の公園整備
- \* 橋詰空間の整備
- \* 水辺ビオトープとしての水田水系の復元・整備・活用

#### <町民の役割と行動>

- \* 中津川の状態や水生生物の観察を行うとともに、情報として提供すること

### エ) 公園の整備

人口密集地を中心に、魅力ある公園づくりに努めます。また公園の適正配置を考慮しながら、合わせて遊歩道等みどりのネットワーク化を進めます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 公園の適正配置とアクセス向上
- \* 魅力ある公園づくり（子どもが楽しめる公園、多様な生物が生息できる公園など）
- \* 町民参加（ワークショップ）型公園の設置推進
- \* 公園を結ぶみどりの遊歩道の整備促進

#### <町民の役割と行動>

- \* 公園の設計段階から参加し、維持管理に協力すること

**(3) 資源・エネルギーが循環するまち**

**1) 資源を大切にすまち**

**ア) 省エネルギー・省資源・再生可能エネルギーの推進**

省エネルギー・省資源型商品の利用を促進するとともに、大型事業所から発生する廃熱などを有効利用することで、エネルギー循環型の環境の整備を推進します。また、再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電等）についても、有効活用に努めます。

＜行政の環境施策と行動＞

- \*環境配慮型都市構造への変換
- \*省資源型・省エネルギー型の製品の利活用促進
- \*省エネルギー型住宅環境・事業所環境の検討・整備
- \*エネルギー循環型環境の整備検討
- \*工場などの廃熱の利用の促進
- \*再生可能エネルギーの有効利用推進（行政での率先垂範）
- \*町民・事業者への省資源・省エネルギー意識の普及・啓発促進

＜町民の役割と行動＞

- \*再生可能エネルギーの導入を検討すること
- \*省資源型・省エネルギー型の製品を利用すること
- \*省資源型・省エネルギー型の建物を取り入れるよう努めること
- \*自宅での資源・エネルギー消費量に関心を持ち、管理・把握に努めること

＜事業者の役割と行動＞

- \*再生可能エネルギー・廃熱の有効活用やエネルギーの利用効率の改善をすすめること
- \*流通機構の簡素化をすすめること
- \*環境に優しい商品・材料を積極的に取り扱うとともに、省資源型・省エネルギー型の製品を利用すること
- \*省資源型・省エネルギー型の建物を取り入れるよう努めること

### イ) 水資源の有効利用

水を資源として認識し、一層の有効利用を図り、下流域に良質な水を送るよう努めます。そのため、公共施設をはじめとする雨水の有効利用を促進します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* 雨水利用の促進
- \* 工場などの処理水・排水の有効利用促進
- \* 雨水の地下浸透化の促進
- \* 公共施設における節水こま等節水器具や中水道施設の設置促進
- \* 町民や事業者への雨水利用や節水に対する情報の提供

#### <町民の役割と行動>

- \* 雨水を貯留し、利用すること
- \* 節水こま等節水器具や設備を設置すること
- \* 風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、一度利用した水を再利用すること

#### <事業者の役割と行動>

- \* 雨水を貯留し、利用すること
- \* 節水こま等節水器具や設備を設置すること
- \* 中水道施設の導入のほか、雨水の積極的利用をすること
- \* 生産工程において一度利用した水を再利用すること

### ウ) ごみ減量・リサイクルの推進

ごみ減量運動と連動してリサイクル運動を促進し、その普及・啓発に努めるとともに、生産－流通－販売－消費の各段階の連携強化を進め、資源を大切にすまのしくみを構築します。

また、リサイクルの前には、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リフューズ（不要なものもらわない）、リペア（修理して使用する）といった対応を可能な限り実施し、ごみが発生せず、資源を大切にすまの目指します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \* ごみ発生抑制対策の促進
- \* リサイクル運動の促進と団体などへの支援
- \* リサイクル（資源化）施設の拡充
- \* 資源回収者への支援強化
- \* 再生品や環境に配慮した製品を購入すること（グリーン購入）
- \* リサイクル推進商店会を結成し、参加の呼びかけと活動支援
- \* リサイクル等に関する情報の収集及び普及・啓発
- \* 公共施設における先導的モデルの提示

#### <町民の役割と行動>

- \* ごみの発生を抑え、リサイクルできるものをきちんと分別すること
- \* 過剰包装を断るなどごみとなるものを持ち帰らないよう心がけること
- \* 集団資源回収や分別収集などの資源化事業に積極的に参加すること
- \* 販売店の食品トレーなどの回収や自動販売機の回収ボックスによる回収に協力すること
- \* 再生品や環境に配慮した製品を購入すること（グリーン購入）
- \* 再利用可能な物品については、再利用を検討すること（リユース・リペア）

#### <事業者の役割と行動>

- \* 再生利用が可能な製品、長時間使用できる製品をつくること
- \* 製品の詰め替え利用、梱包・包装材の簡素化や再使用、再生利用を行うこと
- \* 自動販売機に回収ボックスを設置し、資源化に努めること
- \* 再生品や環境に配慮した製品を購入すること（グリーン購入）
- \* リサイクル推進商店会として活動すること

**エ) 環境保全型の施設整備**

公共施設などを中心に環境学習の拠点や環境情報の発信基地として整備するとともに、環境配慮事項を提示し、また省資源・省エネルギー型の施設仕様で再整備を図ります。

<行政の環境施策と行動>

- \* 公共施設における先導的モデルの提示
- \* 公共施設の環境配慮型整備の促進
- \* 公共施設の再生可能エネルギー導入の推進
- \* 物質循環型産業システムの推進・整備
- \* 再生産や永続利用可能な資源の活用推進



愛川ソーラーパーク

**(4) 環境を考え、実践する町民が集うまち**

**1) 環境を思う人の集うまち**

**ア) 環境に関する生涯学習の推進**

教育の中に環境問題を積極的に取り込むとともに、子どもから高齢者に至るまで環境に親しみ、考える仕組みづくりを行い、生涯学習推進を支援します。

＜行政の環境施策と行動＞

- \*子どもの頃からの環境教育の推進
- \*子どもの頃からの環境保全活動参加の促進
- \*社会人の環境教育の推進
- \*ふれあい農林業の促進
- \*環境配慮型商品に関する情報の提供
- \*地域・地球環境に関わる情報の提供

＜町民の役割と行動＞

- \*環境保全活動や自然観察会、農林業体験、環境講座に参加すること
- \*環境情報の収集を行い、環境の動向や変化に常に注意を払うこと

＜事業者の役割と行動＞

- \*環境保全活動に企業ボランティアとして参加すること

**イ) 環境学習・活動の拠点づくり**

環境に関する各種講座・研修・イベントなどの開催を通して、環境学習の普及啓発を図るとともに、活動拠点となる場の確保とその支援体制を整えます。

＜行政の環境施策と行動＞

- \*環境教育の一環として各種講座・研修・イベントなどの開催
- \*環境学習の拠点整備とネットワーク化
- \*環境配慮型施設や再生可能エネルギー施設の積極的な環境学習への提供

### ウ) 活動グループの育成

環境学習などの指導者の育成をはじめ、地域コミュニティ等の活動グループづくりを促進するとともに、これらへの家庭や企業の参加を積極的に支援・促進します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*指導者の育成や活動資材の提供
- \*地域コミュニティづくりの促進
- \*家庭や企業のコミュニティ活動への参加促進

#### <町民の役割と行動>

- \*環境保全活動のグループづくりと育成に協力すること
- \*コミュニティ活動に参加し、地域の環境事情を学び、人のつながりを大切にすること

#### <事業者の役割と行動>

- \*地域コミュニティ活動に参加すること
- \*社内で環境活動のグループをつくり、事業所の環境改善を図るとともに、地域の活動に参加すること

### エ) 地球市民としての行動

地球規模の環境問題に関する啓発活動の促進と、本町から発生する環境負荷の低減対策を町民・事業者とともに実施します。また、環境保全面の国際交流を県や近隣自治体との協力を進めながら町民の行動へと導きます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*地球環境保全のための県・近隣自治体との協力推進
- \*町民・事業所の地球環境改善活動への積極参加の促進
- \*町民・事業者参加のための手法・仕組みづくり
- \*職員のライフスタイル・ワークスタイルの改善

#### <町民の役割と行動>

- \*NPOとして地球環境保全のための活動に参加すること
- \*世界の環境動向に注意を払い、環境被害者の支援を行うこと
- \*自らの生活様式を簡素化して、環境負荷の低減に努めること

#### <事業者の役割と行動>

- \*事業所間の連携を強め、地球環境問題解決のための行動を起こすこと
- \*世界の環境動向に注意を払い、環境被害者の支援を行うこと
- \*環境負荷の少ない事業活動の展開を図ること

## 2) 計画を推進するまち

### ア) 町民の行動促進

自宅での資源・エネルギー消費量の管理・把握を行うことで、地球温暖化の原因物質であるCO<sub>2</sub>の排出抑制等に努めるとともに、町民の環境保全行動を促進します。また、各種環境資源の利用に関して、環境教育・環境学習を通じてその適正化を促進します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*水や大気など環境資源利用の適正化の促進
- \*環境教育・環境学習の支援
- \*環境情報の提供（身近な環境から地球環境問題までの環境情報入手機会の拡大と簡素化）

#### <町民の役割と行動>

- \*日頃から環境問題に関心を持ち、町広報紙など、行政からの案内に注意を払い、環境関連のイベントに積極的に参加する。
- \*自宅での資源・エネルギー消費量に関心を持ち、管理・把握に努めること

### イ) 事業者の行動促進

事業所が事業活動全般において環境保全に配慮していくための環境マネジメントシステムと環境監査の取り組みへの奨励・啓発・支援を行い、環境負荷の少ない事業活動を促進します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*事業所での環境マネジメントシステム導入の支援促進
- \*事業者環境報告書や統合報告書の作成を推奨する仕組みの導入

#### <事業者の役割と行動>

- \*ISO14000s、エコアクション21もしくはこれに倣った環境マネジメントシステムの導入を推進すること
- \*環境マネジメントを推進するプロジェクトチームを結成すること
- \*環境報告書・統合報告書の作成により、事業と環境とのかかわりを認識すること

### ウ) 町の行動促進

本町における環境の状況と施策をとりまとめた環境年次報告書を作成・公表するなど、環境基本計画の進捗状況や環境基本目標の達成状況を把握します。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*町環境年次報告書の作成と環境基本計画の進行の管理
- \*庁内での環境マネージメントシステムの構築と継続的实施
- \*環境負荷の少ない物品等の調達を通じ、行政が率先して環境に配慮した行動を行う

### エ) 町民・事業者・町の連携促進

町民の環境保全に関する活動を継続させ、相互のつながりの形成を促進させるために各主体の意見を集約する場を設けるとともに、町民活動の人・物・情報交流のネットワーク化を進めます。また、町の環境基本計画や行動指針の進捗状況を協働してチェックできるような機会を設けます。

#### <行政の環境施策と行動>

- \*フォーラム等、町民・事業者と環境について話し合う機会を設け、それらの意見の環境施策への反映

#### <町民の役割と行動>

- \*フォーラム等、環境について話し合う機会に参加し意見要望を行うこと
- \*フォーラム等に代表して参加する町民は、自らの考え・意見とともに、地域やグループの意見をとりまとめる責務を有して、フォーラム等で発表し、そして実践すること

#### <事業者の役割と行動>

- \*フォーラム等、環境について話し合う機会に参加し意見具申を行うこと
- \*フォーラム等に代表して参加する事業者は、自らの考え・意見とともに、地域やグループの意見をとりまとめる責務を有して、フォーラム等で発表し、そして実践すること

## 第6章 重点プロジェクト

### 第1節 重点プロジェクトの設定

環境の保全と創造は、第5章の「環境施策及び環境保全行動」に基づき総合的に取り組んでいくものですが、実現のためには長い期間と試行錯誤を要するものが多いのが現状です。

そこで、環境保全と創造を一步一步着実に実現していくためには「環境施策及び環境保全行動」をリードしていく具体的なプロジェクトの設定と実践が必要となります。

こうした考えに基づき、本町の環境の現況と課題を踏まえ、今後10年間で優先して着手し、実践していかなければならない取り組みを次のとおり重点プロジェクトとして掲げました。その基本コンセプトは、「自らの手で身近な環境を改善し、地球環境にも寄与すること」で、「人に会い、自然に逢い、地球に愛」という本町の望ましい環境像を実現するための第一歩を踏み出すものです。

#### (1) 自然との共生プロジェクト

町内の緑被率は約70%と、一部の市街地・住宅地・工場地を除いて豊かなみどりに覆われています。これからの社会動向の中で、今ある森林や河川を大切に維持していくことは大変なことです。 「みどり」の量を確保しながらその質の向上に焦点を当て、住宅地や事業所のみどりの保全・育成、開発行為における緑化の指導、自然系公園の整備など、あらゆる利用可能な空間へ質の高いみどりを配置することを目指していきます。

また、「みどり」の保全・育成・開発に際しては、生物多様性についても十分配慮し、可能な限り外来種によらず、愛川町にもともと存在していた植物等を活用することで、いつまでも愛川らしさを保った自然環境を維持することを目指します。

また、自然観察会や農林業体験などを通して自然とふれあう機会を持つことによって、身回りのみどりや野鳥、昆虫などに目を向け、暮らしの中に自然とのつながりを取り戻します。特に子どもの頃からの自然体験を大切にします。合わせて、公園の維持管理への協力や緑化活動をはじめとする地域活動を通じて、町民・事業者・行政が一体となってみどりのまちづくりをすすめるための共通認識を築き、互いの支援体制を整備します。

#### (2) 資源循環プロジェクト

都市化が進む本町では、都市型の生活が定着しつつあります。町民意識調査では、町民の環境保全に対する意識や関心が高まっており、身近な生活のなかでも、環境を意識した行動にも繋がっている傾向が見られました。

今後も、地球の資源には限界があることや、本町に住み働く私たちが資源・エネルギーを大量に消費している都市生活者であることを十分認識したうえで、資源やエネルギーを大切に使い、再び利用していく循環型社会を目指していくことが求められます。

そこで、本プロジェクトでは省資源・省エネルギーやリサイクル・ごみの減量のための行動を中心に据え、町民が家庭や地域で取り組みやすい、環境にやさしい暮らしを実践して、環境に配

## 第7章 計画の進行管理

慮したライフスタイルを実現していきます。

また、再生可能エネルギー（主に太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電等）や省エネルギー設備についても、関心を持っている町民は多い一方で、現状では、町内での普及は十分進んでいません。町としても情報提供や補助制度により、導入を支援し、エネルギーの面でも、環境にやさしいまちを目指します。

### (3) 大気浄化プロジェクト

本プロジェクトは、大気汚染を未然に防止しようとする事と、臭気環境の改善を図っていくという考えのもと採択されたものです。

町民意識調査の結果では、空気の汚れや不快な臭いに関する町民意識は以前と比べて低下していることが分かりますが、今後も大気汚染の未然防止と、臭気環境の改善を図ることが必要です。

本プロジェクトでは、前計画に引き続き、自動車排ガス対策、工場・事業所排出ガス対策とともに事業所からの不快な臭いの拡散防止などを主なテーマとして取り組みます。

### (4) 美しいまちづくりプロジェクト

台地・低地・河川で構成される広々とした風景は大都市近郊にあってふるさとの風景をとどめている町として貴重な存在です。しかし、本町の南部や沿道では、住商混在などアンバランスな景観も見られ、それに介在する遊休農地や空き地へのごみの放置や空き缶などのポイ捨ても課題となっています。また、中津川の河川敷や山林、水路などに粗大ごみの不法投棄も散見されます。さらに、町内では、住民の転出等に伴って空き家等が増えており、適正な管理が行われないことによる、周辺環境への悪影響も懸念されています。

そこで、本プロジェクトは、美しいまちなみを後世にまで残し、住みよい愛川をいつまでも享受していくとして採択した課題です。町民の美化運動の促進やごみのポイ捨て・不法投棄の防止とともに、さらに河川の水、山のみどりが生きる優れた景観づくりを行い、緑水環境都市を内外にアピールするものです。

### (5) 地域に根ざした環境教育・学習プロジェクト

一度便利さを手に入れた多くの町民の環境マインドを変えるためには、町民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動を行うとともに、人間と環境とのかかわりについての学習を進めること、すなわち環境教育の推進が重要となります。

このため、子どもの頃から自然に親しむ機会を増やすことによって、身近な自然を愛し、他の生命を思いやる心を醸成して本来の人間性を回復させることと、地球規模まで発展した環境問題を、地域の実情を知ることや愛着を持つことを念頭におきながら、学校教育と生涯学習の両側面から推進することによって、都市型指向の町民のライフスタイルの転換と、地球環境に関心を持ち行動する数多くの町民が集うまちを目指します。

## 第2節 重点プロジェクトの内容

平成 35 (2023) 年度までに緊急かつ重点的に取り組む必要のある 5 つのプロジェクトの内容と目標（環境保全水準）、そして各プロジェクトの目標の達成に向けた行政・町民・事業者の具体的環境施策・行動を示します。



カワラノギク

### (1) 自然との共生プロジェクト

みどりは人間が生きるために必要な酸素をつくり出すとともに、CO<sub>2</sub>を吸収し、地球温暖化を防ぐ手段として注目されています。また、都市域では、ヒートアイランド現象の抑制の他、騒音・大気汚染といった沿道環境の悪化を緩和する役目も果たしています。そのほか、人々に季節感や安らぎをもたらすなど、豊かな環境を形成するうえで欠かせない存在でもあります。さらに、防災という視点からもみどりの保全と創出は重要といえます。

自然との共生に向けた行動としては、自ら居住する身近なまちの空間に自然を「水やみどり」という形で維持していくことであり、さらに昆虫や野鳥など多様な生物が生息できる質の高い豊かなみどりを創り出すことです。また、水辺を生き物にやさしい場としていくことも必要です。

具体的には町全体の緑被率の維持やそのための開発時緑化の促進、そして町民・事業者一人ひとりの参加を得た自然環境の回復行動により、植物や野鳥、川魚などを自然環境のシンボルとして捉えた多様な生物の住める環境づくりをすすめます。

#### 【環境保全水準】

- 町内の緑被率（約70%）の維持に努めること
- 植物は、山地では広葉樹林、河川では水生植物や河川敷草原、身近な環境では雑木林や草原などの生育が維持・確保されていること
- 野鳥は、中津川などの水辺環境ではカワセミ、ヤマセミなど、身近な環境ではウグイス、メジロ、ツバメなどの生息が維持・確保されていること
- 魚は、中津川でヤマメ、アユ、ウグイ、オイカワなどの生息が維持・確保されていること
- 昆虫は、小川や水田ではホタル、中津川では川虫（カワゲラ、トビケラなどの幼虫）、身近な環境ではトンボ、セミ、バッタ、蝶類の生息が維持・確保されていること
- 哺乳類は、里地・里山環境でのカヤネズミなどの生息が維持・確保されていること
- 両生類は、里地・里山環境でのイモリやカエルなどの生息が維持・確保されていること

#### 【取り組み】

<行政の環境施策と行動>

- \*生態系を育む町有林・学校林などの適正管理促進
- \*動植物調査の実施
- \*外来種対策の推進
- \*河川・小川の水質改善促進：下水道への接続促進、生活排水対策、合併浄化槽の普及促進、農業用排水路の浄化対策
- \*地下水かん養域の保全：水源林・崖線樹林の保護・保全
- \*自然（みどり）の連続性の保護・保全：公共施設の緑化促進、民有地緑化促進
- \*社寺林の保全：「ふるさとの木」の周知
- \*有機農法など環境保全型農業の促進
- \*みどりの遊歩道の計画・整備

- \* 中津川の生態系空間の確保：多自然型低水護岸の設置、抽水植物の育成など
- \* 自然系公園への改良：一部公園のビオトープ化の促進
- \* 中津川河川環境管理計画とリバーリフレッシュ構想等との整合を図った自然環境の保全・利用促進
- \* 野外活動や農林業体験などの場の提供：一般町民の野外活動の促進、ビオトープの保全、児童・生徒の野外活動の促進

<町民の役割と行動>

- \* 家の周辺や近くの公園、緑地の植物や動物の生育生息状況に関心を持つこと
- \* 敷地内のみどりを維持・管理するとともに、周囲のみどりの維持・管理に協力すること
- \* 腐葉土をつくるなど、落葉の再利用をすすめること
- \* 家庭からの生活排水の浄化をすすめること
- \* 庭に実のなる樹種を植えたり、巣箱や餌場を設置し、野鳥や昆虫が飛来するような環境を創り出すこと
- \* 野外活動や農林業体験などに参加すること

<事業者の役割と行動>

- \* 事業所の緑地を保全するとともに、生態系に配慮した緑化をすすめること
- \* 開発行為等においては緑地を確保するとともに、自然土壌を保管し可能な限り緑地に再利用すること
- \* 無農薬・低農薬・有機質利用など環境に配慮した農業を促進すること
- \* 事業所に実のなる樹種を植えたり、巣箱や餌場を設置し、野鳥や昆虫が飛来するような環境を創り出すこと
- \* 施設を緑化して、自然とふれあえる場を地域住民に開放すること

## (2) 資源循環プロジェクト

これは、私たちの生活及び経済活動をゼロエミッションの観点から見直し、資源の「回収」・「再生」・「利用」を基本とした環境に負荷をかけない循環型社会システムの構築を目指そうとするプロジェクトです。

地球規模では地球温暖化、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、熱帯林をはじめとする森林資源の枯渇、砂漠化など、地域規模では大気汚染、水質汚濁、ごみの増大、ヒートアイランド、自然破壊など、さまざまな問題がクローズアップされてきています。身近な環境から地球規模に至るまで、いずれも資源・エネルギーの大量消費がそれらの問題の原点になっています。これらの問題解決には地球市民として一人ひとりの消費行動など、今までのライフスタイルを転換していく必要があります。

このため、本町では資源やエネルギーが循環する社会を目指し、家庭や事業所で日常的に使用する電気、ガス、水道、石油（ガソリン）などの使用量を削減し、資源・エネルギーの節約をすすめます。また、リサイクルを推進し、再生素材や再使用品を活用してごみの減量をすすめます。

### 【環境保全水準】

- 町民・事業者ともに、電気・ガス・水道の使用量削減に努めており、省エネルギー・省資源への取り組みが、多く見られること
- 町民・事業者ともに、ごみの排出量削減に努めていること
- リサイクル活動への取り組みが活発であること

### 【取り組み】

#### <行政の環境施策と行動>

- \*省資源型・省エネルギー型の製品の利活用促進：庁内での率先実行行動計画の推進、グリーン購入の促進、環境にやさしい製品・商品の紹介、町民・事業者への普及・促進
- \*省エネルギー型住宅環境・事業所環境の検討・整備：再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電等）の公共施設への導入、住宅・事業所への普及・啓発
- \*ごみ発生抑制対策の促進とごみ分別の徹底
- \*リサイクル運動の促進と団体などへの支援：リサイクル用品の利用促進
- \*リサイクル（資源化）施設の拡充
- \*資源回収者への支援強化
- \*リサイクル推進商店会を結成、参加の呼びかけと活動支援
- \*リサイクル等に関する情報の収集及び普及・啓発
- \*ごみ処理広域化の推進

#### <町民の役割と行動>

- \*省資源型・省エネルギー型の製品・商品を利用すること（グリーン購入）
- \*省資源型・省エネルギー型の建物構造への転換に取り組むこと

## 第7章 計画の進行管理

- \* 生ごみ等ごみの発生を抑え、リサイクルできるものをきちんと分別すること
- \* 過剰包装を断るなどごみとなるものを持ち帰らないよう心がけること
- \* 集団資源回収や分別収集等の資源化事業に積極的に参加すること
- \* 販売店の食品トレーなどの回収や自動販売機の回収ボックスによる回収に協力すること
- \* 再生可能エネルギー等の自宅への導入を検討すること
- \* 自宅での資源・エネルギー消費量に関心を持ち、管理・把握に努めること

### <事業者の役割と行動>

- \* 再生可能エネルギー・廃熱の有効活用やエネルギーの利用効率の改善をすすめること
- \* 流通機構の簡素化をすすめること
- \* 環境にやさしい商品・材料を積極的に取り扱うとともに、省資源化・省エネルギー型の商品を利用すること
- \* 省資源型・省エネルギー型の建物構造への転換に取り組むこと
- \* 再生利用が可能な製品、長期間使用できる製品をつくること
- \* 製品の詰め替え利用、梱包・包装材の簡素化や再使用、再生利用を行うこと
- \* 自動販売機に回収ボックスを設置し、資源化に努めること
- \* リサイクル推進商店会の結成に参加すること
- \* 環境マネジメントシステムの導入を図ること



あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン

### (3) 大気浄化プロジェクト

清くて澄んだ空気は、大都市近郊にある本町の貴重な財産です。そのため、沿道での大気汚染をはじめ、屋外燃焼や事業所からの臭いなど、目には見えない大気の汚染対策に取り組んできました。今後も工場や事業所からのばい煙などの発生抑制のため、監視・指導を継続し、合わせて工場などが自主的に規制するよう対策を図ります。また、土地利用の適正化を図りながら、工場等の立地時点での指導や対策への融資制度の活用等の促進に努めます。

また、大気汚染の状況を継続的に把握するとともに、国や県など関連機関と連携を図りながら規制強化に努めます。さらに低公害車等の普及や自転車利用、徒歩を推進し、交通体系の見直し等と合わせて、自動車による大気汚染の防止に努め、季節の香りが感じられる住環境の確保を図ります。

#### 【環境保全水準】

- 大気汚染に関する環境基準値を常時下回っていること
- 庁用車の低公害車等導入を推進すること
- 町民・事業者ともに、自動車の代替として、自転車やバスを活用していること
- 臭気発生源対策が継続して行われていること
- 事業所周辺の臭気環境に配慮した事業活動が行われていること
- 季節の香りが感じられること

#### 【取り組み】

<行政の環境施策と行動>

- \*違法な屋外燃焼に対する指導やパトロールの実施
- \*温暖化対策の実行計画の推進
- \*大気汚染状況の継続的な把握
- \*国や県等関連機関と連携を図りながら自動車排ガス規制強化の働きかけ
- \*庁内における低公害車等の普及・導入促進
- \*自動車利用や交通量の抑制・適正化：事業者等への働きかけ
- \*自家用車から公共交通機関への転換：小田急多摩線延伸促進協議会活動の推進、バス利用の呼びかけと現行バス運行の確保への支援、町内循環バスの利用促進
- \*自転車利用の促進、徒歩の奨め
- \*アイドリングストップの普及・啓発：循環バス、公用車から
- \*電気自動車などクリーンエネルギー自動車の普及・導入促進
- \*県や国とともに、自動車交通量の多い幹線道路を中心に緑地帯を設置し、沿道環境の整備の促進
- \*悪臭の発生状況の継続的な把握と低減、町民意識調査の継続
- \*商店・飲食店・事業所・畜産場・農地などにおける臭気排出抑制対策の促進
- \*日常生活で発生する臭気対策の推進

\* 自然の香りが感じられるまちづくりの推進

< 町民の役割と行動 >

- \* 通勤や行楽でのマイカーの利用を自粛し、徒歩や自転車利用を心がけること
- \* 公共交通機関の利用を心がけること
- \* 空ぶかしを控え、アイドリングストップに心がけること
- \* 低公害車等をできるだけ使用すること
- \* 身近な香りに関する調査や四季の香りが漂うまちづくりに参加すること
- \* 四季の香りが漂う町角・公園の維持管理に協力すること
- \* 違法な屋外燃焼は行わないこと

< 事業者の役割と行動 >

- \* 物資輸送を協同化したり、物流システムや自動車利用の合理化に努めること
- \* 自動車通勤を控えるよう従業員に指導すること
- \* バス利用マップをはじめ、バスを利用しやすい環境を整えること
- \* 低公害車等をできるだけ使用すること
- \* 空ぶかしを控え、アイドリングストップに心がけること
- \* 臭気発生物質の抑制を図ること
- \* 違法な屋外燃焼は行わないこと

#### (4) 美しいまちづくりプロジェクト

町の中央部には丹沢山塊を源とする中津川が悠然と流れ、川沿いに低地をつくり、中津川と町の東端を流れる相模川に挟まれた中央部から東部にかけての台地上に都市空間を形成しています。このような自然の中に溶け込んだ街並は大都市近郊にあってふるさとの風景をとどめていることから町の貴重な財産であり、町民の多くは一步外に出れば豊かな自然に触れられる機会に恵まれた環境のもとで生活しています。一方、都市近郊の未利用地や耕作放棄地がごみ不法投棄の場として狙われるのは全国的な傾向であり、まちが汚れ、河川が汚れると、海洋汚染など地球規模の環境問題にもつながることから、地球環境を守る第一歩として一人ひとりが自ら住む町を美しく保ち、環境を保全していく意識の高揚を図っていくことが重要となっています。

そのためには、ごみの発生抑制を促進するとともに、分別区分やごみ出しルールの周知・徹底を図り、空カンなどのポイ捨てや粗大ごみ等の不法投棄未然防止対策を進め、河川利用者などにはごみの持ち帰りが図られるよう継続して啓発活動を実施していきます。

また、都市基盤整備にあたっては、景観を保全する取り組みを進めるとともに町民の景観意識の高揚にも努めます。近年問題となっている空き家等の増加についても、状況の把握に努め、適切な対策が講じられるよう取り組みを進めていきます。

本町では平成23年12月に「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」を制定し、良好な生活環境の保全のために町・町民・事業者等が協働して取り組むこととしています。

##### 【環境保全水準】

- 道路や公共施設等の公共空間及びその周辺で散乱ごみが見られないこと
- 中津川などの河川敷等で不法投棄物や散乱ごみが見られないこと
- 街角や沿道に季節の草花が見られること
- 山地や台地斜面で自然のスカイライン（山並み）が保たれていること

##### 【取り組み】

<行政の環境施策と行動>

- \*河川・農地・台地の広々とした風景の維持：景観ガイドラインの検討、名所・景勝地の周知
- \*伝統文化・地域生活が感じられる風景の調査
- \*斜面緑地（崖線樹林など）の保全
- \*遊休農地や森林、空き地の整備促進
- \*緑化の促進：公共施設・民有地・学校など
- \*公共デザインの向上：公共施設における景観配慮、観光案内板・標識・啓発看板等の改良、文化財案内板の設置
- \*不法占拠物や屋外広告物などの景観障害物の排除対策推進
- \*ごみ発生抑制対策の促進とごみ分別の徹底
- \*事業所廃棄物の適正処理促進
- \*処理困難物などの処理対策の推進

- \* ごみのポイ捨て・粗大ごみ不法投棄の防止対策
- \* ごみの散乱や投げ捨てに対する啓発
- \* 町民の環境美化意識の高揚と町民・事業所での美化活動への積極的支援
- \* 空き家等の現状把握と対策の継続
- \* 飼い犬等の適正管理についての指導及び対策の実施

<町民の役割と行動>

- \* 地域の景観について関心を持ち、それぞれの地域特性に応じた快適なまちなみづくりに参加すること
- \* 樹木・樹林・生垣などの保存に努め、また、道路側の緑化・ガーデニングをすすめること
- \* 建築物については、色や形など周囲と調和がとれたデザインとすること
- \* ごみの量を減らし、さらに分別し、定められた収集日時に収集場所へ出すこと
- \* 空き缶・タバコの吸い殻などは投げ捨てない、ごみは持ち帰ること
- \* ごみの不法投棄を見た時には、速やかに警察や行政窓口に通報すること
- \* 所有・管理している土地の美化清掃をはじめ、地域の美化推進活動に参加すること
- \* 空き家等の周辺環境を適正に維持管理すること
- \* 飼い犬等の適正管理に努めること

<事業者の役割と行動>

- \* 地域特性に応じた快適なまちなみづくりに積極的に参加し、地域に貢献すること
- \* まちに統一感とゆとりを創り出すために、計画が具現化された電線類の地中化に協力すること
- \* 建築物については、色や形など周囲と調和がとれたデザインとすること、
- \* 屋外広告物については景観を著しく阻害することのないよう配慮するとともに、違法な看板などは設置しないこと
- \* ごみを減量・分別し、事業者自身の責任で適切に処理すること
- \* 所有・管理している土地や事業所周辺の美化清掃をはじめ、地域の美化推進活動に参加すること

### (5) 地域に根ざした環境教育・学習プロジェクト

町民の環境マインドを変えるためには、町民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動を行うとともに、人間と環境とのかかわりについての学習をすすめること、すなわち環境教育の推進が重要となっています。身近な環境への関心と取り組みが積み重なって地球環境を守ることができません。

このため、子どもの頃から自然に親しむ機会を増やすことによって、身近な自然を愛し、他の生命を思いやる心を醸成して本来の人間性を回復させることと、地球規模まで発展した環境問題を、地域の実情を知ることや愛着を持つことを念頭におきながら、学校教育と生涯学習の両側面から推進することによって、町民のライフスタイルの転換と、地球環境に関心をもち行動する町民を育て増やしていくことを目指します。

#### 【環境保全水準】

- 校庭の生物生息空間の維持：全校
- 小中学生等を対象とした環境学習会が継続して実施されていること
- 環境学習会や環境学習施設への町民の積極的な参加が見られること
- 事業者主催の環境活動が積極的に行われていること

#### 【取り組み】

##### <行政の環境施策と行動>

- \*子どもの頃からの環境体験教育や環境活動参加の促進
- \*学校での環境学習の実践促進
- \*社会人の環境教育の推進
- \*ふれあい農林業の促進
- \*環境に関わる情報の提供
- \*環境教育の一環としての各種講座・研修・イベントなどの開催
- \*環境学習の拠点整備とネットワーク化、図書館・公民館などを学習拠点として活用し、情報システムのネットワークを形成
- \*町民・事業者活動支援や活動資材の提供
- \*地域コミュニティづくりの促進
- \*環境配慮型施設や再生可能エネルギー施設の環境学習への活用

##### <町民の役割と行動>

- \*環境保全活動や自然観察会、農林業体験、環境講座に参加すること
- \*環境情報の収集を行い、環境の動向や変化に常に注意を払うこと
- \*町の環境調査に参加・協力すること
- \*環境保全活動のグループづくりと育成に協力すること
- \*コミュニティ活動に参加し、地域の環境事情を学び、人のつながりを大切にすること

<事業者の役割と行動>

- \*環境保全活動に企業ボランティアとして参加すること
- \*地域コミュニティ活動に参加すること
- \*社内の環境活動のグループをつくり、事業所の環境改善を図るとともに、地域の活動に参加すること



環境学習会

## 第7章 計画の進行管理

環境基本計画を実行性のあるものとするためには、町民・事業者・行政の各主体が環境保全・創造のための行動を推進する次のような「しくみ」づくりをすすめていく必要があります。

- 計画の推進を図る庁内の「しくみ」
- 町民・事業者・行政が環境保全のための方策を話し合い、提案しあう「しくみ」
- 各主体がそれぞれの役割に応じて点検して見直していく「しくみ」

本町は、これらを組み合わせた「しくみ」として次のような取り組みをすすめていきます。

### 第1節 計画の推進体制

環境基本計画を進行させる庁内の体制や制度を以下のように整備し活用します。

#### (1) 環境基本条例等

本計画は、平成10年4月1日に施行した環境基本条例の第11条から第18条に掲げた事項を順守し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図ります。また、必要に応じて規制措置などを講じる制度を設けます。

#### (2) 環境審議会

平成11年度に設置した、町民・事業者・学識経験者などが参加した「環境審議会」は、本計画推進の上位組織として位置付けます。

#### (3) 環境調整会議

本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、平成12年に庁内関係部署で組織する「環境調整会議」を設置しました。今後も必要に応じて適切に運営いたします。

#### (4) 環境フォーラム等

各種集会、環境フォーラム、環境セミナーなど町民・事業者の参加の機会を設け、町民等の参画する機関の設置など積極的な町民参加型の環境行政の運営を行います。

## 第2節 計画の推進・進行管理

本計画に基づく環境施策等の推進とその進行管理を次のように行います。

### (1) 環境保全に向けた愛川町地球温暖化対策等率先実行計画の推進

愛川町地球温暖化対策等率先実行計画に基づき、町自らが一事業者・消費者として実行すべき環境保全のための取り組みを明確にし、これを職員一人ひとりが率先して実行することにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者や町民の環境保全に向けた自主的な取り組みを促進します。

### (2) 町民のエコライフと事業者の環境マネジメントの推進

町民は自らのライフスタイルの転換を図るため、電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの削減やごみの分別と生ごみの堆肥化、リサイクルの促進など行います。また、自宅でのエネルギーや資源の消費量に関心を持ち、管理・把握に努めることで、その進捗状況をチェックします。

事業者においては、事業活動に伴う環境負荷の低減を図る環境マネジメントシステムを導入し、自らの活動を監視することに努めます。

### (3) 全庁横断的な環境配慮への調整

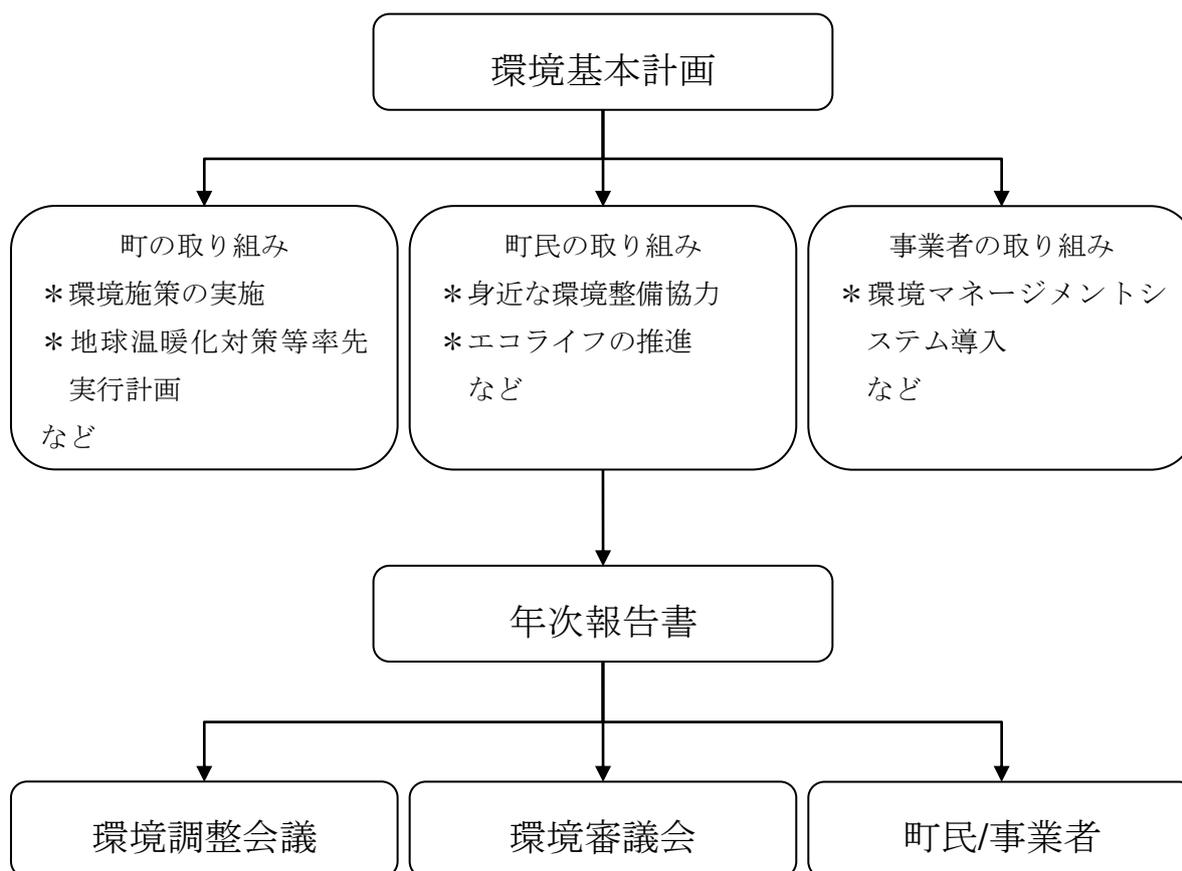
環境基本計画に基づき、町の施策全般に関する環境配慮の取り組みを推進するとともに、愛川町地球温暖化対策等率先実行計画の達成状況をチェックしていくため、環境調整会議や環境審議会によって、全庁横断的な環境配慮への調整を行っていきます。

### (4) 年次報告書の作成

本計画に基づく環境施策などの実施状況や重点プロジェクトの進捗状況について年次報告書を作成・公表し、町民からの意見を聴取します。

### (5) 計画の見直し

計画策定の前提条件等に大きな変更があった場合には、目標数値や重点プロジェクトなどについての達成度や進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



環境基本計画の進行管理の基本構図

資料編

資料編

## 愛川町環境基本計画の策定経緯

## 資料編

## 愛川町環境基本計画の策定経緯

| 年 月 日                  | 業 務 内 容  |
|------------------------|--|
| 平成25年 1月22日<br>～ 2月 5日 | 環境に関する町民・事業者意識調査<br>(送付数：町民 1,300 通、事業者 200 通) |
| 平成25年 6月 3日<br>～ 8月15日 | 町関係各課(室) ヒアリング(16課・室)                          |
| 平成25年10月 8日            | 愛川町環境基本計画策定検討委員会<br>(愛川町環境基本計画改定素案について)        |
| 平成25年10月15日            | 政策調整会議<br>(愛川町環境基本計画改定素案について)                  |
| 平成25年10月21日            | 行政経営会議<br>(愛川町環境基本計画改定素案について)                  |
| 平成25年11月15日            | 第1回愛川町環境審議会(諮問・審議)                             |
| 平成25年12月 9日            | 第2回愛川町環境審議会(審議)                                |
| 平成25年12月12日            | 愛川町環境審議会の答申                                    |
| 平成26年 1月 6日<br>～ 1月30日 | パブリック・コメント                                     |
| 平成26年 2月17日            | 行政経営会議<br>(パブリック・コメントの結果について)                  |

## 委員名簿

## 資料編

## 愛川町環境基本計画策定検討委員会名簿

| 職 名           | 氏 名     | 備 考     |
|---------------|---------|---------|
| 環 境 経 済 部 長   | 川 田 厚 長 | 委 員 長   |
| 総務部参事兼管財契約課長  | 小笠原 年 洋 |         |
| 総 務 課 長       | 大 成 敦 夫 |         |
| 企 画 政 策 課 長   | 柏 木 徹   |         |
| 行 政 推 進 課 長   | 平 本 明 敏 |         |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 志 村 修   |         |
| 住 民 課 長       | 和 田 弘 之 |         |
| 農 政 課 長       | 沼 田 孝 作 |         |
| 商 工 観 光 課 長   | 伊 従 健 二 |         |
| 道 路 課 長       | 家 城 博 昭 |         |
| 都 市 施 設 課 長   | 中 村 武 司 |         |
| 下 水 道 課 長     | 大 矢 秋 夫 |         |
| 教育総務課長兼指導室長   | 熊 坂 祐 二 |         |
| 生 涯 学 習 課 長   | 山 田 正 文 |         |
| スポーツ・文化振興課長   | 小 島 義 正 |         |
| 水 道 事 業 所 長   | 井 上 武 雄 |         |
| 環 境 課 長       | 橋 本 和 明 | 副 委 員 長 |

## 資料編

## 愛川町環境審議会委員名簿

◎…会長 ○…副会長

| 選出区分      | 氏名    | 備考                   |
|-----------|-------|----------------------|
| 区長会       | ◎馬場紀光 | 愛川町区長会長              |
| 関係団体等の代表者 | 斎藤栄一  | 県央愛川農業協同組合代表理事組合長    |
|           | 中村美好  | 愛甲商工会会長              |
|           | 木藤照雄  | 中津川漁業協同組合代表理事組合長     |
|           | 木藤安治  | 愛川町森林組合代表理事組合長       |
|           | ○萩原元子 | 愛川町婦人団体連絡協議会会長       |
|           | 山本健三  | 神奈川県内陸工業団地協同組合常務理事   |
| 学識経験者     | 関猛彦   | 神奈川県県央地域県政総合センター環境部長 |
| 公募委員      | 森サキ子  | 公募委員                 |
|           | 関田博之  | 公募委員                 |

## 用語説明

あ行

あ

○アイドリング

自動車のエンジンをかけたまま、変速機ギアを中立位置に入れ停止している状態。

○空き家等

建物又はその他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。近年、全国的に増加しており、平成 20 年度の全国の空き家数は 756 万戸であり、総住宅数の 13.1%を占めている。適切に維持管理されない状態で放置することで周辺環境への悪影響が懸念される。愛川町では平成 23 年 12 月に「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」を制定し、空き家の適正管理についても規定を設けた。

○アジェンダ 21

21 世紀に向け、各国及び国際機関が開発と環境保全を両立させる持続可能な開発を実施していくための行動計画。1992 年 6 月ブラジルで開催された地球サミットで採択された。

い

○一般廃棄物

現行法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の第 2 条第 2 項で、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。主に家庭や小口の事業所などから排出される種々の「ごみ」をいうが、し尿及び家庭雑排水も一般廃棄物に含まれる。

○イメージフラワー

地域を象徴する花。

う

○雨水浸透

降雨が地表面から地中にしみ込む現象。都市化に伴い、雨水の浸透性のよい地表面の割合が減少して流出率の増加につながるため、浸透性舗装、浸透性雨水枳などの積極的に雨水の地下浸透を図る方法が検討されてきている。

え

○エコアクション 21

中小事業者においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つの形に統合した環境配慮のためのツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を設定し、行動の実施、結果のとりまとめ、評価、報告を行うための方法として、環境省によって策定された。

## 資料編

### ○エコカー

「低公害車」参照

### ○エコファースト制度

企業の環境保全に関する業界のトップランナーとしての取組を促進するため、企業が環境大臣に対して、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する制度。平成 20 年に設定され、現在までに 41 社がエコファースト企業として認定されている（平成 25 年 11 月現在）。

### ○沿道の緩衝環境

自動車交通量の多い道路などに緑地や遮音壁を設けるなど、大気汚染、騒音、振動などを防止、緩和すること。

## お

### ○オープンスペース

都市の中の公園、広場など。

### ○オゾン層

高度約 10km から 50km の成層圏中にオゾンが高濃度で存在している。この高濃度オゾン領域は層状に地球を取り巻いており、オゾン層と呼ばれる。成層圏のオゾンの高度分布を説明するために、1930 年にイギリスのチャップマンが酸素族だけの光化学反応を考慮した定常状態のモデルを提唱した。この機構においては、酸素分子の太陽紫外線による解離 ( $O_2 + \text{光子} \rightarrow O + O$ ) を通したオゾンの生成と、酸素原子とオゾンの再結合による損失 ( $O + O_3 \rightarrow 2O_2$ ) とが釣り合っている。現在では、活性な水素、窒素、塩素、臭素を触媒とした反応サイクルによるオゾンの損失率が酸素族だけの光化学反応による損失率の約 4 倍になることや、グローバルなオゾンの分布を説明するには輸送効果を考慮する必要があることがわかっている。しかし、チャップマンの考えそのものは依然としてオゾン研究の基礎となっている。

### ○オゾン層破壊物質

フロン、ハロン、1, 1, 1-トリクロロエタンなどの成層圏オゾン層を破壊する可能性のある化合物の総称。分子中に塩素または、臭素原子をもつ化合物で比較的寿命が長く、成層圏に到達する可能性のある化合物は、オゾン層破壊物質と呼ばれ、全廃や生産規制が行われている。塩素原子、臭素原子、またはこれらの酸化物は触媒的にオゾン分子の分解反応を促進する。

### ○温室効果

大気が太陽放射には比較的透明で、惑星放射には比較的不透明であることによって起こる、大気による惑星表面の保温効果、大気のこの放射特性が温室の屋根などに使われるガラスのものと同じであることから温室効果と呼ばれるが、温室の保温効果には外気の遮断などの要因も効いて

おり、大気と温室の保温の仕組みがまったく同じというわけではない。

温室効果は大気中の温室効果ガスや雲によってもたらされる。大気が惑星放射に不透明であると、惑星放射は惑星表面から直接惑星外に射出されずに、ある高度の大気から惑星外に射出され、その高度の気温は惑星が吸収する太陽放射と同等の黒体放射から決まる温度とみなすことができる。一般的に惑星大気は下層ほど温度が高いため、仮に太陽放射の吸収が変化しなくても、その高度が高いほど地表面の気温は高くなる。温室効果が増加することはその高度が上昇することである。

#### ○温室効果ガス

一般に、太陽放射に対しては比較的透明で、地表面からの赤外放射に対しては不透明な性質をもった気体のこと、温室効果ガスが存在することにより、放射平衡が成り立つ地面温度は、存在しない場合に比べて高くなる。したがって温室効果ガスの増加によって地表の温度が上昇する。主なものには水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがある。

#### ○温暖化対策

温暖化問題は原因とその影響の範囲が地球全体におよぶため、その対策は多岐にわたり、単一の対策での解決は困難で多くの対策の積み重ねによって効果をもたらす。温室効果ガスの発生からそれによる影響の段階別の対策を分類すると温室効果ガスそのものの発生を減らす対策(抑制策)、発生したガスが大気中に放出することを防ぐ対策(処理策)、放出したガスを取り去る対策(吸収策)、温暖化が現実には生じた場合にその悪影響から逃れる対策(適応策)がある。対策を実現する手段には技術的方法、制度的方法、教育的方法などがある。

## か行

### か

#### ○外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種を指す。外来種の中でも、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### ○環境報告書

企業や公的法人等の事業者が、自らの事業活動による環境負荷や環境配慮の取組み状況を報告する手段の一つ。環境負荷低減の努力を周知するとともに、自社の環境問題へのかかわりを見直すきっかけとしても効果を上げている。一定の公的法人では作成が義務付けられている。また、売り上げ 1000 億円以上の大企業では 8 割以上で作成、公表がなされているが、売り上げ 1000 億円未満の企業では作成率が低くなっており、今後の普及が課題として挙げられる。

#### ○化石燃料

地表あるいは地中といった自然界に存在する天然資源のうちのエネルギー資源を意味し、石炭、原油、天然ガスや重質油分を含んだオイルシェール、オイルサンドなど、またこれらの加工品であるコークスやガソリン、石油、軽油など地核の中で生成した炭化水素を主体とする燃料で生物由来と考えられる。これらは動植物の死骸の堆積物を起源として、地中で加熱あるいは加圧され現在利用される燃料と化したもの、及びそれらの加工品であることから化石燃料と呼ばれる。またウラン鉱石もほとんど地中から採掘されることから上述の化石燃料に含める場合もある。

#### ○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業社に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。平成10年に施行された。

#### ○環境影響評価（環境アセスメント）

環境に重大な影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などの一定規模以上の事業を対象にして、事業者に加えて、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与する形で手続きが実施されている。

#### ○環境影響評価法

環境影響評価の手続きを定めるとともに、環境影響評価の結果を事業内容に反映させることで、その事業に係る環境保全について適正な配慮がなされるようにするために、1997年に成立した法律。平成24年4月の法改正によって、計画段階配慮書の作成や環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けられた。

#### ○環境監査

環境監査の考え方は1970年代から1980年代にかけて、企業の情報開示と汚染問題に関する訴訟への対応処置として生まれた。その後オランダ、ノルウェーなどに広がった。何れも汚染または環境事故への責任措置を軽減するため自らの活動がある基準に適合することを定期的に確認し、関連情報を公開する形がとられた。ISO14000シリーズの中では環境活動、パフォーマンス、管理システム、情報などが特定の判定基準に適合しているか否かを決定するため客観的な証拠を取得、評価するプロセスと定義している。一般的には遵法監査、環境リスク監査、取得監査、廃棄物監査などが考えられる。

#### ○環境管理（環境マネジメント）

事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自

## 資料編

ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

### ○環境管理システム（環境マネジメントシステム）

環境管理のための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的な環境保全が求められており、そのための有効なツールでもある。

国際規格の ISO14001 や環境省によって策定されたエコアクション 21 などが挙げられる。

### ○環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を維持し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気、騒音、水質、土壌及びダイオキシン類について定められている。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素などのほかベンゼン等やダイオキシン類など合計 10 物質について定められている。

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分（昼夜）ごとに基準値が定められている。また、航空機及び新幹線鉄道に起因する騒音については、地域の類型ごとに別途基準値が定められている。

水質に係る環境基準としては、水質汚濁に係る環境基準と、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。人の健康の保護に関する環境基準は全水域に適用されるもので、1971 年にカドミウム、シアンなど 8 項目が設定され、1975 年に PCB が、1993 年にトリクロロエチレン等が、1999 年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 3 種類が、2009 年に 1,4-ジオキサンが追加され、現在 27 項目となっている。また、生活環境に関する環境基準は河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた類型に区分されて基準値が定められ、水域ごとに類型が指定される。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、カドミウム、全シアン、鉛など合計 28 物質について定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能のうち、水質浄化・地下水かん養機能及び食料生産機能を保全する観点から、1991 年に、カドミウムなど 10 物質について設定され、1993 年に、有機塩素系化合物、農薬等 15 項目が追加され、1999 年にふっ素およびほう素が追加され、現在 27 項目となっている。

### ○環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める国の計画。地方自治体においても、環境基本条例等によって同様の計画策定が定められている。

### ○環境基本法

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための、国の環境行政の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月 19 日施行。

### ○環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### ○環境保全型農業

環境問題や地域資源問題、さらには地域の社会経済問題が生じてきたことを受けて1992年から農水省が本格的に推進する環境にやさしい農業のこと。自然環境に配慮しつつ生産性を維持するために、農薬や化学肥料の投入を必要最小限に抑え、糞尿やその他の有機物質及び緑肥作物を有効利用したり、バイオテクノロジーや生態系メカニズムの活用などの具体的な方法を適切に採用することによって、環境負荷を低減させるのが狙い。アメリカにおける低投入持続的農業(low input sustainable agriculture、略称LISA)や、ブルントラント・レポートにある持続可能な農業(sustainable agriculture)に近似する考え方。

### ○環境ホルモン

生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質、科学的には内分泌攪乱物質という。原因物質としては、除草剤、殺虫剤に用いられる DDT、プラスチック原料のビスフェノール A、船底の塗料部分の有機スズ、また PCB (ポリクロロビフェニル) やダイオキシンなど十数種があげられ、一説には72種類あるともいわれている。

### ○かん養

降雨、河川水、湖沼水などが地盤内に浸透して地下水となることをかん養という。地下水かん養の実体は非常に複雑であり、帯水層が複数層となっている場合には、帯水層間で水の収支が行われる。降雨浸透に限っても降雨量が不規則であり、その地点や条件によってかん養状態は大きく変化する。したがって、直接それらを定量的に調査することは現実問題として困難である場合が多いため、地下水盆全体の水収支よりかん養量を予測する。

## き

### ○気候変動

気候システムの状態が変動すること。気候とは地表面付近の統計的状态であり、一般的にある長さの時間にわたって定義される。したがって気候変動とは気候が定義される時間よりもさらに長い時間スケールの変動ということになる。地表面付近とは、地球の大きさに比較してのことであり、大気中間圏や海洋深層の長期的変動も気候変動とみなすことができる。時間スケールについては、一般的に、いわゆる地球温暖化(数百年スケール)のように数十年よりも長い変動のみが気候変動とみなされ、エルニーニョ・南方振動のようにそれより短い変動は気候の内部構造またはゆらぎとみなされる。気候変動には、地球温暖化のように強制力の変化によって引き起こされる外因性のものと、気候システム内部の相互作用で起こる内因性のものが考えられる。過去の気候変動はその両者が複合的に作用して起こったと考えられている。

○気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に強調して行っていくために、1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。条約に基づき、1995年以降の毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。

○希少野生動植物種

個体数の著しい減少、生育地・生息地の消滅などにより絶滅のおそれがある種として、「絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律」で定められている動植物の種。

日本にもともと生育・生息していて絶滅のおそれのある「国内希少野生動植物種」と国外に生息・生育し、絶滅のおそれある種としてワシントン条約付属書1または2国間の渡り鳥等保護条約に掲載されている「国際希少野生動植物種」の二つがある。

「国内希少野生動植物種」としては、トキ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルテナガコガネ、レブンアツモリソウなど90種類が指定され、捕獲・殺傷、採取・損傷だけでなく個体の譲渡しや輸出入も規制されている。

また、「国際希少野生動植物」には、ジャイアントパンダ、シーラカンスなど約700種類が指定され、個体の譲渡しや輸出入が規制されている。

○逆転層

対流圏では上層ほど気温が低くなることが多いが、時として上層ほど気温の高い層が出現する。この層を逆転層という。特に地表に接しているときには接地逆転層と呼ばれる。

逆転層では乱流が抑制され、汚染質はなかなか拡散しない。逆転層が形成される原因として放射、沈降、前線、移流、乱流などがあげられる。

○狭あい道路

幅4m未満の狭い道路。

○京都議定書（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）

1997年2月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定し、それらを達成するための仕組みとして排出量取引や共同実施、クリーン開発メカニズムなどが合意・導入された（京都メカニズム）。日本は2008年～2012年の5年間の目標期間において、温室効果ガスの排出量を1990年代比で6%削減することが目標として設定された。また、国内では議定書の採択をうけて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年に制定され、地球温暖化対策推進大綱や京都議定書目標達成計画が定められた。一方で、世界全体に占める排出量の割合が大きい米国や中国は批准していないことが課題とされていた。

## 資料編

2013 年以降については、米国や中国を含めた新たな法的枠組みを 2020 年に開始することと、京都議定書を 2013 年以降も延長することなどが決まっている。

### ○近隣騒音

飲食店等の営業騒音、商業宣伝の拡声器騒音、家庭のピアノなどの生活騒音を近隣騒音という。騒音規制法第 28 条では、飲食店営業等による深夜の騒音、拡声器を試用する放送の騒音などについては地方公共団体が必要な措置を講ずるものとしており、現在、多くの都道府県が条例で営業時間の制限、音響機器の使用時間の制限などの規制を行っている。

## く

### ○空間放射線量率

放射性物質による汚染の状況の指標の一つであり、対象とする空間の単位時間当たりの放射線の量を指す。単位は  $\mu\text{Sv/h}$  (マイクロシーベルト毎時)。健康保護の観点での汚染の状況の指標として使用することができる。比較的短時間に直接測定することが出来る。

### ○経済・社会のグリーン化

経済・社会活動により自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれることがないような経済・社会システムへと移行していくこと。

### ○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 13 年に施行された。製品やサービスを調達する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、出来る限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをグリーン購入といい、環境保全に資する製品の普及促進を図るために促進されている。この法律では国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることが求められている。また、環境負荷低減に資する製品・サービスに関する適切な情報提供を促進することで、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

## け

### ○建築協定

建築基準法に基づき、一定区域内の関係権利者全員の合意により、住環境等の改善のために建築制限を行う民間協定。

## こ

### ○コミュニティ

共同生活がおこなわれる一定の地域・地域社会。一定の地域に居住し、共属感情をもつ人々の集団。

○国連持続可能な開発会議（リオ+20）

平成4年の国連環境開発会議で採択されたアジェンダ21について、採択から20周年を迎える機会に見直しを行うことを目的として、平成24年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議。グリーン経済に向けた取組の推進、持続可能な開発を推進するための制度的枠組み、防災や未来型のまちづくりなどの取組が議論され、今後の国際的取組を進展させる上で重要な成果が得られた。特に、グリーン経済への移行について途上国が理解を深め、国際社会全体としてグリーン経済に取り組んでいくことについて前向きなメッセージが出された。

○固定価格買取制度（フィードインタリフ制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度。主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電することができる。欧州各国をはじめとして導入されている。

さ行

さ

○災害廃棄物

地震や津波などの被害で発生した廃棄物のこと。倒壊家屋や電化製品、コンクリート片、草木類など東日本大震災においては、岩手県や宮城県で大量に発生し、その処理が大きな問題となり、被災地で処理しきれない災害廃棄物は、全国の廃棄物処理施設で処分されている（広域処理）（平成25年11月現在）。

○再生可能エネルギー

エネルギー源として、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどが挙げられる。

○里山（里地里山）

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念でもある。日本国土の約4割を占めるともいわれる。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされる。一方、里地里山の多くは、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性の劣化が質・量ともに懸念されている。

## 資料編

### ○里地里山保全活用行動計画

里地里山保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として平成 22 年に策定された計画。

### ○酸性雨

酸性雨とは、漢字の意味からも明らかなように酸性の雨を示すものである。大気中に存在している約 390ppmv の二酸化炭素と雨水が平衡状態になった場合に、pH 約 5.6 を示すことから、pH5.6 以下の雨を酸性雨ということが多い。

しかし、酸性雨は pH5.6 以下の雨水をさすだけでなく、広義にはガス状や粒子状の酸性物質まで含めることが多い。この場合、通称酸性雨を酸性降下物と呼ぶ。この酸性のガスと粒子状物質とは、二酸化硫黄、硝酸ガス、あるいは硫酸の粒子などである。

さらに拡大解釈した場合、酸性降下物に酸化性物質であるオゾンや過酸化水素などを含め、酸性雨という場合もある。

### ○散乱ごみ

道路際・公園・広場・行楽地などでみだりに捨てられる空き缶・吸い殻等のごみをいう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条では、原則、土地または建物の占有者・管理者が清掃し、清潔の保持を行うことになっているが、実際は、季節や場所、人出などにより散乱状況が著しく変動し、また広範囲にわたることから、効果的な清掃は困難である。このため、散乱防止をよびかけるキャンペーンなどの種々の方策が講じられている。

### ○三陸復興国立公園

東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するために平成 25 年 5 月に創設された国立公園。

南北の延長は約 220km、北部は「海のアλπス」とも賞される豪壮な大断崖、南部は入り組んだ地形が優美なりアス海岸が続き、海岸にはウミネコやオオミズナギドリなどの海鳥の繁殖地がある。

東日本大震災では、持続可能な社会の構築のためには、地域のもつ生態系サービスにも配慮が必要との観点から、被災地の環境保全を織り込んだ復興の取組み（グリーン復興）がなされている。

## し

### ○紫外線

可視光線よりも短波長の電磁波。400nm を上限とし、下限はあまり明確ではないが、1nm くらいまでの波長領域を指す。200nm 以下の波長領域を真空紫外線といい、また分野によっては、200nm 以下の波長領域を遠紫外、300nm 以上を近紫外などと表現する。

200 から 400nm の領域もその波長により U-A, UV-B, 及び UV-C の 3 つに区分される。一般的に、紫外線は波長が短いほど生物に対する害作用が大きいが、290nm 以下の紫外線は大気中のオゾン

## 資料編

などにより吸収され、地表面にはほとんど到達しない。また、UV-A の放射量はオゾン量の変化にかかわらずほぼ一定で、オゾン層が破壊された場合、UV-B の地表面への到達量が特異的に増加すると考えられ、その増加の割合は、1%のオゾン量の減少に対して、約 2%といわれている。皮膚の日焼けは紫外線により起こる。

### ○自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。平成 19 年に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会を構築するために追求すべき 3 つの社会として「低炭素社会」、「循環型社会」と共に示された。

### ○自然再生推進法

過去に損なわれた生態系その他の自然環境の再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。平成 15 年に施行された。この法律に関連して、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針「自然再生基本方針」が決定されている。

### ○自然植生

人間の影響を受けず、自然のままに生育する植生。

### ○持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）

平成 4 年の国連環境開発会議で採択されたアジェンダ 21 について、見直しや新たに生じた課題についての議論を行うために、平成 14 年にアフリカのヨハネスブルグで開催された国連主催の首脳会議。首脳の持続可能な開発に向けた政治的意思を示す文書である「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と、貧困撲滅、持続可能でない生産消費形態の変更、天然資源の保護と管理、持続可能な開発を実現するための実施手段、制度的枠組みといった持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書である「ヨハネスブルグ実施計画」が採択された。

### ○自動車公害

交通公害のうち、道路を走行する自動車によりもたらされる大気汚染、悪臭、騒音、振動等の公害問題を総称したもの。

### ○指標生物

環境の汚染や変化や特色を反映する生物種(指標植物、指標動物)。特定環境に分布する生物種や、汚染物質による被害を受けやすい生物種や、特定の汚染物質をよく蓄積する生物種が含まれる。

環境モニタリングにおいて、環境汚染のインジケータとなる。非食品であっても、年間を通じて地域全体で生息し、採取が容易な試料が選択される。

大気汚染では二酸化硫黄の指標としてウメノキゴケ、水質汚濁では有機性汚濁の指標としてカ

## 資料編

ゲロウ、カワゲラなどの水生生物がよく知られている。

### ○社寺林

神社や寺が所有する林分のことを社寺林という。日本では、関東・甲信地方におけるスギ社寺林の衰退が報告されている。

### ○臭気濃度

嗅覚官能試験法による臭気の数量化の方法の一つである。その臭気を無臭の清浄な空気で希釈したとき、ちょうどにおわなくなったときの希釈倍数を臭気濃度という。すなわち、臭気濃度 1000 の臭気とは、ちょうど 1000 倍に無臭空気で希釈したときに、初めてにおいが消えるような臭気のことである。

臭気強度表示法、快不快度表示法がにおいの程度を判定するのに対し、この臭気濃度表示法はにおいの有無を判定するため、比較的個人間の変動が少ないといわれている。臭気濃度の主な測定方法としては三点比較式臭袋法、セントメータ法、ASTM 注射器法などがある。

また、臭気濃度を対数変換した臭気指数表示も広く使われている。

$$N=10 \log T$$

N:臭気指数、T:臭気濃度

### ○循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源を出来るだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。平成 19 年に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会を構築するために追求すべき 3 つの社会として「低炭素社会」、「自然共生社会」と共に示された。

### ○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成 25 年に第 3 次循環型社会形成推進基本計画が策定された。

### ○生涯学習

充実した人生を送るため、自発的な意志に基づいて自分に適した手段・方法を用いて、生涯を通じて学習すること。

### ○薪炭材

燃料として利用される木材、化石燃料が高価で入手困難な地域では、薪炭材が依然として主要な燃料となっており、人口の集中する都市や集落を中心として大量の樹木が薪炭材として利用される。しかし、乾燥地域のように植生の回復が遅いところでは、過剰な伐採が続くと樹木の再生が困難になり、土地の荒廃化が進む。

## 資料編

### ○シンボルツリー

地域の象徴となる木。名木。

## す

### ○スーパーファンド法

正式名称は「包括的環境対処・補償・責任法」。有害物質により汚染された環境(主に土壌)を浄化するための措置を定めたアメリカの法律。1980年に制定され、1986年に大幅改正された。改正時に制定された「スーパーファンド法修正案および再授権法」と合わせてスーパーファンド法と通称される。

本法により米国政府は汚染土壌を指定し、責任当事者に浄化を命令する権限を有するとともに、浄化のための巨額の基金(スーパーファンド)を保持することとなった。浄化の責任当事者は、土地の現在または過去の所有者・管理者、有害物質の発生者もしくは、有害物質の運搬業者とされており、自ら浄化を行うか、政府が基金により浄化を実施した場合はその費用を支払う義務を負っている。

### ○スプロール

都市が不規則に虫食い状態で郊外へと拡大していくこと。

## せ

### ○生活排水

家庭の便所、台所、風呂場などから排出される家庭下水のこと。このうちし尿を除いた汚水を示す場合に用いられる傾向にある。

### ○生態系

ある地域の生物群集はそれを取りまく無機的環境と密接な相互関係をもっており、その中で物質代謝が行われ、物質が循環している。この生物群集と無機的環境を含んだ一つのまとまった物質系を生態系と呼ぶ。

生産者、消費者、分解者と水、土壌、光等無機環境の四つを構成要素とし、これらの構成要素が環境作用、生物相互作用などによって動的に結合されているという考え方を基本としている。

湖沼生態系の場合、水中の無機物を用いて植物プランクトンに代表される生産者が有機物を作り、それをさまざまな動物や細菌が消費・分解し無機物に戻し、水を介した物質循環系を作っている。

### ○生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原理を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。平成20年に制定された。生物多様性から得られる恩恵を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与するこ

## 資料編

とを目的としている。

### ○生物多様性国家戦略

生物多様性条約第 6 条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された。その中で生物多様性の 4 つの危機として、開発など人間活動による危機（第 1 の危機）、自然に対する働きかけの縮小による危機（第 2 の危機）、外来種など人間により持ち込まれたものによる危機（第 3 の危機）、地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機（第 4 の危機）が示されており、今後 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」が設定された。

### ○接道部緑化

道路に面したところを緑化すること。

### ○ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として有効利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする資源循環型の社会システムおよびその構築を目指すもの。1994 年に国連大学によって提唱された。国内では工場のゼロエミッションに取り組む企業が増加している。

## そ

### ○粗大ごみ

家庭から廃品として出される家具や家電製品、自転車、布団など比較的大きなものを言う。

## た行

## た

### ○ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという 3 種類の物質群の総称をダイオキシン類という。置換塩素の数、配置によりそれぞれ、75 種類、135 種類、数十種類の異性体があるが、そのうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの 2, 3, 7, 8 位が塩素で置換されたものが最も強い蓄積性、催奇形性をもつ。この種の化合物の脅威は、母乳を通して親から子への影響が残ることである。廃棄物焼却、パルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等で副生する。

### ○大腸菌群

グラム陰性、無芽胞性の桿菌で、大部分は哺乳類の消化器官に存在する微生物群であるため、消化器系病原菌による汚染の指標として用いられている。

## ち

### ○地下水汚染

水道水質基準や水質環境基準に定められた基準値以上の汚染物質が地下水に含まれている状態。最近ではトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物による汚染を指すことが多いが、地下水汚染を引き起こす物質には農薬、重金属などさまざまな物質がある。ペンタクロロニトロベンゼンや硝酸性窒素などは農薬や肥料による典型的な農業由来の地下水汚染であり、また水質環境基準において基準の強化されたヒ素や鉛は、主に自然起源の物質として地下水汚染の拡大が懸念されている。これらに加えて、微生物による地下水汚染は古くから数多くの事例がある。

### ○地下水のかん養

雨水が自然にしみ込むような地表面を確保し、地下水を養い育てること。

### ○地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ

中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において、中長期の温室効果ガスの排出削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿について検討するため、平成22年にまとめられたロードマップ。単に日本の中長期の温室効果ガスの排出削減目標を実現するための手段を分析したものではなく、国内外の情勢を踏まえた上での中長期的な国家戦略として検討されている。

### ○地球サミット

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議のこと。地球サミットでは「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択されるなど、21世紀に向けて地球環境保全のための国際的な合意がなされた。

### ○窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )

本来は窒素の酸化物の総称であるが、大気環境分野においては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、 $\text{NO}_x$ (ノックス)とも略称される。窒素酸化物は炭化水素とともに、光化学大気汚染の原因物質であり、オキシダント生成量を決定する要素の一つである。発生源は自動車や工場廃ガスであり、呼吸器系に対する有害性が知られている。

### ○中水道施設

住宅団地排水や事業場排水などを高度に処理して、洗車水や水洗便所など水道水ほど良好な水質が求められない用途に再利用するシステム。

## て

### ○低公害車

従来のガソリン自動車やディーゼル自動車と異なるエネルギーや駆動方法を用いる窒素酸化物

## 資料編

や二酸化炭素の排出量の少ない自動車。日本では電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車が実用化されている。LPG(液化石油ガス)車、希薄燃料(リーンバーン)エンジン車を含める場合もある。ソーラー自動車や水素自動車、燃料電池自動車などについても開発中。大気汚染防止の観点から、世界各国で普及のための措置が図られている。一定の基準を満たした車両については、自動車重量税や自動車取得税の免除・軽減措置がとられる(エコカー減税)。

日本では、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」によって、平成22年度までに実用段階にある低公害車をできるだけ早期に1,000万台以上普及させ、燃料電池自動車5万台を普及という目標を掲げていた。平成19年度末の時点で、低公害車は1,647万台を上回っており、この目標を達成したが、燃料電池自動車については42台で目標と大きく乖離していた。

平成22年に閣議決定された「新成長戦略」では、2015年度の間目標として、燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備の先行整備を掲げている。また、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める燃料電池自動車などの次世代自動車の割合を最大50%にすること、燃料電池自動車の普通充電器200万基、急速充電器5,000基設置を掲げている。

### ○ディーゼル車

ディーゼルエンジンを動力源にして走行する自動車。燃料は軽油。

### ○低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感することができる社会。平成19年に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においても、持続可能な社会を構築するために追求すべき3つの社会として「循環型社会」、「自然共生社会」と共に示されている。

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、国内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっている。そのため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関して、価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。平成24年に施行された。

## と

### ○統合報告書

事業者の売り上げなどを含む財務情報と、非財務情報(環境や社会への配慮の状況、知的資産、ガバナンス情報、中長期的な経営戦略など)を統合した形で投資家や世間に伝えるための報告書。

## 資料編

今後、事業者間で、このような形式による報告書の作成が増加する可能性が指摘されている。

### ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資するため、平成16年に制定された。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱を規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

### ○都市化

農村的な生活様式から都市的な生活様式に変化することを都市化という。この都市化の指標となる生活様式の変化とは、経済の面では産業化が、政治の面では民主化が、社会・文化の面では自由・平等と合理化が進展することを意味しているが、人口学では農村人口が都市に移動し、都市人口が相対的に増加することを人口の都市化といっている。

### ○都市・生活型公害

自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

### ○土壌汚染

土壌にカドミウムなどの有害な貴金属類、PCB(ポリ塩化ビフェニル)などの化学物が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収穫減をもたらすこと。

## な行

の

### ○農薬

日本の農薬取締法では農作物を害する病原菌、昆虫、ダニ、線虫、ネズミ、その他の動植物(雑草はここに含まれる)やウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、殺そ剤、誘引剤、補助剤などと、農作物の生理機能の増進または抑制に用いられる生長促進剤、発芽抑制剤などを農薬と定義している。さらに、化学合成農薬と弱毒ウイルス、捕食性ダニ、拮抗微生物など生物そのもの及び生物の抽出物を有効成分とするような生物農薬とに分類され、環境負荷低減を目指して生物農薬が増える傾向にある。従来、農業用に利用されてきた薬剤の中には、公園や住宅地に植栽されている樹木や草花の病害虫・雑草防除用の薬剤 amenity・pesticide やハエ・カのような衛生害虫用の殺虫剤もある。

## は行

### は

#### ○ばい煙

すす、煙。

#### ○バイオマス

大気中の二酸化炭素と水が、太陽光による光合成によって糖類やセルロースなどに变化した植物を主に示す。これは発展途上国では重要な一次エネルギー源となっている。

また、バイオマスは燃焼により熱が得られ、燃焼排出物と太陽光から再生することから、地球環境問題の見地から再生可能一次エネルギーとして重要視されている。

### ひ

#### ○ヒートアイランド

都市化により地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都市部で平均気温が上昇する現象。等温線を描くと都心部が島のような形になる。

#### ○ヒートアイランド対策大綱

ヒートアイランド対策を推進するために平成 16 年に策定された大綱。平成 25 年に見直しが行われ、ヒートアイランド現象の対策の推進として、従来からの取組である「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」の 4 つの柱に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が新たに追加された。

#### ○PM2.5（ピーエムニーテンゴ）

微小粒子状物質の通称。浮遊粒子状物質のうち、空気力学的粒子径が 2.5 マイクロメートル以下のもの。粒径が小さく呼吸器に吸入することで人の影響に影響を与えることが指摘されている。平成 21 年に環境基準が新たに設定された。近年、中国大陸から高濃度の微小粒子状物質が飛来する越境汚染が問題となっている。

### ふ

#### ○物流システム

物を生産者から消費者へと物流させるシステム。

#### ○不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林・原野などに投棄する事である。廃棄物処理にかかわるものの中で最も多い違法行為である。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏出し、汚染を引き起こすこともある。

## 資料編

日本では、建築廃材など有害物質を含まない廃棄物が投棄される事例が多いが、最近では有害物質を含む廃棄物の不法投棄の撤去と破壊された環境の修復が一つの課題となってくると考えられる。

### ○フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。

### ○粉じん

物の破碎、選別、その他の機械的処理または堆積に伴い発生し、または飛散する物質として大気汚染防止法で定義されている。

## ほ

### ○放射性物質

放射線を放出する同位元素、その化合物及びこれらの含有物を指す。ウラン、プルトニウム、セシウムなど多数存在する。その性質により原子力発電や放射線療法、化石の年代測定などに利用されている。

### ○放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）

福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とした法律。平成 24 年に施行された。

## ま行

## み

### ○みどりの遊歩道

公園・緑地や史跡等をめぐって、安全かつ快適に歩けるように整備された散歩道。

## め

### ○メタン

温室効果ガスの一つ。大気中の濃度は二酸化炭素より極めて低いが、1分子当たりの温室効果が高いので、結果的に温室効果は二酸化炭素に次いで大きい。沼、稲田や土中での腐敗など嫌気性条件下での微生物による有機物分解や草食動物の腸内発酵により、また天然ガスや石炭の採掘などでも発生する。

現在の大气中濃度は産業革命以前の2倍にあたる約1.8ppmであり、年率約0.6%で増加しつつある。大气中での平均滞留時間は約12年。

や行

ゆ

○有害廃棄物

爆発性、引火性、腐食性、反応性、急性・慢性毒性、生体毒性などの有害特性を有する廃棄物のことである。有害廃棄物を適正に管理しないと、爆発性の事故などの発生や、廃棄物に含まれる有害物質が漏出し、環境汚染を引き起こす恐れがある。日本では、特別管理廃棄物として収集から最終処分まで厳重な管理が行われているが、欧米諸国と比べると特別な管理が求められる廃棄物の比率は低い。また、先進国で発生した有害廃棄物が、規制が緩く適切な管理がなされない途上国へ送られる事例が増えたことから、バーゼル条約が採択され、有害廃棄物の越境移動が制限されている。

ら行

ら

○ライフスタイル

生活様式。

○ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。渡り鳥の主要な渡来地等国際的に重要な湿地の生態系と生息する動植物の保全を促進するとともに、これらの賢明な利用(wise use)を図ることを目的としている。締約国は、国内の重要湿地を条約事務局に登録し、圈内法に基づき保全を推進する責務があり、日本では釧路湿原等 46 ヶ所の湿地に登録している(平成 25 年 6 月現在)。同条約は、1971 年イランのラムサールで採択された。

り

○緑被率

樹林や草地、農地などの緑で覆われる土地の面積割合。

アルファベット

○BOD

生物化学的酸素要求量。水中の有機物量を表す指標の一つで、好氣的に微生物により分解される量。通常は試水を 20℃で 5 日間放置(BOD5)した時、消費される酸素量(mg/l)で表す。

○COD

酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素の量(mg/Q)。COD(化学的酸素要求量)値が大きいほど汚濁物質の量が多いことを示す。

○LED 照明

LEDとは発行ダイオード (Light Emitting Diode) の頭文字を省略したもので、電気を流すと発行する半導体の一種である。LEDは白熱電球と比較して発行効率が高く、照明などとして利用することで大幅な省エネが可能とされる。また、導入コストでは白熱電灯を上回るものの、メンテナンスが不要で長期間使用できるため、数年以上の使用期間で考えるとトータルコストは白熱電灯を下回るとされる。

○IPCC

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は1988年11月に気候変動、特に地球温暖化問題に関する科学的知見、環境・社会経済影響及び対応策を検討すること、気候変動枠組条約の交渉と実施に関して科学的な助言を与えることを目的として国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)によって設立された。三つの作業部会から構成され、それぞれ気候システムの機構、潜在的な影響・適応や緩和策、気候変動の経済的意義を対象にして評価を行っている。今日まで、IPCCには第一次影響評価報告書(1990年8月)、補足報告書(1992年2月)を公表した。さらに、その組織の再編成を行った上で、1995年12月に最新の科学的知見を集約・整理した第二次評価報告書(SAR)を公表した。

○ISO14000

環境管理に関する国際規格の総称、品質管理システム規格 ISO9000 シリーズに対比されて ISO14000 シリーズと呼ばれる。1993年6月から TC207 で制定準備が進められ、1996年から発行が開始された。中心となる環境管理システムのスペック規格 ISO14001をはじめ、システム、監査の5規格が1995年8月 DIS(国際規格原案)に登録された。ISO14000の発行前に発行されていた各国規格(BS7750一英国規格など)はISO規格発行と同時にこれにとって替えられた。シリーズ規格の内容は環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど広範囲にわたる。

○NGO

国連では非政府系の各種市民団体を NGO と分類し、国際会議への意見表明を認めている。その活動は調査研究、政策提言、環境保護など多岐にわたるが、環境問題に関する会議などで大きな役割を果たしている。世界自然保護基金(WWF)やグリーンピースなどが国際的に著名である。

愛川町環境基本計画

平成12年3月策定

平成26年3月改定

発行 愛川町  
住所 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1  
電話 046-285-6947  
FAX 046-286-5021  
e-mail [kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp](mailto:kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp)